# 令和2年度業務実績に係る自己評価書

令和3年6月28日 独立行政法人農畜産業振興機構

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関す	ける基本情報		
1-1	1 畜産(肉畜・食肉等)関係業務		
	(1)経営安定対策		
	ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付等、イ 肉用子牛	生産者補給交付金の交付等、ウ	<sup>2</sup> 畜産業振興事業
	(2) 緊急対策		

主要な経年テ ①主要なアウ		 ウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度			30 年度	元年度	2年度	3年度	44
肉用牛交付	_	_	1,255件	18, 197 件	45, 187 件				予算額 (千円)	206, 302, 632	243, 818, 007	336, 213, 928		
金を交付し			(517件)						決算額 (千円)	41, 605, 988	27, 773, 606	102, 351, 051		
た件数									経常費用 (千円)	53, 246, 549	113, 425, 014	102, 368, 952		
目標業務日	35業務日以		1,255件	18, 197 件	45, 187 件				経常利益 (千円)	△25, 493, 694	△103, 827, 209	△2, 914, 336		
以内に交付	内の交付		(517件)						当期総利益 (千円)	14	50, 480	3, 760, 875		
した件数									行政コスト (千円)	_	113, 425, 014	102, 368, 952		
達成度合	_	_	100% (100%)	100%	100%				行政サービス実施コ スト (千円)	18, 172, 373	_	_	_	
									従事人員数	52. 86	52. 00	52. 00		
肉用牛交付 金を交付し た回数	_	_	(-)	4回	4回									
目標業務日 以内に交付 状況を公表 した回数	5業務日以 内の公表	_	(-)	4回	4回									
達成度合	_	_	_	100%	100%									
			(-)											
肉豚交付金	_	_	_	_										
を交付した 件数			(-)											
目標業務日	30業務日以		_	_	_									
以内に交付 した件数	内の交付		(-)											
達成度合			(—)											

肉豚交付金	_	_		_	_						
を交付した			(-)								/
回数											
目標業務日	5業務日以		_	_	_						
以内に交付	内の公表		(-)								
状況を公表										/	
した回数											
達成度合		_	_	-	-						
			(-)	6.1	6.1						
肉用子牛生		188 件	202 件	229 件	202 件						
産者補給交									/		
付金等を交											
付した件数		100 til	202 //	222 11	000 11						
目標業務日	14業務日以	188 件	202 件	229 件	202 件						
	内の交付										
した件数		1000/	1000/	1000/	1000/						
達成度合	_	100%	100%	100%	100%						
肉用子牛生		_	1回	3回	2回						
産者補給交付金を交付											
れ金を交れ した回数											
目標業務日	5業務日以	<del></del>	1回	3回	2回			 /			
以内に交付	内の公表		1 1	3 凹							
状況を公表	1,10773										
した回数											
達成度合	_	<del></del>	100%	100%	100%						
緊急対策と	_	<del>_</del>	28 事業	41 事業	36 事業		/				
して制定し				7 7,13	7 / 1 4						
た事業数											
	18業務日以	<del>_</del>	28 事業	41 事業	36 事業						
以内に要綱											
を制定した	定										
事業数											
達成度合			100%	100%	100%	 					

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産(肉畜・食肉等)関係に関するもの(生産者等へ交付される補助金等が含まれる。)を掲載している。
  - 2) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 3)経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益(返還金等)が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。
- 4)30年度の欄の括弧内は、TPP11協定発効前までの目標に基づく件数を記載。

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第2 中期目標の期間			(◎:大項目、			
機構の中期目標の期間			〇:中項目、			
は、平成30年4月1日か			◇:小項目)			
ら令和5年3月31日ま						
での5年間とする。						
第3 国民に対して提供	第1 国民に対して提供	第1 国民に対して提供	◎第1 国民に対して提			
するサービスその他の業	するサービスその他の業	するサービスその他の業	供するサービスその他の			
務の質の向上に関する事	務の質の向上に関する目	務の質の向上に関する目	業務の質の向上に関する			
項	標を達成するためとるべ	標を達成するためとるべ	目標を達成するためとる			
	き措置	き措置	べき措置			
1 畜産 (肉畜・食肉等)	1 畜産(肉畜・食肉等)	1 畜産(肉畜・食肉等)	○1 畜産(肉畜・食肉			
関係業務	関係業務	関係業務	等)関係業務			
(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1) 経営安定対策			
ア 肉用牛及び肉豚につ	ア 肉用牛及び肉豚につ	ア 肉用牛及び肉豚につ	ア 肉用牛及び肉豚につ			
いての交付金の交付等	いての交付金の交付等	いての交付金の交付等	いての交付金の交付等			
(ア) 肉用牛交付金につ	(ア) 肉用牛交付金の交	(ア) 肉用牛交付金の交	◇ (ア) 肉用牛交付金の	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
いては、肉用牛生産者か	付	付	交付	肉用牛交付金につい	   評定 a	<u>'</u>
らの販売確認申出書の提	肉用牛交付金について	肉用牛交付金について	分母を肉用牛交付金を	て、販売確認申出書の提	販売確認申出書の提出	
出期限から 35 業務日以	は、肉用牛生産者からの	は、肉用牛生産者からの	交付した件数とし、分子	出期限から 35 業務日以	期限から 35 業務日以内	
内に交付する。	販売確認申出書の提出期	販売確認申出書の提出期	を当該交付金を 35 業務	内に全て交付した。	に全て交付することがで	
(第3期中期目標期間実	限から 35 業務日以内に	限から 35 業務日以内に	日以内に交付した件数と	肉用牛交付金について	きた。達成度合は 100%	
漬:一業務日)	交付する。	交付する。	する。	は、TPP11 協定の発効に	(45, 187 件/45, 187 件)	
	·			伴い法制化された制度を		
【重要度:高】				引き続き適切に実施し		
基本計画に基づく経営			ための特に優れた取組内		度を引き続き適切に実施	
安定対策であり、また、				また、交付金単価の算		
TPP等政策大綱におい				定方法の見直し及び運用		
て充実の措置を講ずると				改善、新型コロナウイル		
された経営安定対策とし				スの感染拡大に伴う緊急		
て、的確に実施する必要				支援策としての生産者負	_ , , , , , , ,	
があるため。			•	担金の納付期限の延長措		
			あった	置等について、国からの		
				要請に基づき、速やかに		
				要綱改正を行うなど的確	   <課題と対応>	
			d:達成度合は、80%未		特になし	
			満であった	(-)(1)(1) (-)	1312.80	
			IIII CU) 21C			

付状況に係る情報を、全	付状況に係る情報の公表	付状況に係る情報の公表	よる交付状況の公表	肉用牛交付金の交付状	評定 b	 
交付対象生産者に対する	肉用牛交付金の交付状	肉用牛交付金の交付状	分母を肉用牛交付金を	況に係る情報について、	事務処理を迅速に行っ	
交付金の交付が終了した	況に係る情報を、全交付	況に係る情報を、全交付	交付した回数とし、分子	交付を終了した日から5	た結果、計画的に公表す	
日から5業務日以内に、	対象生産者に対する交付	対象生産者に対する交付	を5業務日以内に公表を	業務日以内にホームペー	ることができた。達成度	
ホームページで公表す	金の交付が終了した日か	金の交付が終了した日か	行った回数とする。	ジで公表した。	合は100% (4回/4回)	
る。	ら5業務日以内に、ホー	ら5業務日以内に、ホー	s : 達成度合は 100%で		であった。	
(第3期中期目標期間実	ムページで公表する。	ムページで公表する。	あり、かつ、その達成の			
績:一業務日)			ための特に優れた取組内		<課題と対応>	
			容が認められる		特になし	
			a : 達成度合は 100%で			
			あり、かつ、その達成の			
			ための優れた取組内容が			
			認められる			
			b:達成度合は、100%で			
			あった			
			c : 達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
(ウ) 肉豚交付金につい	(ウ) 肉豚交付金の交付	(ウ)肉豚交付金の交付	◇ (ウ) 肉豚交付金の交	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
ては、各四半期末月の肉			付	肉豚交付金について	評定一	
豚生産者からの販売確認	肉豚交付金について	肉豚交付金について	分母を肉豚交付金を交	は、平均粗収益が平均コ		
申出書の提出期限から	は、各四半期末月の肉豚	は、各四半期末月の肉豚	付した件数とし、分子を	ストを上回ったため、本	<課題と対応>	
30 業務日以内に交付す	生産者からの販売確認申	生産者からの販売確認申	当該交付金を 30 業務日	年度内に交付金の交付は	_	
る。	出書の提出期限から 30	出書の提出期限から 30	以内に交付した件数とす	行われなかった。		
(第3期中期目標期間実	業務日以内に交付する。	業務日以内に交付する。	る。	肉豚交付金について		
績:一業務日)			s : 達成度合は 100%で	は、TPP11 協定の発効に		
			あり、かつ、その達成の	伴い法制化された制度		
【重要度:高】			ための特に優れた取組内	を、引き続き適切に実施		
基本計画に基づく経営			容が認められる	した。		
安定対策であり、また、			a : 達成度合は 100%で	また、断続的に全国各		
TPP等政策大綱におい			あり、かつ、その達成の	地で発生する豚熱(CSF)		
て充実の措置を講ずると			ための優れた取組内容が	対策及び令和2年7月豪		
された経営安定対策とし			認められる	雨等に伴う緊急支援策と		
て、的確に実施する必要			b:達成度合は 100%で	して、国からの要請に基		
があるため。			あった	づき、生産者負担金の納		
			c : 達成度合は、80%以	付期限の延長措置等を講		
			上 100%未満であった	じた。		
			1. 法比库人以 000/土			
			d : 達成度合は、80%未			

(エ) 肉豚交付全の交付	(エ)肉豚交付金の交付	(エ) 肉豚交付全の交付	   ◇ (エ) ホームページに	   <主要な業務実績>	<評定と根拠>	
状況に係る情報を、全交		状況に係る情報の公表		該当なし	評定一	
付対象生産者に対する交					П	
付金の交付が終了した日					   <課題と対応>	
から5業務日以内に、ホー						
		の交付が終了した日から				
	5業務日以内に、ホーム					
清:一業務日)	ページで公表する。	5 業務日以内に、ホーム   ページで公表する。				
□ 根. □ 未伤口/ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	マークで公衣する。	していて公衣する。	あり、かつ、その達成の ための特に優れた取組内			
			容が認められる   a : 達成度合は 100%で			
			あり、かつ、その達成の			
			ための優れた取組内容が			
			認められる			
			b:達成度合は、100%で			
			あった ませ 座 会 は の の ( ) !			
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
   イ 肉用子牛生産者補給	イ 肉田子生生産者補給	イ 肉田子生生産考補給	イ 肉田子生生産老浦鈴			
	交付金の交付等	交付金の交付等	交付金の交付等			
			◇ (ア) 生産者補給交付	/   /	   <評定と根拠>	
	給交付金等の交付		金等の交付	肉用子牛生産者補給交		
		,,,,,		付金等について、指定協		
				会からの交付申請を受理		
				した日から 14 業務日以		
	理した日から 14 業務日		交付した件数の合計件数		た。達成度合は 100%	
	以内に交付する。	人们亚哥也人门,"5。		交付業務に当たって	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	VI 11-XII ) 3°			は、指定協会に対して四		
【重要度:高】				半期毎に事務連絡文書を	/_0	
基本計画に基づく経営			Tic文   した	発して、事務スケジュー	   <課題と対応>	
安定対策であり、また、				ルの順守の徹底等を周知		
TPP等政策大綱におい			あり、かつ、その達成の		111- 55 0	
				0		
て充実の措置を講ずると された経営安定対策とし て、的確に実施する必要 があるため。			ための特に優れた取組内容が認められる a:達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が			

給交付金の交付状況に係 る情報を、全指定協会に 対する肉用子牛生産者補 給交付金の交付が終了し た日から5業務日以内 に、ホームページで公表 する。	交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対する肉用子牛生産者補給交付金の交付を終了した日から5業	報の公表 交付業務の透明性を確保する観点から、肉用子 牛生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全 指定協会に対する肉用子 牛生産者補給交付金の交	よる交付状況の公表 分母を肉用子牛生産者 補給交付金を交付した回 数とし、分子を5業務日 以内に公表を行った回数 とする。 s:達成度合は100%で あり、かつ、その達成の	<主要な業務実績> 生産者補給交付金の交付状況に係る情報について、交付を終了した日から5業務日以内にホームページで公表した。	事務処理を迅速に行っ た結果、計画的に公表す	
の事業その他の肉畜・食肉等に係る産業の振興に資するための事業で、国の補助事業を補完するためのものを対象とし、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、肉	ウ 畜産業振興事業 肉畜・食肉等の生産・ 流通の合理化を図るため の事業その他の肉畜・食 肉等に係る産業の振興に 資するための事業で、 資するための事業で、 の補助事業を補完するた めのものを対象とし、因 等の行う事業・施策との 整合性を確保しつ、、肉 畜・食肉等に係る環境変	肉等に係る産業の振興に 資するための事業で、国 の補助事業を補完するた めのものを対象とし、国 等の行う事業・施策との 整合性を確保しつつ、肉	業の効率的かつ効果的な 実施 分母を新規・拡充事業 数とし、分子を事業説明 会を開催した又は現地確 認調査等を行った事業数 とする。	策にあっては、必要のあった全ての新規・拡充事業等について、事業説明会等を実施した。 (第2の6の(1)のイ参照)	第2の6の(1)のイ 参照 <課題と対応>	

化等を踏まえ、独立行政 化等を踏まえ、国、事業 化等を踏まえ、国、事業 あり、かつ、その達成の 割分担と連携の下に、新しる。なお、継続事業につしる。なお、継続事業につし認められる 規・拡充事業の事業説明 | いても必要に応じて事業 | いても必要に応じて事業 | b:達成度合は、100%で 会等の実施により、効率 説明会等を実施する。 的かつ効果的に実施す る。なお、継続事業につ いても必要に応じて事業 説明会等を実施する。

(第3期中期目標期間実 績:新規・拡充事業の事 業説明会の実施:100%)

#### (2) 緊急対策

疫等の畜産に重大かつ甚 | 疫等の畜産に重大かつ甚 | に重大かつ甚大な影響を | 国からの要請文受理後、 変化等に対応した畜産農 | 変化等に対応した畜産農 | る情勢の変化等に対応し | した事業数とする。 響緩和対策を、国との緊|響緩和対策を、国との緊|者への影響緩和対策を、 密な連携の下、機動的に 実施することとし、国か | 実施することとし、国か | 機動的に実施することと | 容が認められる らの要請文受理後、原則 として 18 業務日以内に として 18 業務日以内に 後、原則として 18 業務日 る。

(第3期中期目標期間実 績:18業務日)

### 【難易度:高】

災害等の緊急事態にお いては、事態の展開の予 測や活動が困難な状況下 で、状況に応じた迅速か

(平成 14 年法律第 126 │割分担と連携の下に、新 │割分担と連携の下に、新 │容が認められる

説明会等を実施する。

法人農畜産業振興機構法 | 実施主体等との明確な役 | 実施主体等との明確な役 | ための特に優れた取組内 号。以下「機構法」とい | 規・拡充事業の事業説明 | 規・拡充事業の事業説明 | a : 達成度合は 100%で

う。)に基づき、国、事業 | 会等の実施により、効率 | 会等の実施により、効率 | あり、かつ、その達成の 実施主体等との明確な役 | 的かつ効果的に実施す | 的かつ効果的に実施す | ための優れた取組内容が

あった

c:達成度合は、80%以 上 100%未満であった d:達成度合は、80%未 満であった

### (2) 緊急対策

- 畜産をめぐる諸情勢の | - 畜産をめぐる諸情勢の | らの要請文受理後、原則 る。

#### (2) 緊急対策

畜産をめぐる諸情勢の 分母を緊急対策として 密な連携の下、機動的に国との緊密な連携の下、 し、国からの要請文受理 定する。

### ◇ (2) 緊急対策

a : 達成度合は 100%で あり、かつ、その達成の 事業実施要綱を制定す 事業実施要綱を制定す 以内に事業実施要綱を制 ための優れた取組内容が 認められる

> b:達成度合は、100%で あった

> c:達成度合は、80%以 上 100%未満であった d:達成度合は80%未満

であった

## <主要な業務実績>

断続的に全国各地で発 | 評定 a 変化に対応して緊急に行し変化に対応して緊急に行し変化に対応して緊急に行し制定した事業数とし、分し生する豚熱(CSF)の発生 うものを対象とし、口蹄│うものを対象とし、口蹄│うものを対象とし、畜産│子を当該緊急対策に係る│に伴う経口ワクチン散布 等への支援対策、新型コーい、期限内に事業実施要 大な影響を及ぼす家畜疾 | 大な影響を及ぼす家畜疾 | 及ぼす家畜疾病、台風等 | 原則として 18 業務日以 | ロナウイルスの感染拡大 | 綱を制定することができ 病や畜産をめぐる情勢の|病や畜産をめぐる情勢の|の自然災害や畜産をめぐ|内に事業実施要綱を制定|に係る一連の畜産支援対|た。達成度合は100% (36 策及び令和2年7月豪雨 | 事業/36事業) であった。 家及び畜産関係者への影 | 家及び畜産関係者への影 | た畜産農家及び畜産関係 | s : 達成度合は 100%で | や同年 12 月以降の大雪 |あり、かつ、その達成の | による畜舎の損壊等の被 | 対策や新型コロナウイル | ための特に優れた取組内 | 害を受けた生産者への支 | スの感染拡大に伴う畜産 援対策について、国から の要請文受理後、18業務 日以内に全ての事業実施 事業実施主体と緊密に連 |要綱を制定した。

# <評定と根拠>

との協議を速やかに行 特に、一連の豚熱(CSF) 支援対策等の実施に当た っては、国、地方自治体、

携し、迅速かつ的確に事

業を行うことができたこ

とから、a評価とした。

事業内容についての国

<課題と対応> 特になし

# 7

つ適切な対応が求められ			
ることから、国、地方自			
治体、事業実施主体等と			
緊密に連携して調整を行			
いながら、短期間で事業			
の新たな仕組み及び要綱			
の策定等を行い、的確に			
実施する必要があるた			
め。			

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の30%程度となっているが、子牛価格や豚枝肉価格が堅調に推移したことにより、交付金の交付が当初の見込よりも少なかったこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1-2	2 畜産(酪農・乳業)関係業務		
	(1)経営安定対策 ア 加工原料乳生産者補給交付金の交付等、イ 畜産業振興事業		
	(2) 需給調整·価格安定対策		
	ア 指定乳製品等の輸入・売買、イ 乳製品需給等情報交換会議の	D開催	
	(3) 緊急対策		

①主要なアウ	トプット(アワ	ウトカム)情報						②主要なインプット情報	段(財務情報及)	び人員に関する	情報)		
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
加工原料乳	_	44 件	66 件	147 件	153 件			予算額(千円)	97, 982, 477	103, 326, 214	113, 466, 983		
生産者補給								決算額 (千円)	63, 337, 019	68, 069, 232	66, 346, 171		
交付金の支								経常費用 (千円)	60, 988, 102	66, 820, 877	64, 950, 839		
<b>公請求件数</b>								経常利益 (千円)	△7, 991, 425	△9, 860, 020	△8, 510, 870		
目標業務日	18 業務日以	44 件	66 件	147 件	153 件			当期総利益 (千円)	1	7, 466	9, 565		
以内に交付	内の交付							行政コスト (千円)	_	66, 820, 877	64, 950, 839		
した件数								行政サービス実施コス ト (千円)	28, 477, 095	-	1	_	_
<b></b>	_	100%	100%	100%	100%			従事人員数	20. 39	22. 70	22. 70		
受託数量等 を公表した 回数	_	12 回	12 回	12 回	12 回								
目標業務日 以内に公表 した回数	9業務日以 内の公表	12 回	12 回	12 回	12 回								
達成度合	_	100%	100%	100%	100%								
加工原料乳 生産者積立 金に係る補 助金を交付 した件数	_	一件	1件	3件	2件								
目標業務日 以内に交付 した件数	14 業務日以 内の交付	一件	1件	3件	2件								
	_	_	100%	100%	100%								

国から通知	全量の輸入	137, 202 トン	137, 202	137, 202	137, 202						
を受けた輸	土里が押バ	137, 202	トン	トン	トン						
入数量			※全乳換算	※全乳換算	※全乳換算						/
八级里			数量	数量	数量						
輸入入札に		137, 202 トン	137, 202	137, 202	137, 202						
付した数量		101, 202 1 0	トン	トン	トン						
门。			※ ※ 全乳換算	※全乳換算	※全乳換算						
			数量	数量	数量						
		100%	100%	100%							
国が指示す	計画の確実	64, 496 トン	58, 455	37, 510	18, 050						
る方針によ	な実施	01, 100   1	トン	トン	トン						
る売渡計画			※製品重量	※製品重量	※製品重量						
の合計数量											/
売渡入札に		64, 496 トン	58, 455	37, 510	18, 050		<del> </del>				
付した数量		, · ·	トン	トン	トン						
			※製品重量	※製品重量	※製品重量						
達成度合		100%	100%	100%	100%		-				
指定乳製品	_	295 件	443 件	288 件	384 件					/	
等の輸入の											
契約数											
目標業務日	20 業務日以	295 件	443 件	288 件	384 件						
以内に売渡	内の売渡し										
した契約数											
達成度合		100%	100%	100%	100%				/		
流通計画の	4回	4回	4回	4回	4回						
公表回数											
目標の期日	四半期終了	4回	4回	4回	4回						
までに公表	月の翌月末										
した回数	までの公表										
達成度合	_	100%	100%	100%	100%						
売買実績に	_	12 回	12 回	12 回	12 回						
係る情報を											
公表した回											
数											
目標の期日	翌月 19 日ま	12 回	12 回	12 回	12 回		1	/			
までに公表	での公表										
した回数											
達成度合	<del></del>	100%	100%	100%	100%						
緊急対策と	_	_	5事業	5事業	16 事業						

して制定し た事業数									
目標業務日 18 以内に要綱 内 を制定した 定 事業数	内の要綱制	_	5事業	5事業	16 事業				
達成度合	_	_	100%	100%	100%				

- 注1)主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、畜産(酪農・乳業)関係に関するもの(指定生乳生産者団体等へ交付される交付金、輸入指定乳製品等の買入費等が含まれる。)を掲載 している。
- 2) 予算額、決算額は支出額を記載。
- 3)経常利益がマイナスになっているが、これに対しては、臨時利益(返還金等)が充当された後、前中期目標期間繰越積立金が充当される。

各事業年度の業務に係る	目標、計画、業務実績、年月	度評価に係る自己評価及び	主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 畜産(酪農・乳業)	2 畜産(酪農・乳業)	2 畜産(酪農・乳業)	○2 畜産(酪農・乳業)			
関係業務	関係業務	関係業務	関係業務			
(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策			
ア加工原料乳生産者補	ア加工原料乳生産者補	アが加工原料乳生産者補	アが加工原料乳生産者補			
給交付金の交付等	給交付金の交付等	給交付金の交付等	給交付金の交付等			
(ア) 加工原料乳生産者	(ア) 加工原料乳生産者	(ア)対象事業者及び指	◇ (ア) 生産者補給交付	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
補給交付金、加工原料乳	補給交付金、加工原料乳	定事業者からの交付申請	金等の交付	生産者補給交付金等の	評定b	
生産者補給金及び集送乳	生産者補給金及び集送乳	を受理した日から 18 業	分母を支払請求件数と	交付について、交付対象	支払請求のあった全て	
調整金については、対象	調整金については、対象	務日以内に加工原料乳生	し、分子を 18 業務日以内	事業者等からの交付申請	について、交付申請を受	
事業者及び指定事業者か	事業者及び指定事業者か	産者補給交付金、加工原	に交付した件数とする。	に係る支払請求件数 153	理した日から 18 業務日	
らの交付申請を受理した	らの交付申請を受理した	料乳生産者補給金及び集	s : 達成度合は 100%で	件に対し、18 業務日以内	以内に全て交付すること	
日から 18 業務日以内に	日から 18 業務日以内に	送乳調整金を交付する。	あり、かつ、その達成の	に交付を行った件数は	ができた。達成度合は	
交付する(対象事業者及	交付する。	ただし、対象事業者及	ための特に優れた取組内	153 件であった。	100% (153件/153件) で	
び指定事業者から 18 業	ただし、対象事業者及	び指定事業者から 18 業	容が認められる		あった。	
務日を越えた支払希望が	び指定事業者から 18 業	務日を超えた支払希望が	a : 達成度合は 100%で			
ある場合を除く。)。	務日を超えた支払希望が	ある場合を除く。	あり、かつ、その達成の		<課題と対応>	
(第3期中期目標期間実	ある場合を除く。		ための優れた取組内容が		特になし	
績:18業務日)			認められる			
			b:達成度合は、100%で			
【重要度:高】			あった			
基本計画に基づく経営			c : 達成度合は、80%以			
安定対策として、加えて、			上 100%未満であった			
TPP等政策大綱におい			d:達成度合は、80%未			
て充実の措置を講ずると			満であった			
された経営安定対策とし						
て、的確に実施する必要						

があるため。						
量等に係る情報を、全都 道府県からの報告が終了 した日から9業務日以内	ら9業務日以内に、ホー	を確保する観点から、加 工原料乳認定数量等に係 る情報を、全都道府県か	数量等に係る情報の公表 分母を公表回数とし、 分子を9業務日以内に公 表した回数とする。 ま:達成度合は100%で あり、かつ、その達成の ための特に優れた取組内 容が認められる a:達成度合は100%で あり、優れた取組内容が 認められる b:を成度合は、100%で 認められる b:達成度合は、100%で あった c:達成度合は、80%以 上100%未満であった	交付対象事業者別の受 託数量、加工原料乳認定 数量等に係る情報につい て、全都道府県からの報 告終了後、9業務日以内 にホームページで公表し た。 事務処理の迅速化等に 当たっては、都道府県及 び第1号交付対象事業者 (注)に文書を発し、相互 連絡等について指導を行	事務処理を迅速に行った結果、計画的に公表することができた。達成度合は100% (12回/12回)であった。 <課題と対応>特になし	
取引価格が補塡基準価格を下回った場合に補塡金の交付等を行う。 このため、補塡金の交付状況等に応じて所要の基金造成を行う。なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を	定を図るため、加工原料 乳の平均取引価格が補塡 基準価格を下回った場合 に、補塡金の交付等を行 う。 このため、補塡金の交 付状況等に応じて所要の 基金造成は、事業実施主 体からの概算払請求書を 受理した日から 14 業務	加工原料乳の平均取引価格が補塡基準価格を下回った場合に、補塡金の交付等を行うため、所要の基金造成を適切に行う。 なお、基金造成は、事業実施主体からの概算払請求書を受理した日から	安定対策事業に係る所要 (当面の必要額)の基金 造成 分母を加工原料乳生産 者積立金に係る補助金を 交付した件数とし、分子を、当該補助金を 14 業務 日以内に交付した件数と	<主要な業務実績> 補塡金の財源となる加 工原料乳生産者積立金の 造成を行うため、補助金 の概算払請求に係る支払 件数2件に対し、いずれ も14業務日以内に交付 した。		

基本計画に基づく経営			ための優れた取組内容が			
安定対策として、的確に			認められる			
実施する必要があるた			b : 達成度合は、100%で			
l &.			あった			
			c : 達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d : 達成度合は、80%未			
			満であった			
(イ)補完対策	(イ)補完対策	(イ) 補完対策	◇(イ)補完対策	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
酪農・乳業に係る環境		酪農・乳業に係る経営				
変化等を踏まえ、酪農・			安定対策を補完する事業			
乳業の生産性向上等に資						
するため、経営安定対策		事業の事業説明会等の実		業等について、事業説明	· > ///	
を補完する事業を、新					<課題と対応>	
規・拡充事業の事業説明		果的に実施する。なお、		(第2の6の(1)のイ		
会等の実施により、効率					1112.80	
的かつ効果的に実施す			認調査等を行った事業数	> \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
る。なお、継続事業につ	•		とする。			
いても必要に応じて事業			s : 達成度合は 100%で			
	説明会等を実施する。		あり、かつ、その達成の			
(第3期中期目標期間実	此の云寺で天地りる。		ための特に優れた取組内			
横:新規・拡充事業の事			容が認められる			
業説明会の実施:100%)			a : 達成度合は 100%で			
未配例云》之类题:100/0/			あり、かつ、その達成の			
			ための優れた取組内容が			
			認められる			
			b:達成度合は、100%で			
			b. 達成及日は、100/0 C あった			
			。 c : 達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
(2) 需給調整・価格安	(9) 電公調敕, 紅牧宁	(2) 需給調整・価格安	(9) 重公調敕,無故党			
	定対策	定対策	定対策			
ア 指定乳製品等の輸						
		入・売買	入・売買			
				/ 十冊 /s 类效 中/生 \	/ 莎 中 L 扫 抽 丶	
(ア)国家貿易機関とし			◇(ア)国が定めて通知		<評定と根拠>	
て、国際約束に従って国			·	国家貿易機関として、	評定b	
が定めて通知する数量の	を止期的に把握するとと	で圧期的に指揮するとと	ツ王里ツ 制八八札	令和2年度に国際約束に	国から通知を受けた数	

指定乳製品等について、	もに、国家貿易機関とし	もに、国家貿易機関とし	分母を国から通知を受	従って国が定めて機構に	量について、全量を輸入	
その全量を輸入のための					入札に付すことができ	
	が定めて通知する数量の			需給状況を踏まえて品		
	指定乳製品等について、	等の全量を輸入のための		目、数量等を決定し、輸		
	毎年度、その全量を輸入		s:達成度合は 100%で		トン)であった。	
	のための入札に付すると			i)国から通知を受けた		
品の消費の安定に資する	ともに、指定乳製品の生		ための特に優れた取組内		<課題と対応>	
ことを旨として国が指示	産条件及び需給事情その		容が認められる	ii)輸入入札に付した上	特になし	
する方針により、指定乳	他の経済事情を考慮し、		a : 達成度合は 100%で	で契約を締結した、		
製品等の売渡し計画の数	指定乳製品の消費の安定		あり、かつ、その達成の	バター、脱脂粉乳、		
量を売渡しのための入札	に資することを旨として		ための優れた取組内容が	ホエイ・調製ホエイ		
に付する。	国が指示する方針によ		認められる	及びバターオイルの		
	り、指定乳製品等の売渡		b:達成度合は、100%で	数量(不落札分を除		
	し計画の数量を売渡しの		あった	⟨∘⟩		
めの入札に付した数量の	ための入札に付する。		c:達成度合は、80%以			
割合:100%)			上 100%未満であった	137, 202 トン		
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
		(イ) 指定乳製品の生産	<ul><li>◇ (イ) 国が指示する方</li></ul>	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
		条件及び需給事情その他	針による指定乳製品等の	四半期毎に農林水産省	評定b	
		の経済事情を考慮し、指	的確な売り渡し等	生産局長あてに届け出て	指定乳製品等に係る売	
			① 指定乳製品等の的確	いる売渡計画に基づき、	渡計画に基づき、全量を	
		資することを旨として国	な売り渡し	バター、脱脂粉乳、ホエ	売渡入札に付すことがで	
		が指示する方針により、	分母を国が指示する方	イ・調製ホエイ及びバタ	きた。達成度合は 100%	
		指定乳製品等の売渡し計	針による売渡計画の合計	ーオイルを売渡入札に付	(18,050 トン/18,050 ト	
		画の数量を売渡しのため	数量とし、分子を売渡入	した。	ン)であった。	
		の入札に付する。	札に付した数量とする。	i)売渡計画の合計数量		
			s : 達成度合は 100%で	18,050 トン	<課題と対応>	
			あり、かつ、その達成の	ii) 売渡入札に付した数	特になし	
			ための特に優れた取組内	量 18,050 トン		
			容が認められる			
			a : 達成度合は 100%で			
			あり、かつ、その達成の			
			ための優れた取組内容が			
			認められる			
			b:達成度合は、100%で			
			あった			
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			

d:達成度合は、80%未

			満であった (売渡計画において、売 渡を行わない場合を除 く。)			
	売渡しに当たっては、指 定乳製品等の輸入・売渡 し業務の透明性を確保す る観点から、需要者に対 して外国産指定乳製品等 の品質・規格等の情報を 提供するほか、外国産指 定乳製品等の品質等に対	し業務の透明性を確保する観点から、需要者との意見交換を通じ、外国産 指定乳製品等の品質・規格等の情報を提供するほか、外国産指定乳製品等	の実施による需要者の要望、意向の把握 家:取組は十分であり、 かつ、目標を上回る顕著 な成果があった a:取組は十分であり、 かつ、目標を上回る成果 かつ、目標を上回る成果 があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分で あり、改善を要する	指定乳製品等の輸入・ 売渡し業務の透明性を確 保するため、四半期毎に 大手需要者との情報交換 会議を開催し、外国産指	議や落札需要者からの要望・意見等の聴取・把握を行うことができた。 <課題と対応> 特になし	
格が著しく騰貴し、又は 騰貴するおそれがあると 指定もいる場合において 指定乳製品等を輸入し、 売渡しを行うとき、渡 を行うものとし、業務が 国内において輸入とした。 ものとは、業務が 国内において輸入日 の と現品を受けたに需要者 で売渡しを行う。 ただし、20業務日以内の 売渡しが需給に悪影響を	格が著しく騰貴し、又は 騰貴するおそれがあると 認められる場合において 指定乳製品等を輸入し、 売渡しを行うときに業務 を行うものとし、機構が 国内において輸入を受けたおいて ら現品を受けた無要者 ら現品を受けた需要者 へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内 の売渡しが需給に悪影響	認められる場合において 指定乳製品等を輸入し、 売渡しを行うときには、 速やかに輸入・売渡業務 を行うものとし、機構が 国内において輸入業者から 現品を受けた日から 20業務日以内に需要者 へ売渡しを行う。 ただし、20業務日以内 の売渡しが需給に悪影響	合における 20 業務日以 内の需要者へ売渡しの無 を輸入の契を輸入の契約売 (20 業務日以内のをを が認められる。) 対数に悪影場合をの という。) 対数に を が認める。 という を を がいる。 と いう と いう と いう と いう と に が と いう と いう と いう と いう と いう と いう と いう と	バター及び脱脂粉乳の 安定的な供給を確保する 観点から、令和2年1月 31 目付けで農林水産大 臣からバター20,000 ト ンの輸入承認を受け、令 和2年9月 25 日付けで 輸入枠の検証を行い、バ ター14,000 トンの輸入 枠となった。令和2年度 については、バター430 件の輸入業務委託契約を	農林水産大臣から輸入 承認を受け、年度内に輸 入したバターについて、 全て 20 業務日以内に売 渡しを行うことができ た。達成度合は 100% (384件/384件)であっ た。 <課題と対応> 特になし	

(ウ) 上記 (ア) 又は (イ) により売り渡した輸入バターの流通状況を把握するため、機構の輸入バターの落札者から徴収した流通計画等を四半期毎に取りまとめ、四半期終了月の翌月末までにホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実績:四半期終了月の翌月末までにホーネージで公表する。	バ により売り渡した輸入バ す ターの流通状況を把握す タ るため、機構の輸入バタ た 一の落札者から徴収した に 流通計画等を四半期毎に 取りまとめ、四半期終了	バターの流通計画等の公表 分母を4回とし、分子 を四半期終しての翌月末までででででででででででででででででででででででででででででででででででで	輸入バターの流通状況 を把握するため、機構の 輸入バターの落札者から 徴収した流通計画等を四 半期毎にそれぞれ取りま とめ、四半期終了月の翌 月末までにホームページ	輸入バターの流通販売 計画を四半期毎に取りま とめ、四半期終了月の翌 月末までに公表すること ができた。達成度合は	
(エ)指定乳製品等の内外価格差の調整を図るため、機構の買入れ・売戻しの申込みをする者から、調整金の徴収を行い、指定乳製品等の買入れ・売戻しにおける月毎の売買実績を翌月の19日までに、ホームページで公表する。 (第3期中期目標期間実 を確保する観点から、	た 外価格差の調整を図るた 戻 め、機構の買入れ・売戻 しの申込みをする者か ら、畜産経営の安定に関 する法律(昭和36年法律 豊 第183号)に規定する農 林水産大臣が定めて告示 ともに、本業務の透明性	満であった  ◇ (オ) 売買実績に係る 情報の公表 分母を公表回数とし、 分子を翌月 19 日までに 公表した回数とする。 s:達成度合は 100%で あり、かつ、その達成の ための特に優れた取組内 容が認められる a:達成度合は 100%で	売戻相手先から輸入許可書の速やかな提出を受けること等により、前月分の指定乳製品等の買入れ・売戻しの実績について、翌月の19日までにホームページで公表した。	全ての月の買入れ・売 戻し数量について、翌月 19 日までに公表するこ とができた。達成度合は	

績:翌月の19日)	定乳製品等の買入れ・売	定乳製品等の買入れ・売	ための優れた取組内容が			
	戻しにおける月毎の売買	戻しにおける月毎の売買	認められる			
	実績を翌月の 19 日まで	実績を翌月の 19 日まで	b:達成度合は、100%で			
	に、ホームページで公表	に、ホームページで公表	あった			
	する。	する。	c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
イ 乳製品需給等情報交	イ 乳製品需給等情報交	イ 乳製品需給等情報交	   ◇イ 乳製品需給等情報	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
換会議の開催	換会議の開催	換会議の開催	交換会議の開催	脱脂粉乳、バターの需	評定b	
脱脂粉乳、バターの需	脱脂粉乳、バターの需	脱脂粉乳、バターの需	s:取組は十分であり、	給や国家貿易等につい	「乳製品需給等情報交	
給や国家貿易等につい	給や国家貿易等につい	給や国家貿易等につい	かつ、目標を上回る顕著	て、関係者間で情報共有	換会議」を国と共催し、	
て、関係者間で情報共有	て、関係者間で情報共有	て、関係者間で情報共有	な成果があった	と意見交換を行うため、	関係者間で情報共有と意	
と意見交換を行うため、	と意見交換を行うため、	と意見交換を行うため、	a:取組は十分であり、	「乳製品需給等情報交換	見交換を行うことができ	
「乳製品需給等情報交換	「乳製品需給等情報交換	「乳製品需給等情報交換	かつ、目標を上回る成果	会議」を国と5月、9月	た。	
会議」を国と共催する。	会議」を国と共催する。	会議」を国と共催する。	があった	及び1月に共催した。		
(参考:第3期中期目標			b:取組は十分であった		<課題と対応>	
期間実績:6回(平成29			c:取組はやや不十分で		特になし	
年度実績))			あり、改善を要する			
			d:取組は不十分であり、			
			抜本的な改善を要する			
(3) 緊急対策	(3)緊急対策	(3)緊急対策	◇(3)緊急対策	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
酪農・乳業をめぐる諸	酪農・乳業をめぐる諸	酪農・乳業をめぐる諸	分母を緊急対策として	新型コロナウイルスの	評定a	
情勢の変化に対応して緊	情勢の変化に対応して緊	情勢の変化に対応して緊	制定した事業数とし、分	感染拡大に係る一連の畜	事業内容についての国	
急に行うものを対象と	急に行うものを対象と	急に行うものを対象と	子を当該緊急対策に係る	産支援対策の一環として	との協議を速やかに行	
し、口蹄疫等の畜産に重	し、口蹄疫等の畜産に重	し、畜産に重大な影響を	国からの要請文受理後、	の生乳需給の改善等を図	い、期限内に事業実施要	
大な影響を及ぼす家畜疾	大な影響を及ぼす家畜疾	及ぼす家畜疾病、台風等	原則として 18 業務日以	るための緊急対策及び令	綱を制定することができ	
病や乳製品等の価格の変	病や乳製品等の価格の変	の自然災害や乳製品等の	内に事業実施要綱を制定	和2年7月豪雨や同年	た。達成度合は 100% (16	
動など酪農・乳業をめぐ	動など酪農・乳業をめぐ	価格の変動など酪農・乳	した事業数とする。	12 月以降の大雪による	事業/16事業) であった。	
る情勢の変化等に対応し	る情勢の変化等に対応し	業をめぐる情勢の変化等	s : 達成度合は 100%で	畜舎の損壊等の被害を受	特に、新型コロナウイ	
た酪農生産者等への影響	た生乳生産者及び酪農関	に対応した生乳生産者及	あり、かつ、その達成の	けた生産者への支援対策	ルスの感染拡大に伴う生	
緩和対策を、国との緊密	係者等への影響緩和対策	び酪農関係者等への影響	ための特に優れた取組内	について、国からの要請	産者への支援や生乳の需	
な連携の下、機動的に実	を、国との緊密な連携の	緩和対策を、国との緊密	容が認められる	文受理後、18業務日以内	給対策の実施に当たって	
施することとし、国から	下、機動的に実施するこ	な連携の下、機動的に実	a : 達成度合は 100%で	に全ての事業実施要綱を	は、国、地方自治体、事	
の要請文受理後、原則と	ととし、国からの要請文	施することとし、国から	あり、かつ、その達成の	制定した。	業実施主体等と緊密に連	
して 18 業務日以内に事	受理後、原則として 18	の要請文受理後、原則と	ための優れた取組内容が		携し、迅速かつ的確に事	
業実施要綱を制定する。	業務日以内に事業実施要	して 18 業務日以内に事	認められる		業を行うことができたこ	
(第3期中期目標期間実	綱を制定する。	業実施要綱を制定する。	b:達成度合は、100%で		とから、a評価とした。	
績:18業務日)			あった			
			c:達成度合は、80%以		<課題と対応>	

【難易度:高】	上 100%未満であった	特になし	
災害等の緊急事態におい	d:達成度合は80%未満		
ては、事態の展開の予測	であった		
や活動が困難な状況下			
で、状況に応じた迅速か			
つ適切な対応が求められ			
るところであり、国、地			
方自治体、事業実施主体			
等と緊密に連携しなが			
ら、短期間で実施要綱の			
制定を含む事業設計を行			
い、迅速かつ的確に実施			
する必要があるため。			

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の 58%程度となっているが、加工原料乳生産者補給交付金等の交付が当初の見込よりも少なかったこと、また、国内需給動向に応じた輸入枠の運用の結果、輸入乳製品の 買入数量及び買入価格が当初の見込みを下回ったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関す	ける基本情報
1-3	3 野菜関係業務 (1)経営安定対策 ア 指定野菜価格安定対策事業、イ 契約指定野菜安定供給事業、ウ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、エ 業務内容等の公表、 オ セーフティネット対策の適切な対応、カ 野菜農業振興事業 (2)需給調整・価格安定対策

①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット情報	<b>B</b> (財務情報及	び人員に関する	5情報)		
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
登録出荷団	_	1,115件	1,515件	1,845件	1,787件			予算額(千円)	17, 434, 234	22, 450, 495	25, 197, 368		
体等別の品								決算額 (千円)	15, 274, 910	19, 864, 951	21, 316, 559		
目毎の交付								経常費用 (千円)	14, 451, 961	19, 451, 678	20, 955, 644		
申請の総件								経常利益 (千円)	28, 514	33, 779	100, 225		
数(指定野								当期総利益 (千円)	235, 256	35, 940	102, 361		
菜)								 行政コスト (千円)	_	19, 451, 678	20, 955, 644		
目標業務日 以内に交付	11業務日以 内の交付	1,115件	1,515件	1,845件	1,787件			行政サービス実施コス ト (千円)	11, 557, 545	_	_	_	_
した件数								 従事人員数	30. 25	30.00	30.00		
達成度合	_	100%	100%	100%	100%								
登録出荷団 体等別の品 目毎の交付 申請の総件 数(契約指定 野菜)	_	109 件	87 件	115 件	133 件								
目標業務日 以内に交付 した件数		109 件	87 件	115 件	133 件								
達成度合	_	100%	100%	100%	100%								
野菜価格安 定法人別の 品目毎の交 付申請の総 件数 (特定野 菜)		707 件	771 件	969 件	886 件								

目標業務日 以内に交付 した件数		707 件	771 件	969 件	886 件				
達成度合	_	100%	100%	100%	100%				
交付予約数 量等の公表 月数(計画 値)	12月	12月	12月	12月	12月				
交付予約数 量等の公表 月数 (実績 値)	_	12月	12月	12月	12月				
達成度合	_	100%	100%	100%	100%				
経営安定対 策に係る野 菜農業振興 事業の事業 数	_	1事業	1事業	1事業	1事業	_			
事業説明会 等を開催し た事業数	_	1事業	1事業	1事業	1事業				
達成度合	_	100%	100%	100%	100%				
需給調整・価格安定対策 に係る野菜 農業振興事 業の事業数		2事業	2事業	2事業	2事業				
事業説明会 等を開催し た事業数	_	2事業	2事業	2事業	2事業				
達成度合		100%	100%	100%	100%		<u> </u>		

<sup>-</sup>注1)主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、野菜関係に関するもの(生産者等へ交付される交付金等が含まれる。)を掲載している。

<sup>2)</sup> 予算額、決算額は支出額を記載。

3	. 各事業年度の業務に係る目	目標、計画、業務実績、年月	度評価に係る自己評価及び言	主務大臣による評価			
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	3 野菜関係業務	3 野菜関係業務	3 野菜関係業務	○3 野菜関係業務			
	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策			
	ア 指定野菜価格安定対	ア 指定野菜価格安定対	ア 指定野菜価格安定対	◇ア 指定野菜価格安定	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	策事業	策事業	策事業	対策事業に係る生産者補	生産者補給交付金等	評定a	

指定野菜の価格の著し 野菜をいう。)の生産者の | 業務日以内に交付する。 経営に及ぼす影響を緩和 するため、生産者補給交 付金等を交付する。

生産者補給交付金等に ついては、登録出荷団体 等からの交付申請を受理 した日から 11 業務日以 内に交付する。

(第3期中期目標期間実 績:11業務日)

### 【重要度:高】

基本計画に基づく経営 安定対策として、的確に 実施する必要があるた  $\emptyset$ 

# 給事業

確保を要する場合におい て、生産者の経営に及ぼ す影響を緩和するため、 生産者補給交付金等を交 付する。

生産者補給交付金等に ついては、登録出荷団体 等からの交付申請を受理 した日から 21 業務日以 内に交付する。

い低落があった場合にお
事業に係る生産者補給交 いて、その低落が対象野 | 付金等については、登録 菜(野菜指定産地の区域 出荷団体等からの交付申 内で生産される当該指定 | 請を受理した日から 11 |

指定野菜価格安定対策|指定野菜価格安定対策事|給交付金等の交付 業に係る生産者補給交付 務日以内に交付する。

金等については、登録出 | 別の品目毎の交付申請の | 対し、登録出荷団体等か | 荷団体等からの交付申請 | 総件数とし、分子をその | らの交付申請を受理し | 付した件数とする。

容が認められる

ための優れた取組内容が「ートワークシステムを」 認められる

b:達成度合は、100%で あった

c:達成度合は、80%以 上 100%未満であった d:達成度合は、80%未 満であった

の交付については、交付 に全て交付した。

s:達成度合は 100%で また、新型コロナウイ あり、かつ、その達成のレスの感染拡大に対し 導入した。

交付申請のあった全て 分母を登録出荷団体等 申請のあった 1,787 件に について、11 業務日以内 に交付することができ た。達成度合は 100% を受理した日から 11 業 | うち 11 業務日以内に交 | た日から 11 業務日以内 | (1,787 件/1,787 件) で あった。

> 本業務については、サ ーバーがある機構執務室 ための特に優れた取組内して、在宅勤務の推進及びしてしか作業ができなかっ 感染症発生時の業務継 たが、令和3年1月にリ a:達成度合は 100%で | 続体制の強化を図るた | モートワークシステムを あり、かつ、その達成の め、令和3年1月にリモ 導入し、コロナ禍におけ る機構及び登録出荷団体 等(約50団体)の在宅勤 務の推進及び感染症発生 時の業務継続体制の強化 を図ることができたこと から、a評価とした。

> > <課題と対応> 特になし

## イ 契約指定野菜安定供 | イ 契約指定野菜安定供 | イ 契約指定野菜安定供 | ◇イ 契約指定野菜安定 | <主要な業務実績> 給事業

あらかじめ締結した指 契約指定野菜安定供給 定野菜の供給に係る契約 事業に係る生産者補給交 | につき指定野菜の価格の 付金等については、登録 著しい低落があった場合 出荷団体等からの交付申 及びあらかじめ締結した | 請を受理した日から 21 | 契約に基づき契約数量の「業務日以内に交付する。

給事業

契約指定野菜安定供給|給交付金等の交付 事業に係る生産者補給交上 請を受理した日から 21 うち 21 業務日以内に交 日から 21 業務日以内に 業務日以内に交付する。

供給事業に係る生産者補

付した件数とする。

s:達成度合は 100%で また、新型コロナウイ あり、かつ、その達成の「ルスの感染拡大で外食、 容が認められる

認められる

あった

生産者補給交付金等 | 評定 a の交付については、交付 全て交付した。

<評定と根拠>

交付申請のあった全て 分母を登録出荷団体等 | 申請のあった 133 件に対 | について、21 業務日以内 付金等については、登録│別の品目毎の交付申請の│し、登録出荷団体等から│に交付することができ 出荷団体等からの交付申 | 総件数とし、分子をその | の交付申請を受理した | た。達成度合は 100% (133 件/133 件) であっ

> コロナ禍での外食、イ ンバウンド等の業務用需 ための特に優れた取組内 | インバウンド等の業務 | 要が大きく減少する中 用需要が大きく減少す。で、オンラインで野菜生 a:達成度合は 100%で る中で、契約取引の推進 産者と実需者の商談の場 あり、かつ、その達成の | を図るため、令和3年2 | を提供する国産やさいマ ための優れた取組内容が | 月にオンラインによる | ッチングサイト "ベジマ 国産やさいマッチング チ"を開設するとともに、 b:達成度合は、100%で サイト "ベジマチ" を開 | 毎月オンライン商談会を 設するとともに、2月以 開催し、契約取引の推進

(第3期中期目標期間実			c : 達成度合は、80%以	降毎月オンライン商談	を図ることができたこと	
績:21業務日)			上 100%未満であった	会を開催した。	から、a評価とした。	
			d:達成度合は、80%未	A 5 /// E 0 / Co		
【重要度:高】			満であった		   <課題と対応>	
基本計画に基づく経営			IIMI CUI DIC		特になし	
安定対策として、的確に					1110.20	
実施する必要があるた						
め。						
   ウ 特定野菜等供給産地	   ウ 特定野菜等供給産地	   ウ 特定野菜等供給産地	   ◇ ウ 特定野菜等供給産	<主要な業務実績>	   <評定と根拠>	
育成価格差補給事業	育成価格差補給事業	育成価格差補給事業	地育成価格差補給事業に	助成金の交付につい	評定b	
特定野菜等の価格の著	ア又はイの業務に準ず	ア又はイの業務に準ず	係る助成金の交付	ては、交付申請のあった	交付申請のあった全て	
しい低落があった場合に	るものとして都道府県野	るものとして都道府県野	分母を都道府県の野菜	886 件に対し、都道府県	について、11業務日以内	
おいて、生産者の経営に	菜価格安定法人が行う業	菜価格安定法人が行う業	価格安定法人別の品目毎	野菜価格安定法人から	に交付することができ	
及ぼす影響を緩和するた	務に係る助成金について	務に係る助成金について	の交付申請の総件数と	の交付申請を受理した	た。達成度合は 100%	
め、ア又はイの業務に準	は、都道府県野菜価格安	は、都道府県野菜価格安	し、分子をそのうち 11	日から 11 業務日以内に	(886 件/886 件) であっ	
ずるものとして都道府県	定法人からの交付申請を	定法人からの交付申請を	業務日以内に交付した件	全て交付した。	た。	
野菜価格安定法人が行う	受理した日から 11 業務	受理した日から 11 業務	数とする。			
業務に係る助成金を交付	日以内に交付する。	日以内に交付する。	s : 達成度合は 100%で		<課題と対応>	
する。			あり、かつ、その達成の		特になし	
助成金については、都			ための特に優れた取組内			
道府県の野菜価格安定法			容が認められる			
人からの交付申請を受理			a : 達成度合は 100%で			
した日から 11 業務日以			あり、かつ、その達成の			
内に交付する。			ための優れた取組内容が			
(第3期中期目標期間実			認められる			
績:11業務日)			b:達成度合は、100%で			
			あった			
【重要度:高】			c : 達成度合は、80%以			
基本計画に基づく経営			上 100%未満であった			
安定対策として、的確に			d:達成度合は、80%未			
実施する必要があるた			満であった			
め。						
	W			<u></u>		T
エ業務内容等の公表	エ業務内容等の公表	エ業務内容等の公表	◇エ 業務内容等の公表		<評定と根拠>	
ア、イ又はウの事業の					評定 b	
	象となっている各品目及				事務処理を迅速に行っ	
	び出荷時期毎の交付予約				た結果、計画的に公表す	
	数量、価格等に関する情				ることができた。達成度	
	報を、原則として毎月ホ				合は100%(12月/12月)	
ホームページで公表す	一ムヘーンで公表する。	ームページで公表する。	を公表した月数とする。	ページで公表した。	であった。	

5.		s : 達成度合は 100%で	また、対象出荷期間の		
(第3期中期目標期間実			終了月の翌月に、指定野	<課題と対応>	
責:毎月)			菜価格安定対策事業の	特になし	
			対象となっている各品	,,,,	
			目の旬別又は月別の平		
		あり、かつ、その達成の	均販売価額をホームペ		
		ための優れた取組内容が	ージで公表した。		
		認められる			
		b : 達成度合は、100%で			
		あった			
		c :達成度合は、80%以			
		上 100%未満であった			
		d : 達成度合は、80%未			
		満であった			
オーセーフティネット対	オセーフティネット対	◇オ セーフティネット	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
策の適切な対応	策の適切な対応	対策の適切な対応	令和3年1月からの	評定a	
農業災害補償法(昭和	平成 31 年から農業保	s:取組は十分であり、	収入保険の新規加入者	収入保険と野菜価格安	
22 年法律第 185 号) が農	険法(昭和 22 年法律第	かつ、目標を上回る顕著	を対象とする野菜価格	定制度の原則同時利用不	
業保険法に改められ、収			安定制度との同時利用	可の中で、令和2年6月	
				に農水省経営局が発表し	
		かつ、目標を上回る成果			
生産者の自由な経営判断			連携し、現場が混乱しな		
		b:取組は十分であった			
されるよう、事業説明会				ないよう、農水省・団体	
の実施により周知を図る				等と緊密に連携し、問合	
など、適切に対応する。		扱本的な改善を要する		せ窓口の設置、Q&A集	
	場合の野菜価格安定制度			の作成・配布、Web 説明	
	上の手続を的確に実施す		県、東京都、徳島県)の		
	る。			徹底を図り、混乱なく円	
			の周知・徹底を図った。	滑に特例が施行できたことから、a評価とした。	
				てかり、a 計画とした。	
				<課題と対応>	
				特になし	
				1/1 (C, Y C	
オ 野菜農業振興事業 カ 野菜農業振興事業	カ 野菜農業振興事業	◇カ 野菜農業振興事業	<主要か業務宝績>	<評定と根拠>	
野菜農業振興事業は、野菜農業振興事業は、		の機動的・弾力的な実施		, , , , = , , , , , , , , , , , , , , ,	
野菜の生産・流通の合理   野菜の生産・流通の合理			デル事業について、新型		
→ / N·・ - ユ/エ	-1/N·/ 工/王 //II/UU*/ I/工	カラで応口グルバボに		フィルューコンド・レン・ド田レド こ ノ	

他の野菜農業の振興に資土他の野菜農業の振興に資土他の野菜農業の振興に資土事業数とし、分子を事業土拡大の中での契約取引土通カット協議会セミナー するための事業で、国のするための事業で、国の 補助事業を補完するため|補助事業を補完するため のものを対象とし、国等のものを対象とし、国等 の行う事業・施策との整 | の行う事業・施策との整 | の行う事業・施策との整 | あり、かつ、その達成の | 担当者会議(書面代替開 | ができた。達成度合は 合性を確保しつつ、機構 合性を確保しつつ、国、 法に基づき、国、事業実 事業実施主体等との明確 施主体等との明確な役割しな役割分担と連携の下 分担と連携の下に、事業しに、事業説明会等を実施 説明会等を実施し、機動し、機動的かつ弾力的に 的かつ弾力的に実施す | 実施する。

(第3期中期目標期間実 績:事業説明会の実施: 100%)

(2) 需給調整·価格安 | (2) 需給調整·価格安 | 定対策

定対策

野菜の需給動向を定期

的に把握するとともに、

に資するための事業で、

ためのものを対象とし、

下に、事業説明会等を実

施し、機動的かつ弾力的

野菜の需給動向を定期 的に把握するとともに、 ては、野菜の需給の調整しては、野菜の需給の調整 その他の野菜農業の振興 その他の野菜農業の振興 に資するための事業で、 国の補助事業を補完する 国の補助事業を補完する ためのものを対象とし、 国等の行う事業・施策と 国等の行う事業・施策と の整合性を確保しつつ、一の整合性を確保しつつ、 機構法に基づき、国、事 国、事業実施主体等との 業実施主体等との明確な「明確な役割分担と連携の 役割分担と連携の下に、 事業説明会等を実施し、 機動的かつ弾力的に実施しに実施する。 する。

(第3期中期目標期間実

するための事業で、国の | 説明会等を開催した事業 | の推進のため、野菜流涌 | 及び野菜事業担当者会議 補助事業を補完するため | 数とする。 のものを対象とし、国等 | s:達成度合は 100%で | (計3回)及び野菜事業 | 業内容の説明を行うこと 合性を確保しつつ、国、 事業実施主体等との明確 | 容が認められる な役割分担と連携の下 | a : 達成度合は 100%で | ホ ー ム ペ ー ジ 、 し、機動的かつ弾力的に ための優れた取組内容が 紙、農業法人協会情報提 紙など、多様な手段で積 実施する。

定対策

野菜の需給動向を定期 | 野菜農業振興事業の機 | (書面代替開催)等にお | 的に把握するとともに、一動的・弾力的な実施 施策との整合性を確保しし振興事業の事業数とし、 つつ、国、事業実施主体 | 分子を事業説明会等を開 | 周知を図った。 等との明確な役割分担と「催した事業数とする。 等を実施し、機動的かつしあり、かつ、その達成の日用需要の減少と好天に 弾力的に実施する。

(2) 需給調整·価格安 | ◇ (2) 需給調整·価格 | 安定対策

上 100%未満であった

認められる

満であった

あった

容が認められる

認められる

あった

カット協議会セミナー | ための特に優れた取組内 | 催)で事業内容の説明を | 100% (1事業/1事業) 行ったほか、公募に際し に、事業説明会等を実施しあり、かつ、その達成の「Facebook、情報誌、農業」Facebook、情報誌、農業 b:達成度合は、100%で 需者への個別情報提供 果、多数の応募があり、 c:達成度合は、80%以 | 的な広報を行い、生産者 | り、コロナ禍で契約取引 から実需者まで幅広くしの推進を図ることができ

> この結果、1次・2次 公募合わせて 67 者・228 | <課題と対応> 区分の申込があり、過去 最高の採択額となった。

d:達成度合は、80%未 事業内容の周知を行っ

<主要な業務実績>

野菜事業担当者会議 | 評定 a いて、緊急需給調整事業 請手続等の説明を行い、

b:達成度合は、100%で い、たまねぎ、レタス、 だいこん、はくさいにつ「整事業を実施し、野菜の

(書面代替開催) での事 であった。

また、ホームページ、 供サービス、生産者・実し極的な広報を行った結 など多様な手段で積極 | 過去最高の採択額とな たことから、a 評価とし

特になし

<評定と根拠>

(書面代替開催) 等にお 野菜農業振興事業につい | 野菜農業振興事業につい | 野菜農業振興事業につい | 分母を需給調整・価格 | 及び端境期等対策産地 | いて、野菜農業振興事業 ては、国等の行う事業・一安定対策に係る野菜農業一育成事業の事業内容、申一の事業内容、申請手続等 の説明を行い、事業の普 及推進を図ることができ 新型コロナウイルス た。 達成度合は 100% (2 連携の下に、事業説明会 s:達成度合は 100%で の感染拡大に伴う業務 事業/2事業)であった。 また、コロナ禍や好天 ための特に優れた取組内 | よる供給の増加で主要 | で主要野菜の価格が大幅 野菜の価格が大幅に低 に低落する中で、農水 a:達成度合は 100%で | 落する中で、農水省・団 | 省・団体等と緊密に連携 あり、かつ、その達成の | 体等と緊密に連携し、品 | し、たまねぎ、レタス、 ための優れた取組内容が | 目毎の主産県会議 (Web) | だいこん、はくさいにつ で事業の説明・調整を行しいて、平成18年度以来最 大規模となる緊急需給調

野菜事業担当者会議

		,		1										
糸	賃:事業説明会の実施:	c :達成度合は、80%以	いて、フードバンクへの	需給・価格の安定を図る										
1	00%)	上 100%未満であった	提供、出荷後送りによ	とともに、"ベジ探" のリ										
		d : 達成度合は、80%未	り、平成 18 年度以来最	ニューアル、コンテンツ										
		満であった	大規模となる緊急需給	の拡充(やさいレポート、										
			調整事業(8件)を実施	指定野菜産地・作柄情										
			し、野菜の需給・価格の	報)、野菜需給協議会メン										
			安定を図った。	バーへのきめ細かな情報										
			また、野菜需給情報の	提供により、野菜需給情										
			発信強化のため、野菜総	   報の発信強化を図ること										
			合情報データベース"ベ	ができたことから、a 評										
			ジ探"のデザイン、CM	価とした。										
			S化等のリニューアル											
			及びコンテンツの拡充	<課題と対応>										
			(やさいレポート(6品	特になし										
			目)の毎月発行の開始、											
			指定野菜産地·作柄情報											
			の調査対象範囲の拡充											
			(事業対象6品目の収											
			穫量上位 10 道県のカバ											
			一率を元年度 35%から											
			2年度 43%に引き上げ)											
			等)を行ったほか、野菜											
			需給協議会メンバーに											
			対し、毎月及び事業発動											
			時に情報提供するとと											
			もに、令和3年3月年次											
			会合で事業実施状況等											
			の説明を行った。											

(予算と決算の剥離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の85%程度となっているが、夏場の天候不順等の影響で価格が堅調に推移したことにより、生産者補給交付金の交付が当初の見込みより少なかったことが要因である。

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報	
1-4	4 特産(砂糖・でん粉)関係業務	
	(1)経営安定対策	
	ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務	
	(2) 需給調整・価格安定対策	
	ア 砂糖関係業務、イ でん粉関係業務	

. 主要な経年デ									/				
		ウトカム)情報						②主要なインプット情報	報(財務情報及	び人員に関す	`る情報)		
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最 終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度
甘味資源作	_	229 件	210 件	208 件	196 件			予算額(千円)	105, 049, 913	108, 463, 796	106, 765, 272		
物交付金概								決算額 (千円)	88, 534, 195	95, 355, 078	97, 660, 255		
算払請求の								経常費用 (千円)	67, 069, 951	78, 380, 556	72, 559, 560		
総件数								経常利益 (千円)	5, 438, 645	△6, 403, 913	△9, 210, 028		
目標業務日	8業務日以	229 件	210 件	208 件	196 件			当期総利益 (千円)	5, 438, 645	△6, 403, 913	△8, 591, 263		
以内に交付	内の交付							行政コスト (千円)	_	78, 380, 556	72, 559, 560		
した件数								行政サービス実施コス ト (千円)	△21, 468, 916	_	_	_	_
達成度合		100%	100%	100%	100%			従事人員数	50. 20	52. 98	52. 98		
国内産糖交 付金の申請 書受理の総 件数		184 件	158 件	183 件	174 件								
目標業務日 以内に交付 した件数		184 件	158 件	183 件	174 件								
達成度合	_	100%	100%	100%	100%								
交付決定数 量を公表し た回数	_	12 回	12 回	12 回	12 回								
目標の期日 までに公表 した回数		12 回	12 回	12 回	12 回								
達成度合	_	100%	100%	100%	100%								
でん粉原料 用いも交付		82 件	77 件	70 件	72 件								

諸東の総件 放	への 無 答 */								
数 日産業務   8 支務   10 (	金の概算払								
日禄兼務日 8 素務日以 22件 77件 70件 72件 72件 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100% 100									
原内に交付   90次付   100%		8業務日以	82 件	77 件	70 件	72 件			
L 公付数				,,					
国内産いも									
でん数文付金の申請性数値目 18業務目以 82年 79年 77年 87年 109年 109年 109年 109年 109年 109年 109年 109	達成度合		100%	100%	100%	100%			
登型の部件 数 18 業務日以 10 第 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	国内産いも	_	82 件	79 件	77件	67 件			
登理の総件 数   18 素のロ以   18 素のロ以   10 次   10 x x x x x x x x x x x x x x x x x x	でん粉交付								
数 日 様 美裕 日 以 所 次 付 内の 次 付 上 在 付 放 を 女 一 12 回 12 回 12 回 12 回 12 回 22 回 22 回 第 下 の 公 表 し 上 回 数 日 様 の の 出 日 表 で に 公 表 し 上 回 数 日 報 の の 出 日 表 で に 公 本 し 上 回 数 日 日 初 の 日 日 本 で に 公 本 し 上 回 数 日 本 で に 公 本 し 上 回 数 日 本 で に 公 本 し 上 回 数 日 本 で に 公 本 し 上 回 数 日 本 で に 公 本 し 上 回 数 日 本 で に 公 本 し 上 回 数 日 本 で に 公 本 し 上 回 数 日 本 で に 公 本 し 上 回 数 日 本 で に 公 本 し 上 回 数 日 本 で に 公 本 し 上 回 数 日 本 で に 公 本 し 上 回 数 日 本 で に 公 本 し 上 回 数 日 本 で に 公 本 し 上 回 数 日 本 で に 公 本 し 上 回 12 回	金の申請書								
日標業落日 以内に交付 した件数 - 100% 100% 100% 100% 2 0 12回									
以内に交付 した作数 産成費 一 100% 100% 100% 100% 交付決定数 量を公表し た回数 達成度合 一 100% 100% 100% 100% 達成度合 一 100% 100% 100% 100% 等の素質素 領を公表し た回数 世代の公表 した回数 までの公表 した回数 までの公表 した回数 までの公表 した回数 日標の期日 鬼兄の15日 までの公表 した回数 日標の期日 鬼兄の15日 までの公表 した回数 日標の期日 鬼兄の15日 までの公表 した回数 日間数 日間数 日間数 日間数 日間数 日間数 日間数 日間数 日間数 日間								,	
L 注 件数			82 件	79件	77件	67 件			
通成度合		内の交付							
大口教   2月の15日   12回			1000/	1000/	1000/	1000/			
量を公表した回数									
た回数 目標の期日 以内の15日 までの公表 12回 12回 12回 12回 12回 12回 2回 2		_	12 凹	12 [4]	12 回	12 円			
目標の期日 表でに公表 した回数									
までに公表 した回数		翌日の15日	12 回	12 同	12 回	19 回			
上た回数   上た回数   上での公表   上での公表   上での公表   上での数   上での数   上での数   上での数   上での数   上での数   上での数   上での公表   上での公本   上での				12 [	12	12 🖂			
連成度合									
輸入指定糖 - 12回		_	100%	100%	100%	100%			
横を公表した回数	輸入指定糖	_	12 回	12 回	12 回	12 回			
横を公表した回数	等の売買実								
目標の期日 までに公表 した回数     翌月の15日 までの公表     12回     12回     12回       達成度合 輸入指定で ん粉等の売 買実績を公表した回数 目標の期日 までに公表 した回数     12回     12回     12回	績を公表し								
までに公表 までの公表 した回数 までの公表 した回数 までの公表 した回数 までに公表 までの公表 した回数 型月の15 日 までに公表 した回数 とした回数 とした回ぬ としたの としたの としたの としたの としたの としたの としたの としたの	た回数								
上た回数     100%     100%     100%     100%       輸入指定で ん粉等の売買実績を公表した回数     2     12回     12回     12回       目標の期日までに公表した回数     12回     12回     12回     12回			12 回	12 回	12 回	12 回			
達成度合     -     100%     100%     100%       輸入指定でん粉等の売買実績を公表した回数     12回     12回     12回       目標の期日までに公表した回数     3     12回     12回     12回		までの公表							
輸入指定で ん粉等の売 買実績を公 表した回数 目標の期日 までに公表 した回数			- /	- 1	- /	- /			
ん粉等の売 買実績を公 表した回数 目標の期日 までに公表 した回数		_							
買実績を公表した回数     翌月の15日     12回     12回     12回       はた回数     までの公表     12回     12回     12回			12 回	12 回	12 回	12 回			
表した回数									
目標の期日 翌月の15日 までに公表 した回数 12回									
までに公表 までの公表 した回数		翌月の15日	19 回	12 回	12 回	12 同			
した回数				12 11	12 11	12 <u>                                     </u>			
		_	100%	100%	100%	100%			

注1)主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、特産関係に関するもの(生産者等へ交付される交付金等が含まれる。)を掲載している。

<sup>2)</sup> 予算額、決算額は支出額を記載。

- 3) 平成30年度の行政サービス実施コストはマイナスとなっているが、これは国の食料安定供給特別会計へ国庫納付(砂糖19,600百万円、でん粉6,160百万円) したため。
- 4) 令和元年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入611億円に対し交付金等支出が677億円となり66億円の収支差が生じたため。
- 5) 令和2年度の経常利益がマイナスとなっているが、これは砂糖勘定の政府交付金と業務収入540億円に対し交付金等支出が623億円となり83億円の収支差が生じたため。

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4 特産(砂糖・でん	4 特産(砂糖・でん	4 特産(砂糖・でん	○4 特産(砂糖・で			
份)関係業務	粉)関係業務	粉)関係業務	ん粉)関係業務			
(1) 経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策	(1)経営安定対策			
アー砂糖関係業務	アー砂糖関係業務	アー砂糖関係業務	アー砂糖関係業務			
(ア) 甘味資源作物交	(ア) 甘味資源作物交	(ア) 甘味資源作物交	◇ (ア) 甘味資源作物	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
寸金の交付	付金の交付	付金の交付	交付金の交付	甘味資源作物交付金	評定b	
甘味資源作物交付金	甘味資源作物交付金	甘味資源作物交付金に	分母を機構が指定す	については、進行管理	概算払請求のあった	
こついては、機構が指	については、機構が指	ついては、機構が指定	る電磁的方法による概	を徹底することによ	全てについて8業務日	
<b>営する電磁的方法によ</b>	定する電磁的方法によ	する電磁的方法による	算払請求があった、甘	り、機構が指定する電	以内に交付することが	
る概算払請求におい	る概算払請求におい	概算払請求において、	味資源作物交付金の概	磁的方法による概算払	できた。達成度合は	
て、対象甘味資源作物	て、対象甘味資源作物	対象甘味資源作物生産	算払請求の総件数と	請求があった 196 件全	100%(196件/196件)	
<b>上産者からの概算払請</b>	生産者からの概算払請	者からの概算払請求書	し、分子を8業務日以	てについて、8業務日	であった。	
水書を受理した日から	求書を受理した日から	を受理した日から8業	内に交付した件数とす	以内に交付した。		
8業務日以内に交付す	8業務日以内に交付す	務日以内に交付する。	る。		<課題と対応>	
3.	る。		s :達成度合は 100%で		特になし	
(第3期中期目標期間			あり、かつ、その達成			
実績:8業務日)			のための特に優れた取			
			組内容が認められる			
【重要度:高】			a :達成度合は100%で			
基本計画に基づく経			あり、かつ、その達成			
営安定対策であり、ま			のための優れた取組内			
た、TPP等政策大綱			容が認められる			
こおいて充実等の措置			b : 達成度合は、100%			
を講ずるとされた経営			であった			
安定対策として、的確			c : 達成度合は、80%			
こ実施する必要がある			以上 100%未満であっ			
<b>きめ。</b>			た			
			d : 達成度合は、80%			
			未満であった			
		(イ) 国内産糖交付金			<評定と根拠>	
の交付	の交付		金の交付			
		国内産糖交付金につ				
いては、対象国内産糖	いては、対象国内産糖	いては、対象国内産糖	った、てん菜糖、鹿児	底することにより、交	てについて、18 業務日	

製造事業者からの交付	製造事業者からの交付	製造事業者からの交付	島県産甘しゃ糖、沖縄	付申請があった 174 件	以内に交付することが	
申請を受理した日から	申請を受理した日から	申請を受理した日から	県産甘しや糖の申請書	全てについて、18業務	できた。達成度合は	
18 業務日以内に交付す	18 業務日以内に交付す	18 業務日以内に交付す	受理の総件数とし、分	日以内に交付した。	100%(174件/174件)で	
る。	る。	る。	子を18業務日以内に交		あった。	
(第3期中期目標期間			付した件数とする。			
実績:18 業務日)			s :達成度合は 100%で		<課題と対応>	
			あり、かつ、その達成		特になし	
【重要度:高】			のための特に優れた取			
基本計画に基づく経			組内容が認められる			
営安定対策であり、ま			a:達成度合は100%で			
た、TPP等政策大綱			あり、かつ、その達成			
において充実等の措置			のための優れた取組内			
を講ずるとされた経営			容が認められる			
安定対策として、的確			b : 達成度合は、100%			
に実施する必要がある			であった			
ため。			c : 達成度合は、80%			
			以上 100%未満であっ			
			た			
			d : 達成度合は、80%			
			未満であった			
(ウ) 業務内容等の公	(ウ) 業務内容等の公	(ウ)業務内容等の公	◇ (ウ) 業務内容等の	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
表	表	表	公表	ホームページにおい	評定b	
ホームページにおい	本業務の透明性を確	本業務の透明性を確	甘味資源作物交付金	て砂糖の価格調整制度	事務処理を迅速に行	
て、制度の仕組みを公	保する観点から、ホー	保する観点から、ホー	及び国内産糖交付金の	の仕組みを公開すると	った結果、計画どおり	
開するとともに、甘味	ムページにおいて、制	ムページにおいて、制	交付決定数量の公表	ともに、甘味資源作物	全て翌月の15日までに	
資源作物交付金及び国	度の仕組みを公開する	度の仕組みを公開する	分母を公表回数と	交付金及び国内産糖交	公表することができ	
内産糖交付金の月毎の	とともに、甘味資源作	とともに、甘味資源作	し、分子を翌月の 15 日	付金の月毎の交付決定	た。達成度合は 100%	
交付決定数量を翌月の	物交付金及び国内産糖	物交付金及び国内産糖	までに公表した回数と	数量を翌月の 15 日ま	(12回/12回)であった。	
15 日までに公表する。	交付金の月毎の交付決	交付金の月毎の交付決	する。	でに公表した。		
(第3期中期目標期間	定数量を翌月の15日ま	定数量を翌月の15日ま	s:達成度合は100%で		<課題と対応>	
実績:翌月の 15 日)	でに公表する。	でに公表する。	あり、かつ、その達成		特になし	
			のための特に優れた取			
			組内容が認められる			
			a :達成度合は 100%で			
					1	
			あり、かつ、その達成			
			あり、かつ、その達成 のための優れた取組内			
			のための優れた取組内 容が認められる			
			のための優れた取組内 容が認められる b:達成度合は、100%			
			のための優れた取組内 容が認められる			

(ア)でん粉原料用い も交付金の交付 でん粉原料用いも交 付金については、機構 が指定する電磁的方法 による概算払請求にお いて、対象でん粉原料 用いも生産者からの概 算払請求書を受理した 日から8業務日以内に	も交付金の交付 でん粉原料用いも交付 金については、機構が 指定する電磁的方法に よる概算払請求におい て、対象でん粉原料用 いも生産者からの概算 払請求書を受理した日	イでん粉関係業務 (ア)でん粉関係業務 (ア)でからの交付 をの交付での変料用はできるができたができたができればでででででででででででででででででででででででででできます。 (本)のでは、的では、のでででででででででででででででででででできます。 (本)のででででででできませばいい。 (本)のでででできませばいる。 (本)のでででできませばいる。 (本)のででできませばい。 (本)のででできませばいる。 (本)のででできませばいる。 (本)のででできませばいる。 (本)のででできませばいる。 (本)のででできませばいる。 (本)のででできませばいる。 (本)のででできませばいる。 (本)のででできませばいる。 (本)のででできませばいる。 (本)のででできませばいる。 (本)のでできませばいる。 (本)のでできませばいる。 (本)のでできままままま。 (本)のでできまままままままま。 (本)のでできままままままままままままままままままままままままままままままままままま	いも交付金の交付 分母を機構が指定する電磁的方法による概算払請求があった、でん粉原料用いも交付金の概算払請求の総件数とし、分子を8業務日以内に交付した件数と	でん粉原料用いも交付金については、進行管理を徹底することにより、機構が指定する電磁的方法により概算払請求があった72件全てについて、8業務日以内に交付した。	概算払請求のあった 全てについて、8業務 日以内に交付すること ができた。達成度合は 100% (72件/72件)で	
128)°			d:達成度合は、80% 未満であった			
国内産いもでん粉製造 事業者からの交付申請	粉交付金の交付 国内産いもでん粉交 付金については、対象 国内産いもでん粉製造 事業者からの交付申請 を受理した日から18業	(イ)国内産いもでん 粉交付金の交付 国内産いもでん粉交 付金については、対象 国内産いもでん粉製造 事業者からの交付申請 を受理した日から18業 務日以内に交付する。	ん粉交付金の交付 分母を交付申請があった、国内産いもでん 粉の申請書受理の総件 数とし、分子を18業務	国内産いもでん粉交付金については、進行管理を徹底することにより、交付申請があった67件全てについて、18業務日以内に交付した。	交付申請のあった全 てについて18業務日以	

	のための特に優れた取			
【重要度:高】	組内容が認められる			
基本計画に基づく経	a :達成度合は 100%で			
営安定対策であり、ま	あり、かつ、その達成			
た、TPP等政策大綱	のための優れた取組内			
において充実等の措置	容が認められる			
を講ずるとされた経営	b:達成度合は、100%			
安定対策として、的確	であった			
に実施する必要がある				
	c:達成度合は、80%			
ため。	以上 100%未満であっ			
	t			
	d:達成度合は、80%			
	未満であった			
(ウ)業務内容等の公 (ウ)業務内容等の公 (ウ)業務内容等	の公│◇(ウ)業務内容等の│	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
表	公表	ホームページにおい	評定 b	
ホームページにおい 本業務の透明性を確 本業務の透明性	を確 でん粉原料用いも交	て、でん粉の価格調整	事務処理を迅速に行	
て、制度の仕組みを公 保する観点から、ホー 保する観点から、	ホー 付金及び国内産いもで	制度の仕組みを公開す	った結果、計画どおり	
開するとともに、でん ムページにおいて、制 ムページにおいて	、制 ん粉交付金の交付決定	るとともに、でん粉原	全て翌月の15日までに	
粉原料用いも交付金及 度の仕組みを公開する 度の仕組みを公開	する 数量の公表	料用いも交付金及び国	公表することができ	
び国内産いもでん粉交 とともに、でん粉原料 とともに、でん粉	原料 分母を公表回数と	内産いもでん粉交付金	た。達成度合は 100%	
付金の月毎の交付決定 用いも交付金及び国内 用いも交付金及び	国内 し、分子を翌月の 15 日	の月毎の交付決定数量	(12回/12回)であった。	
数量を翌月の15日まで 産いもでん粉交付金の 産いもでん粉交付	金のまでに公表した回数と	を翌月の 15 日までに		
に公表する。 月毎の交付決定数量を 月毎の交付決定数	量をする。	公表した。	<課題と対応>	
(第3期中期目標期間 翌月の15日までに公表 翌月の15日までに	公表 s:達成度合は100%で		特になし	
実績:翌月の15日) する。 する。	あり、かつ、その達成			
	のための特に優れた取			
	組内容が認められる			
	a : 達成度合は 100%で			
	あり、かつ、その達成			
	のための優れた取組内			
	容が認められる			
	b:達成度合は、100%			
	であった			
	c : 達成度合は、80%			
	以上 100%未満であっ			
	た			
	1 法企成人员 000/			
	d:達成度合は、80%			
	d:達成度合は、80% 未満であった			
(2) 需給調整・価格 (2) 需給調整・価格 (2) 需給調整・	未満であった			

#### 格安定対策 安定対策 安定対策 安定対策 ◇ア 砂糖関係業務 アー砂糖関係業務 アー砂糖関係業務 アー砂糖関係業務 <主要な業務実績> <評定と根拠> 機構の買入れ・売戻 砂糖の内外価格差の 砂糖の内外価格差の 輸入指定糖・異性化 ホームページにおい | 評定 a しの申込みをする者か | 調整を図るため、機構 | 調整を図るため、機構 | 糖等・輸入加糖調製品 | て、砂糖の価格調整制 | 計画どおり全て翌月 ら、調整金の徴収を行しの買入れ・売戻しの申し の買入れ・売戻しの申しの売買実績の公表 度の仕組みを公開する の15日までに公表する い、ホームページにお | 込みをする者から、調 | 込みをする者から、調 | とともに、輸入指定 | ことができた。達成度 分母を公表回数と 整金の徴収を行い、本し、分子を翌月の15日 | 糖・異性化糖等・輸入 | 合は 100% (12 回/12 いて、制度の仕組みを 整金の徴収を行い、本 公開するとともに、輸 業務の透明性を確保す 業務の透明性を確保す | までに公表した回数と | 加糖調製品の買入れ・ | 回)であった。 また、新型コロナウ 入指定糖・異性化糖 | る観点から、ホームペ | る観点から、ホームペ | する。 売戻しにおける月毎の | 等・輸入加糖調製品の ージにおいて、制度の ージにおいて、制度の s:達成度合は100%で | 売買実績について、翌 | イルスの感染拡大の影 買入れ・売戻しにおけ | 仕組みを公開するとと | 仕組みを公開するとと | あり、かつ、その達成 | 月の 15 日までに公表 | 響により多くの担当職 る月毎の売買実績を翌 | もに、輸入指定糖・異 | もに、輸入指定糖・異 | のための特に優れた取した。 員が出勤困難となった 月の15日までに公表す | 性化糖等・輸入加糖調 | 性化糖等・輸入加糖調 | 組内容が認められる また、4月には、新 場合でも、業務を継続 る。 製品の買入れ・売戻し 製品の買入れ・売戻し a:達成度合は100%で | 型コロナウイルスの感 | し通関手続きが停滞す (第3期中期目標期間 における月毎の売買実 における月毎の売買実 |あり、かつ、その達成│染拡大の影響を踏まえ│ることのないよう物流 実績:翌月の15日) 績を翌月の15日までに 績を翌月の15日までに のための優れた取組内 | て、多くの担当職員が | の円滑化に資するため 容が認められる 出勤できず、業務シストのスキームを構築する 公表する。 公表する。 b:達成度合は、100% | テムの操作ができなく | など、業務の見直しや であった なった場合に備え、関 体制整備等をいち早く c:達成度合は、80% | 係機関と協議の上、他 | 行うことができたこと 以上 100%未満であっ | 法令証明を遅延するこ | から、a評価とした。 となく発行するスキー d:達成度合は、80% | ムを構築するなど、対 | <課題と対応> 未満であった 応方針をいち早く作成 | 特になし し危機管理の向上を図 った。 イ でん粉関係業務 イ でん粉関係業務 イ でん粉関係業務 ◇イ でん粉関係業務 <主要な業務実績> <評定と根拠> 機構の買入れ・売戻 でん粉の内外価格差 でん粉の内外価格差 輸入指定でん粉等の | ホームページにおい | 評定 a しの申込みをする者か | の調整を図るため、機 | の調整を図るため、機 | 売買実績の公表 て、でん粉の価格調整 | 事務処理を迅速に行 ら、調整金の徴収を行 構の買入れ・売戻しの 構の買入れ・売戻しの 制度の仕組みを公開す った結果、計画どおり 分母を公表回数と い、ホームページにお | 申込みをする者から、 申込みをする者から、 し、分子を翌月の15日|るとともに、輸入指定|全て翌月の15日までに いて、制度の仕組みを|調整金の徴収を行い、 調整金の徴収を行い、 までに公表した回数と |でん粉等の買入れ・売 │ 公表することができ 本業務の透明性を確保しする。 戻しにおける月毎の売 | た。達成度合は 100% 公開するとともに、輸 本業務の透明性を確保 入指定でん粉等の買入 する観点から、ホーム | する観点から、ホーム s:達成度合は100%で|買実績を翌月の 15 日|(12回/12回)であった。 また、新型コロナウ れ・売戻しにおける月 ページにおいて、制度 ページにおいて、制度 | あり、かつ、その達成 | までに公表した。 毎の売買実績を翌月の一の仕組みを公開すると一 の仕組みを公開すると のための特に優れた取 また、4月には、新 イルスの感染拡大の影 ともに、輸入指定でん 組内容が認められる 型コロナウイルスの感 | 響により多くの担当職

a:達成度合は100%で | 染拡大の影響を踏まえ | 員が出勤困難となった

┃て、多くの担当職員が┃場合でも、業務を継続

□出勤できず、業務シス□し通関手続きが停滞す

15 日までに公表する。

実績:翌月の15日)

ともに、輸入指定でん

粉等の買入れ・売戻し

における月毎の売買実 | における月毎の売買実 | あり、かつ、その達成

績を翌月の15日までに │績を翌月の15日までに │のための優れた取組内

(第3期中期目標期間 | 粉等の買入れ・売戻し |

公表する。	公表する。	容が認められる	テムの場佐ができね!	ることのないよう物流
公衣りる。	公衣りる。			
		b : 達成度合は、100%	なった場合に備え、関	の円滑化に資するため
		であった	係機関と協議の上、他	のスキームを構築する
		c : 達成度合は、80%	法令証明を遅延するこ	など、業務の見直しや
		以上 100%未満であっ	となく発行するスキー	体制整備等をいち早く
		た	ムを構築するなど、対	行うことができたこと
		d : 達成度合は、80%	応方針をいち早く作成	から、a評価とした。
		未満であった	し危機管理の向上を図	
			った。	<課題と対応>
				特になし

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
1 - 5	5 情報収集提供業務							
	(1)調査テーマの重点化							
	(2) 需給等関連情報の提供							
	(3)情報提供の効果測定							

#### 2. 主要な経年データ ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 ②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報) 指標等 4年度 30 年度 達成目標 (参考) 30 年度 元年度 2年度 3年度 元年度 2年度 3年度 4年度 (前中期目標期間最 終年度値等) 需給等関連 -1,227件 1,137件 予算額(千円) 1, 198 件 1, 189 件 659, 219 655, 268 647, 324 情報を提供 決算額 (千円) 559, 216 518, 772 525, 524 経常費用 (千円) した件数 556, 555 501, 354 507, 531 経常利益(千円) 目標の期日 8業務日又 1,227件 1, 198 件 1,137件 1, 189 件 6, 197 26,874 53, 202 までに提供は翌月まで 当期総利益(千円) 26,874 53, 202 48, 135 した件数 行政コスト (千円) の公表 507, 531 501, 354 行政サービス実施 達成度合 100% 100% 100% 100%416, 308 コスト (千円) 情報利用者 4.0以上 4.0 4.0 4.0 従事人員数 25.32 25. 32 4.0 29.30 の満足度に 係る指標(5 段階評価、目 アンケートー 4. 2 4. 1 4. 1 4.2 調査結果の 平均值(実 績) 103% 達成度合 103% 105%105%

- 注1) 主要なアウトプット情報には、数値目標を設定した項目のみを掲載。主要なインプット情報には、情報収集提供に関するものを掲載している。
  - 2) 予算額、決算額は支出額を記載。

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
					業務実績	自己評価				
	5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	5 情報収集提供業務	○5 情報収集提供業務						

### (1)調査テーマの重点 化

及び提供に当たっては、 る。

#### 【指標】

た、調査テーマの重点化。 期間実績:委員会を年3 回開催)

# 

需給等関連情報の収集 | 農畜産物の需給動向の | 者等の参画を得て開催す | TPP11 協定等を契機 | TPP11 協定、日 EU 経 | な成果があった る委員会において検討す | として、新たな国際環境 | 済連携協定及び日米貿易 | a:取組は十分であり、 に入ることも踏まえ、そ | 協定の発効により新たな | かつ、目標を上回る成果 | を含む令和3年度の計画 の的確な実施を図るた 国際環境に置かれている があった 情報利用者等の参画を | め、調査テーマの重点化 | ことも踏まえ、その的確 | b : 取組は十分であった | また、前年度の情報検 | 関心の高い食肉代替食品 された意見等を踏まえ一つ、国内外の需給等関連一テーマの重点化等業務の一あり、改善を要する 情報の収集及び需給に影 (参考:第3期中期目標 | 響を与える要因に関する | 外の需給等関連情報の収 | 抜本的な改善を要する 調査並びにその提供等に | 集及び需給に影響を与え ついて、計画段階で情報 | る要因に関する調査並び 利用者等の参画を得て開してその提供等について、 催する委員会において検 | 情報利用者等の参画を得 計する。

合理化を進めつつ、国内 | d:取組は不十分であり、 て開催する情報検討委員 会において、令和2年度 の実施状況及び令和3年 度の計画について検討す る。

# 点化

農畜産物の需給動向の|ア 情報利用者等の参画|を的確に把握するため、 め、調査テーマの重点化 | 関連情報 | という。) の収 | 関連情報 | という。) の収 | た、調査テーマの重点化 | 野毎に情報検討委員会を | 等業務の合理化を進めつ | 集及び提供に当たって | 集及び提供に当たって | s:取組は十分であり、

得て開催する委員会で出 | 等業務の合理化を進めつ | な実施を図るため、調査 | c:取組はやや不十分で | 討委員会で得られた利用 | に関するレポートが、令

情報利用者等のニーズ | 評定 a 向等に関する重点テーマーことができた。 について検討した。

者ニーズ等を基に策定し 和4年度から高等学校用 た重点テーマに即し、農 教科書で取り上げられる 畜産物の需給及び生産者 など、利用者ニーズに即 の経営安定に関連する重 | した情報発信を通じ、情 要情報の提供を行った。

特に、米国における食しれた。 肉代替食品市場の現状に 提供に貢献した。

さらに、海外情報につ いては、独立行政法人日 本貿易振興機構(JETRO) への委託により北米及び EUにおける調査事業を実 施してきたが、新たな調 査拠点として豪州を追加 するなど、海外情報収集 提供業務を行う体制を強 化した。

# <評定と根拠>

令和2年度情報検討委 |判断や経営の安定に資す│判断や経営の安定に資す│を得て開催する委員会で│令和3年3月に畜産、野│員会を、分野毎に計画ど その的確な実施を図るた | る情報等(以下「需給等 | る情報等(以下「需給等 | 出された意見等を踏まえ | 菜、砂糖類・でん粉の分 | おり開催した。前年度の 情報検討委員会で委員か 開催(Web 開催)し、令|ら出された意見等は、令 つ、計画段階で情報利用 | は、我が国の農畜産業が | は、我が国の農畜産業が | かつ、目標を上回る顕著 | 和2年度の業務の実施状 | 和2年度に提供したレポ 況及び農畜産物の需給動 | ート等に適切に反映する

> また、海外情報につい ては、一般消費者の間で 報提供機会の拡大が図ら

さらに、JETRO におけ 関するレポートについてしる委託調査事業において は、令和4年度から使用しは、従来の北米及び凹に される高等学校用教科書加え、主要交易地域であ (1年生用:英語)で取しり、情報ニーズが高い大 り上げられることが決定 | 洋州地域を新たに調査対 し、新たな学習指導要領 | 象範囲とするなど、海外 に対応したコンテンツの | 情報収集・提供体制の強 靭化を図ることができた ことから、a評価とした。

> <課題と対応> 特になし

また、外部の者を対象 また、外部の者を対象 イ 調査報告会の開催、 <主要な業務実績>

<評定と根拠>

Т	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	)	Lambitation of the second		I	
	とした調査報告会の開催					I
	や外部からの講演依頼へ	や外部からの講演依頼へ	査成果普及等の取組	調査報告会の開催や外部	調査報告会の開催、講	I
	の対応等に積極的に取り	の対応等に積極的に取り	s:取組は十分であり、	からの講演依頼への対応	演依頼や個別説明要請等	I
	組むことにより、調査成	組むことにより、調査成	かつ、目標を上回る顕著	について、新型コロナウ	に対して新型コロナウイ	
	果の普及と情報ニーズの	果の普及と情報ニーズの	な成果があった	イルスの感染拡大の影響	ルスの感染が拡大する中	
	把握に努める。	把握に努める。	a:取組は十分であり、	で対面での対応が制約さ	で Web 方式を活用した新	
			かつ、目標を上回る成果	れる中、新たに導入した	たな方法で取り組み、調	
			があった	Web 会議などにより以下	査成果の普及と情報ニー	
			b:取組は十分であった	のとおり取り組み、調査	ズの把握に努めることが	
			c:取組はやや不十分で	成果の普及と情報ニーズ	できた。	
			あり、改善を要する	の把握に努めた。		
			d:取組は不十分であり、	①調査報告会の開催:3	<課題と対応>	
			抜本的な改善を要する	回(Web 会議)(令和元	特になし	
				年度 15 回)		I
				②外部からの講演依頼:		I
				1回(令和元年度 12		
				□)		
				③新聞等での引用等:		
				1,491 件(令和元年度		
				1,085件)		
				④面談等による個別説明		
				の要請等:3件(令和		
				元年度 23 件)		
(2) 需給等関連情報の	(2) 需給等関連情報の	(2) 需給等関連情報の	(2) 需給等関連情報の			
		迅速な提供	迅速な提供			
			◇ア 情報の期間内の公	   <主要な業務実績>	<評定と根拠>	
		いては情報収集から8業		情報件数 1,189 件 (う		
					需給関連統計情報及び	
				件、需給動向情報 527 件)		I
報については情報収集か		月までに公表する。	数とし、分子を期間内に		で定めた期間内に迅速に	I
ら8業務日まで、需給動			公表した提供件数とす		公表できた。達成度合は	I
向情報については情報収			5.		100% (1,189 件/1,189	I
集の翌月までに公表す			s:達成度合は 100%で		件)であった。	I
~,- <del></del> , ~ ~ · · · · <del>_</del> · · · · /			あり、かつ、その達成の		,,	I
る。					<課題と対応>	I
る。 (第3期中期目標期間実			ための特に優れた取組内			
(第3期中期目標期間実			ための特に優れた取組内 容が認められる			
(第3期中期目標期間実 績:需給関連統計情報は			容が認められる		特になし	
(第3期中期目標期間実績:需給関連統計情報は 10業務日、需給動向情報			容が認められる a : 達成度合は 100%で			
(第3期中期目標期間実 績:需給関連統計情報は			容が認められる a:達成度合は 100%で あり、かつ、その達成の			
(第3期中期目標期間実績:需給関連統計情報は 10業務日、需給動向情報			容が認められる a : 達成度合は 100%で			

			あった			
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
			IIII COD DIC			
	また、情報利用者等か	また 情報利用者等か	◇イ 情報利用者等から	   <主要な業務実績>	   <評定と根拠>	
	らの需給等関連情報の問		の需給等関連情報の問合		111111111111111111111111111111111111111	
	合せ等には迅速に対応す	合せ等には迅速に対応す	せ等があった場合の迅速		情報利用者等からの問	
	る。	る。	な対応		合せ等に対し迅速に対応	
	0	√ 0 0	s:取組は十分であり、	せがあり、情報を保有し	することができた。	
			かつ、目標を上回る顕著		7 3 4 6 7 6 7 6	
			な成果があった	は、全て翌業務日以内に	   <課題と対応>	
			a:取組は十分であり、		特になし	
			かつ、目標を上回る成果		10 (0/2 0	
			があった	いなかった 20 件につい		
			b:取組は十分であった			
			c:取組はやや不十分で			
			あり、改善を要する	でに対応した。		
			d:取組は不十分であり、			
			抜本的な改善を要する			
			1次本的な以音を安する			
(3)情報提供の効果測	   (3)情報提供の効果測	   (3)情報提供の効果測	   (3)情報提供の効果測			
定	定等	定等	定等			
		アアンケート調査等の		<	   <評定と根拠>	
		実施により、提供した情		新型コロナウイルスの		
					新型コロナウイルスの	
					感染が拡大する中でも調	
		の満足度を指標化した5			査方法を工夫して取り組	
					み、情報誌を休刊するこ	
	者の満足度を指標化した			を工夫して取り組み、情		
	5段階評価で4.0以上の		があった		ト調査を適切に実施する	
の評価を得る。	評価を得る。			発行した。	ことができたことから、	
(第3期中期目標期間実				提供した情報やその提		
績:4.1)			あり、改善を要する	供方法について、その効		
/124 • 1• 1/			d:取組は不十分であり、			
			抜本的な改善を要する	の情報」「野菜情報」「砂		
			100 1 F 3 G 5 C D C S / S	糖類・でん粉情報」につ		
				いて、全ての読者を対象		
				にアンケート調査を実施		
				した。		
				U/C0		

				(配布 4,174 件、回答		
				1,396件、回収率33.4%)		
				2, 333   1 ( )   1   331   2   37   37		
			   ◇イ 情報利用者の満足	   <主要な業務実績>	   <評定と根拠>	
			度	アンケート調査結果の		
			分母を5段階評価の		情報利用者の満足度	
			4.0 とし、分子を畜産、		は、中期計画・令和2年	
			野菜、砂糖、でん粉の各		度計画における目標	
			情報提供についてのアン	•	(4.0) 以上を達成でき	
			ケート調査結果の5段階		た。達成度合は 105%	
			評価の平均値とする。	·	(4.2/4.0×100) であっ	
			s:達成度合は、120%以		た。	
			上であり、顕著な成果が	・「砂糖類・でん粉情報」	100	
			ある	の評価結果:4.1	   <課題と対応>	
			a:達成度合は、120%以		特になし	
			a . 達成浸		1416,40	
			上 ( <i>あ</i> )			
			上 120%未満であった			
			c:達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			100%木価であった   d:達成度合は、80%未			
			d . 達成及口は、00%不   満であった			
			一個であった			
ナたマンな、「調木	また マンケーし細木	<b>ノーマ</b> いな、1 細木灶田		ノナ亜も業数字建へ	/	
また、アンケート調査     結果等を踏まえ、情報提			◇ウ 情報提供内容等の	アンケート調査結果や	<評定と根拠>	
横内容等について必要な						
改善及び業務の合理化をした。						
	行う。	5. + c = + 1	な成果があった		ついて必要な改善を行う	
				り業務の効率化を行うと		
での情報提供の充実等に						
取り組む。   ]	取り組む。	取り組む。	があった	づく調査の結果を特別編		
				集として情報誌に反映さ	付になし	
			c:取組はやや不十分で			
			あり、改善を要する	また、新型コロナウイ		
			d:取組は不十分であり、	ルスの感染拡大に関連した情報について、名目な		
			抜本的な改善を要する	た情報について、各国政		
				府の対応など、需給に影		
				響を与えるタイムリーな		
				情報をホームページに掲		
				載するとともに、情報誌		
				に整理再掲載し、後日容		

	易に参照可能な資料とし
	てのニーズに応えた。

(予算と決算の乖離理由)

本セグメントにおいて、決算額が予算額の80%程度となっているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、海外現地調査を中止したこと等が要因である。

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1 - 6	6 TPP等政策大綱への対応									

2	. 主要な経年デ	ータ													
	①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
	指標等	達成目標	(参考)	30 年度	令和元年	2年度	3年度	4年度		30 年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
			(前中期目標期間最		度										
			終年度値等)												
									予算額(千円)						
									決算額 (千円)						
									経常費用 (千円)						
									経常利益 (千円)						
									当期総利益 (千円)						
									行政サービス実施						
									コスト (千円)						
									従事人員数						

注)前述の畜産(肉畜・食肉等)関係業務、特産(砂糖・でん粉)関係業務の一環として実施しているため、主要なインプット情報は記載していない。

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務	8実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
6 TPP等政策大綱	6 TPP等政策大綱	_	○6 TPP等政策大			
への対応	への対応		綱への対応			
TPP等政策大綱で	TPP等政策大綱で	_	TPP等への適切な	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
は、TPP又は日EU経	は、TPP又は日EU経		対応	_	_	·
済連携協定の発効に合	済連携協定の発効に合		s:取組は十分であり、			
わせて経営安定対策の	わせて経営安定対策の		かつ、目標を上回る顕著		<課題と対応>	
充実等の措置を講ずる	充実等の措置を講ずる		な成果があった		_	
こととしているため、国	こととしているため、国		a:取組は十分であり、			
との緊密な連携(国から	との緊密な連携(国から		かつ、目標を上回る成果			
の通知を含む)の下、経	の通知を含む)の下、経		があった			
営安定対策の充実等の	営安定対策の充実等の		b:取組は十分であった			
措置が協定発効の日か	措置が協定発効の日か		c:取組はやや不十分で			
ら円滑に実施できるよ	ら円滑に実施できるよ		あり、改善を要する			
う準備を行うとともに、	う準備を行うとともに、		d:取組は不十分であ			
協定発効後は、当該業務	協定発効後は、当該業務		り、抜本的な改善を要す			
を適切に実施する。	を適切に実施する。		る			

4. その他参考情報		
特になし		

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 当事務及び事業に関	する基本情報	
$2-1\sim 2-8$	2-1 業務運営の効率化による経費の削減	2-5 機能的で効率的な組織体制の整備
	2-2 役職員の給与水準	2-6 補助事業の効率化等
	2-3 調達等合理化	(1) 透明性の確保
	(1)「調達等合理化計画」に基づく取組	(2) 効率的な事業の実施
	(2) 競争性、透明性の確保	2-7 ICTの活用による業務の効率化
	(3) 監事への報告及び契約監視委員会による点検・反映状況	2-8 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制
	2-4 業務執行の改善	
	(1)業務全体の点検・評価	
	(2) 補助事業の審査・評価	

. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度 値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情 報
業務経費(附帯事務費	毎年度平均で少	(平成 29 年度業務経	平成 29 年度比で	平成30年度比で	令和元年度比で			†K
未務性質(阿布事務質   (特殊要因により増		費(附帯事務費))	1.0%の抑制	1.0%の抑制	1.0%の抑制			
減する経費を除く。))		負(附分子的負// 	1.0/0~)がいかい	1. 0 /0 0 / 34   1   1   1   1   1   1   1   1   1	1.0/00/14/իրդ			
の対前年度比の平均								
縮減率								
業務経費(当年度予算	_	2,984 百万円	2,954 百万円	2,924 百万円	※ 3,533 百万円			
額)								
対前年度平均縮減率	_	<del>-</del>	1.0%	1.0%	1.0%			
達成度合	_	_	100%	100%	100%			
一般管理費(人件費、	毎年度平均で少	(平成 29 年度一般管	平成 29 年度比で	平成30年度比で	令和元年度比で			
公租公課、事務所借料	なくとも対前年	理費)	3.0%の抑制	3.0%の抑制	3.0%の抑制			
等、情報セキュリティ	度比3%の抑制							
関連経費、監査法人関								
連経費及び特殊要因								
により増減する経費								
を除く。)の対前年度								
比の平均縮減率								
一般管理費(当年度予	_	254 百円	246 百千円	239 百万円	237 百万円			
算額)(百万円)								
対前年度平均縮減率		_	3.0%	3.0%	3.0%			
達成度合	_	_	100%	100%	100%			
締結した契約件数(真	競争性のある契	308 件	322 件	269 件	220 件			
にやむを得ない随意	約の実施							
契約及び少額随意契								

約を除く)							
競争性のある契約と	<u> </u>	308 件	322 件	269 件	220 件		
した件数				200 11	220 11		
達成度合	_	100%	100%	100%	100%		
企画競争・公募等を実	_	89 件	16 件	50 件	35 件		
施した随意契約の件							
数							
機構掲示板への掲示	企画競争・公募等	89 件	16 件	50 件	35 件		
及びホームページへ	の掲載						
の掲載件数							
達成度合	_	100%	100%	100%	100%		•
事業数		13 事業	13 事業	15 事業	15 事業		
公募を実施した事業	全ての事業につ	13 事業	13 事業	15 事業	15 事業		
数	いて公募の実施						
達成度合	_	100%	100%	100%	100%		
公表回数		8回	8回	8回	8回		
目標業務日以内に公	四半期終了月の	8回	8回	8回	8回		
表した回数	翌月末						
達成度合		100%	100%	100%	100%		
新規に実施した補助	-	5事業	3事業	3事業	5事業		
事業数(拡充事業を含							
<b>む。</b> )							
事業説明会を開催し	全ての新規事業	5事業	3事業	3事業	5事業		
た又は現地確認調査	等に係る説明会						
等を行った事業数	等の実施						
達成度合	_	100%	100%	100%	100%		
事業採択を行った件		90 件	137 件	86 件	126 件		
数	三式/元廿344-2-7-14-2-1	00 111	107 //		100 //		
評価基準を満たして	評価基準を満た	90 件	137 件	86 件	126 件		
いるものを採択した	しているものを						
件数	全て採択	1000/	1000/	1000/	1000/		
達成度合	_	100%	100%	100%	100%		
利用状況調査対象件 数		45 件	38件	30 件	25 件		
利用状況を確認した	対象件数の全て	45 件	38 件	30 件	25 件		
件数	を確認	40 17	30 計	90 J <del>.  </del>	20 T <del>T</del>		
達成度合	一 工作的	100%	100%	100%	100%		
事後評価で効用が費	+	2件	0件	1件	2件		
用以下となった件数		2 11	017	1 17	2 IT		
現地調査等を通じ改	全て改善を指導	2件		1件	2件		
善を指導した件数		211		T   T	2 17		

達成度合	_	100%	_	100%	100%		
要領、実施計画及び交 付申請の合計件数	_	1,202件	1,352件	1, 285 件	1,455件		
目標業務日以内で承 認通知及び交付決定 の通知を行った件数	10 業務日以内の 承認通知及び交 付決定の通知	1,202件	1,352件	1, 285 件	1,454件		
達成度合	_	100%	100%	100%	99.9%		
新規等の補助事業数		_	3事業	4事業	6事業		
評価手法導入事業数	全ての対象事業 に評価手法を導 入	_	3事業	4事業	6事業		
達成度合	_	_	100%	100%	100%		

<sup>※</sup> 令和2年度予算額は前年度予算額にTPP発効に伴う業務追加額、消費者物価指数及び消費税影響額を加えたうえで1%の削減を行っている。

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第4 業務運営の効率化	第2 業務運営の効率化	第2 業務運営の効率化	◎第2 業務運営の効率			
に関する事項	に関する目標を達成する	に関する目標を達成する	化に関する目標を達成す			
	ためとるべき措置	ためとるべき措置	るためとるべき措置			
1 業務運営の効率化に	1 業務運営の効率化に	1 業務運営の効率化に	○1 業務運営の効率化			
よる経費の削減	よる経費の削減	よる経費の削減	による経費の削減			·
(1)業務経費の削減	(1)業務経費の削減	(1)業務経費の削減	◇(1)業務経費の削減	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
業務の見直し及び効率	業務の見直し及び効率	業務の見直し及び効率	業務経費(附帯事務費	業務経費(附帯事務費	評定b	,
化を進め、業務経費(附	化を進め、業務経費(附	化を進め、業務経費(附	(特殊要因により増減す	(特殊要因により増減す	令和2年度における業	
帯事務費(特殊要因によ	帯事務費(特殊要因によ	帯事務費(特殊要因によ	る経費を除く。))を少な	る経費を除く。)) につい	務経費(附帯事務費(特	
り増減する経費を除	り増減する経費を除	り増減する経費を除	くとも対前年度比1%削	ては、3,533 百万円とな	殊要因により増減する経	
く。)) については、毎年	く。)) については、毎年	く。)) については、毎年	減する。	り、対前年度比の毎年度	費を除く。))については、	
度平均で少なくとも対前	度平均で少なくとも対前	度平均で少なくとも対前	s : 達成度合は、120%以	平均は 1.0%の抑制とな	対前年度比の毎年度平均	
年度比1%の抑制を行う	年度比1%の抑制を行う	年度比1%の抑制を行う	上であり、顕著な成果が	った。	で 1.0%の抑制となり、	
ことを目標に、削減する。	ことを目標に、削減する。	ことを目標に、削減する。	ある		達成度合は 100%であっ	
			a :達成度合は、120%以		た。	
			上であった		令和2年度予算額は前	
			b : 達成度合は、100%以		年度予算額にTPP発効	
			上 120%未満であった		に伴う業務追加額、消費	
			c :達成度合は、80%以		者物価指数及び消費税影	
			上 100%未満であった		響額を加えたうえで1%	
			d :達成度合は、80%未		の削減を行っている。	
			満であった			
					<課題と対応>	
					特になし	

## (2) 一般管理費の削減

借料等、情報セキュリテ 連経費及び特殊要因によ り増減する経費を除く。) で少なくとも対前年度比 目標に、削減する。

## 2 役職員の給与水準 給与水準については、 国家公務員の給与水準を 国家公務員の給与水準を 十分考慮し、手当てを含 | 十分考慮し、手当てを含 | め役職員給与の在り方にしめ役職員給与の在り方にし ついて、厳しく検証した | ついて、厳しく検証した | ついて、厳しく検証した | つ、目標を上回る成果が | 家公務員指数は 102.4 と | について、国家公務員の 上で、目標水準を設定し てその適正化に取り組む | てその適正化に取り組む | 齢・地域・学歴勘案指数 | b:取組は十分であった | いては、「主務大臣の検証 | 要な取組を行い、国家公 とともに、検証結果や取しとともに、検証結果や取し 組状況を公表する。

### (2) 一般管理費の削減

業務の見直し及び効率 業務の見直し及び効率 化を進め、一般管理費(人) 化を進め、一般管理費(人) 借料等、情報セキュリテ ィ対策経費、監査法人関「イ対策経費、監査法人関 連経費及び特殊要因によ り増減する経費を除く。) については、毎年度平均 | については、毎年度平均 | については、毎年度平均 | する。 で少なくとも対前年度比 3%の抑制を行うことを 3%の抑制を行うことを 目標に、削減する。

# | 2 役職員の給与水準 給与水準については、 上で、目標水準を設定し 組状況を公表する。

で少なくとも対前年度比 | s:達成度合は、120%以 | た。 3%の抑制を行うことを | 上であり、顕著な成果が 目標に、削減する。

## 2 役職員の給与水準

十分考慮し、手当てを含し成果があった 上で、対国家公務員年しあった 維持するとともに、給与しあり、改善を要する 証し、その検証結果や取し抜本的な改善を要する 組状況について公表す

る。

# (2) 一般管理費の削減 | ◇ (2) 一般管理費の削 | <主要な業務実績>

業務の見直し及び効率 一般管理費(人件費、 化を進め、一般管理費(人 公租公課、事務所借料等、 連経費及び特殊要因による経費を除く。)を少なく

- ある
- a:達成度合は、120%以 上であった
- b:達成度合は、100%以 上 120%未満であった
- c : 達成度合は、80%以 上 100%未満であった
- d:達成度合は、80%未 満であった
- | ○2 役職員の給与水準 給与水準については、 s:取組は十分であり、か 国家公務員の給与水準を一つ、目標を上回る顕著な一<主要な業務実績>
- を国家公務員と同程度に | c:取組はやや不十分で | 結果」において、「国家公 | 務員と同程度に維持する

一般管理費(人件費、 公租公課、事務所借料等、 | は、237 百万円となり、

### <評定と根拠> 評定b

一般管理費(人件費、 情報セキュリティ関連経し公租公課、事務所借料等、 件費、公租公課、事務所|件費、公租公課、事務所|件費、公租公課、事務所|情報セキュリティ関連経|費、監査法人関連経費及|情報セキュリティ関連経 借料等、情報セキュリテ|費、監査法人関連経費及|び特殊要因により増減す|費、監査法人関連経費及 ィ関連経費、監査法人関 | び特殊要因により増減す | る経費を除く。) について | び特殊要因により増減す る経費を除く。)について り増減する経費を除く。) とも対前年度比3%削減 | 対前年度比の毎年度平均 | は、対前年度比の毎年度 は 3.0%の抑制となっ | 平均で 3.0%の抑制とな り、達成度合は 100%で あった。

> <課題と対応> 特になし

令和元年度の年齢・地 | 評定 b め役職員給与の在り方に | a:取組は十分であり、か | 域・学歴を勘案した対国 | なったが、この結果につ一状況を考慮した上で、必 務員における俸給の特別しことができた。また、そ 水準の適正性について検 | d:取組は不十分であり、| 調整手当(管理職手当) が支給される職員の割合 が高いことに要因があ り、これを考慮すれば妥しく課題と対応> 当である」とされた。 この検証結果等を令和

2年6月30日に公表し

特になし

# <評定と根拠>

令和元年度の給与水準 の検証結果等を遅滞なく 公表した。

た。

			令和2年度において		
			も、引き続き管理職の昇		
			給幅の抑制等を行ったと		
			ころ、令和2年度の指数		
			は 102.0 となる見込みで		
			ある。		
3 調達等合理化 3 調達等合理化 3	3 調達等合理化	○3 調達等合理化			
「独立行政法人におけ」「独立行政法人におけ	「独立行政法人におけ	随意契約の見直しに向			
る調達等合理化の取組のる調達等合理化の取組のる	る調達等合理化の取組の	けた計画的取組			
推進について」(平成 27 推進について」(平成 27 推	<b>雀進について」(平成 27</b>	◇(1)「調達等合理化計	   <主要な業務実績>	   <評定と根拠>	
年 5 月 25 日総務大臣決 年 5 月 25 日総務大臣決 年			「令和2年度独立行政	  評定b	
	定)を踏まえ、機構が策定		法人農畜産業振興機構調	随意契約等審査委員会	
		契約件数(真にやむを得			
で迅速かつ効果的な調達 化計画」に基づく取組を に			く取組を着実に実施し、	締結した契約のうち、真	
を実現する観点から、機 着実に実施することによ が			随意契約(少額随意契約	にやむを得ない随意契約	
構が毎年度策定する「調しり、契約については、真しる				及び少額随意契約を除く	
達等合理化計画」に基づ にやむを得ないものを除 4				全てについて、競争性の	
く取組を着実に実施するとも一般競争入札等(競争)		s : 達成度合は 100%で		ある契約とすることがで	
ことにより、競争性のなし入札及び企画競争・公募し金		あり、かつ、その達成の	を得ないものを除いた全		
い随意契約は真にやむをしをいい、競争性のない随し競			契約 (31件) について、	(220件/220件)であっ	
得ないものを除き行わな 意契約は含まない。) によ 含			企画競争又は参加確認型		
いこととするとともに、るものとするとともに、す			公募とした。これにより、		
競争性のある契約に占め「競争性のある契約に占め」あ					
る一者応札・応募の解消しる一者応札・応募の解消しれ			· ·		
に向け、競争参加者の増しに向け、競争参加者の増し			く機構が締結した契約		
加に向けた取組を引き続し加に向けた取組を引き続した					
き実施していくこととしき実施していくこととして	·		競争性のある契約とし		
し、その取組状況を公表し、その取組状況を公表し		c : 達成度合は、80%以		   <課題と対応>	
する。 する。		上 100%未満であった	また、一者応札・応募		
			の解消に向けた取組状況		
		満であった	をホームページで公表し		
		11.4 4.5 1.2	た。		
			0		
		◇(2)競争性、透明性	   <主要な業務実績>	   <評定と根拠>	
		の確保	競争性・透明性を確保		
			するため、企画競争、参		
			加確認型公募、不落・不		
			調により実施した随意契		
			約 (35 件) 全てにおいて、		
			機構掲示板及びホームペ		
		<u> </u>		-, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -, -,	

		Т				Т	
			る。	ージへの掲載を行った。	うことができ、達成度合		
			s:達成度合は 100%で		は 100% (35 件/35 件)		
			あり、かつ、その達成の		であった。		
			ための特に優れた取組内				
			容が認められる		<課題と対応>		
			a:達成度合は 100%で		特になし		
			あり、かつ、その達成の				
			ための優れた取組内容が				
			認められる				
			b:達成度合は 100%で あった				
			のうた c:達成度合は、80%以				
			上 100%未満であった				
			d:達成度合は、80%未				
			満であった				
	 	また、監事に対し、毎	◇ (3) 監事への報告及	<主要な業務実績>	<評定と根拠>		
			び契約監視委員会による		評定b		
		ともに、入札・契約の適		所定の様式により、各部	毎月、監事に対し契約		
正な実	<b>実施について、契約</b>	正な実施について、契約	s:取組は十分であり、か	の契約状況を報告すると	状況を報告するととも		
【指標】	<b>長員会による点検を</b>	監視委員会による点検を	つ、目標を上回る顕著な	ともに、外部有識者等か	に、契約監視委員会によ		
入札・契約の適正な実 受ける	Ď.	受ける。	成果があった	らなる契約監視委員会に	る点検を受け、指摘事項		
施について、契約監視委			a:取組は十分であり、か	令和元年度の契約の状況	等に適切に対応すること		
員会における点検結果及			つ、目標を上回る成果が	を報告し点検を受けた。	ができた。		
びその反映状況。			あった				
(参考:第3期中期目標			b:取組は十分であった		<課題と対応>		
期間実績:委員会を年1			c:取組はやや不十分で		特になし		
□開催)			あり、改善を要する				
			d:取組は不十分であり、				
			抜本的な改善を要する				
4 業務執行の改善 4 業	と と 発執行の改善 と ろも と ろも と ろも と ろも と も も も も も も も も も	4 業務執行の改善	○4 業務執行の改善				
4 未労物1の以告 4 未	そ	4 未伤款们炒股普	○4 未伤物门の以音				
	 機構自らが主体的	(1)業務全体の点検・	(1)業務全体の点検・				
		評価	評価				
ともに、外部専門家・有るとと	·		◇ア 業務全体の点検・	<主要な業務実績>	<評定と根拠>		
識者からなる第三者機関家・有			分析を通じた業務運営の				
による業務の点検・評価 者機関	·		的確な点検・評価	ための工程表(具体化推			
及び補助事業についての検・評			s:取組は十分であり、か	進シート)を年度初めに			
審査・評価を行い、その 果を業	<b>美務運営に反映させ</b>		つ、目標を上回る顕著な	策定し、四半期毎(新型	対面による会議が制約さ		
結果を業務運営に反映さる。			成果があった	コロナウイルスの感染拡	れる中、令和2年4月に		

せる。		a:取組は十分であり、か	大防止の観点から4月は	予定していた四半期ヒア	
			·	リングは中止したもの	
		あった	るヒアリングにおいて、	の、その後はWeb会議を	
			工程表の内容と実績とを		
		c:取組はやや不十分で		工夫して、工程表に基づ	
		あり、改善を要する		き、四半期毎に点検・分	
		d:取組は不十分であり、	より、目標の達成状況、	析を行うことができた。	
		抜本的な改善を要する	阻害要因など、現状を適		
			切に把握した。	的確な進行管理及び自己	
				評価を実施し、業務の進	
			点、課題等への対応を的	捗状況及び実績の点検・	
			確に指示し、確認するこ	評価について十分取り組	
			とで、業務運営の適切な	んだ。	
			進行管理を行った。併せ		
			て、工程表に業務の進捗	<課題と対応>	
			状況について自己評価を	特になし	
			記述する欄を設け、業績		
			の点検を実施した。		
			【参考】		
			令和2年度は、7月、		
			10月、1月に Web 方式に		
			より実施した。		
			より天心した。		
	) AT	^ <i>&gt; &gt; &gt; &gt; &gt; &gt; &gt; &gt; &gt; &gt;</i>			
		◇イ第三者機関による		<評定と根拠>	
		業務の点検・評価の実施			
		s:取組は十分であり、か			
		つ、目標を上回る顕著な		当たって、第三者機関に	
	する。	成果があった	外部専門家・有識者から	より点検・評価を受ける	
		a:取組は十分であり、か	なる第 18 回機構評価委	ことは独立行政法人通則	
		つ、目標を上回る成果が	員会を、新型コロナウイ	法等には規定のない当機	
		あった	ルスの感染拡大防止の観	構独自の自主的取組であ	
		b:取組は十分であった	点から Web 会議により開	るが、コロナ禍において	
		c:取組はやや不十分で	催し、令和元年度業務実	環境整備、委員との調整	
		あり、改善を要する	績に関する自己評価等に	を円滑に行い、Web 会議	
		d:取組は不十分であり、		により機構評価委員会を	
		抜本的な改善を要する	した。	開催し、業務の点検・評	
				価に十分に取り組んだこ	
				とから、a評価とした。	
				く調題と対応へ	
		l		<課題と対応>	

				特になし	
	A total and let till the same and a			enter (I. A. Inglia	
		◇ウ第三者機関による		<評定と根拠>	
			委員会において、委員	評定一	
	を必要に応じて業務運営		すべき指摘は特になかっ	<課題と対応> 	
	に反映させる。	s:取組は十分であり、か	TC.	_	
		つ、目標を上回る顕著な			
		成果があった			
		a:取組は十分であり、か			
		つ、目標を上回る成果があった			
		めった   b:取組は十分であった			
		c:取組はやや不十分で			
		あり、改善を要する			
		d:取組は不十分であり、			
		抜本的な改善を要する			
(2)補助事業について、	(2)補助事業の審査・	   (2)補助事業の審査・			
毎事業年度の事業の達成	:   評価	評価			
状況等の自己評価を行う	令和元年度事業の達成	◇ア 事業の達成状況等	   <主要な業務実績>	<評定と根拠>	
とともに、外部専門家・	状況等について、自己評		「補助事業に関する業	評定 b	
有識者からなる第三者機	価を行うとともに、第三	s:取組は十分であり、か	務執行規程に係る評価細	補助事業の的確な進行管	
	者機関による事業の審				
価を行い、必要に応じ業	査・評価を行い、必要に	成果があった	度の各事業の達成状況等	補助事業の達成状況等に	
務の見直しを行う。	応じ業務の見直しを行	a:取組は十分であり、か	について自己評価を行っ	ついての自己評価に十分	
	う。	つ、目標を上回る成果が	た。	取り組んだ。	
		あった			
		b:取組は十分であった		<課題と対応>	
		c:取組はやや不十分で		特になし	
		あり、改善を要する			
		d:取組は不十分であり、			
		抜本的な改善を要する			
		A AND THE LIVER AND THE		variety) to the	
		◇イ 第三者機関による		<評定と根拠>	
		事業の審査・評価	令和2年7月7日に外		
			部専門家・有識者からなる第26回補助東業に関	·	
			る第 26 回補助事業に関		
			する第三者委員会を、新型コロナウイルスの感染		
			並大防止の観点から Web		
	1	一、口伝で上凹の以木が	JAZZNATA ZEZZZZ A WED	加州尹木に因りる先二日	

6 補助事業の効率化等	6 補助事業の効率化等	6 補助事業の効率化等	あり、改善を要する d:取組は不十分であり、 抜本的な改善を要する 〇6 補助事業の効率化 等			
整備を図る。	的で効率的な組織体制の 整備を図る。	整備を図る。	つ、目標を上回る顕著な成果があった a:取組は十分であり、かつ、目標を上回る成果があった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分で			
織体制の整備 業務運営を機能的かつ 効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能	効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能	織体制の整備 業務運営を機能的かつ 効率的に推進する観点から、諸情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、機能	効率的な組織体制の見直 し s:取組は十分であり、か	実績なし		
			b:取組は十分であった c:取組はやや不十分で あり、改善を要する d:取組は不十分であり、 抜本的な改善を要する		<課題と対応> 特になし	
			つ、目標を上回る顕著な 成果があった	委員会の開催後、業務 の見直しにつなげるべき 委員指摘事項への対応方 針について整理の上、関 係部において必要な業務	四半期毎の業務の点 検・評価結果に基づき、 必要に応じた業務運営へ	
			あった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分で あり、改善を要する d:取組は不十分であり、 抜本的な改善を要する		委員会をWeb 会議により 開催し、事業の審査・評価に十分取り組んだことから、a評価とした。 <課題と対応>特になし	

# (1) 透明性の確保 透明性の高い事業の実

施を図る観点から、補助 | 施を図る観点から、補助 | 施を図る観点から、補助 | 業の性格・内容に照らし、 事業についての事業実施 事業についての事業実施 主体の選定に当たって は、原則として公募によしは、原則として公募によ ることとするとともに、 事業内容等の事業に関すし以下の取組を実施する。 る各種情報を公表するこ ととし、事業の採択の概 要については、四半期終 了月の翌月末までに公表 する。

また、事業の適切かつ 円滑な実施の観点から、 事業の進行状況を的確に 把握するとともに、事業 説明会、現地確認調査等 を実施し、事業実施主体 に対して法令遵守を含め 指導を徹底する。

#### (1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実 主体の選定に当たって ることとするとともに、

#### (1) 透明性の確保

ることとするとともに、 以下の取組を実施する。

## (1) 透明性の確保

透明性の高い事業の実 | ◇アー分母を事業数(事 | <主要な業務実績> |業数とする。

> あり、かつ、その達成の ための特に優れた取組内 容が認められる

a:達成度合は 100%で | ・畜産分野:年2回、13 | <課題と対応> あり、かつ、その達成の ための優れた取組内容が ・野菜分野:年3回、2 認められる

b : 達成度合は 100%で あった

c : 達成度合は、80%以 上 100%未満であった

d:達成度合は、80%未 満であった

令和2年度補正予算及 | 評定 b 事業についての事業実施 | 公募による事業実施主体 | び3年度当初予算に係る | s:達成度合は 100%で 実施主体の選定に当たっ ての公募を行った。

#### (内訳)

事業

事業(契約野菜収入確 保モデル事業、端境期 等対策産地育成強化事 業)

# <評定と根拠>

畜産業振興事業及び野 主体の選定に当たって | の選定になじまないもの | 畜産業振興事業並びに令 | 菜農業振興事業につい は、原則として公募によしを除く。)とし、分子をこし和2年度当初予算に係るして、事業実施主体の選定 ┃のうち公募を実施した事 ┃野菜農業振興事業につい ┃を公募方式で行うことに て、事業の公表後、事業 | より、透明性の高い形で の実施を図ることができ た。達成度合は100%(15 事業/15事業)であった。

特になし

予算額、事業実施期間等 | 予算額、事業実施期間等 | 事業概要及び採択した事 | の事業概要、事業実施地 で公表する。

ア 事業の目的、補助率、 | ア 事業の目的、補助率、 | ◇イ ホームページでの | <主要な業務実績 > の事業概要、事業実施地|業の概要の公表 で公表する。

に公表した回数とする。 ための特に優れた取組内で公表した。 容が認められる

a : 達成度合は 100%で | (内訳) あり、かつ、その達成の ・ 畜産分野: 年4回 ための優れた取組内容が ・野菜分野:年4回 認められる

b:達成度合は 100%で あった

c : 達成度合は、80%以

補助事業の適正、効率 評定 b 的な実施を図るため、令 | 域等の採択した事業の概 | 域等の採択した事業の概 | 分母を公表回数とし、 | 和2年度に実施する畜産 | 等の情報を適切にホーム 要を、四半期終了月の翌|要を、四半期終了月の翌|分子を四半期終了月の翌|業振興事業及び野菜農業|ページにおいて公表する 月末までにホームページ | 月末までにホームページ | 月末までにホームページ | 振興事業の事業概要及び | ことができた。達成度合 採択した事業の概要につ は100% (8回/8回)で s:達成度合は 100%で Nて、四半期終了月の翌 あった。 あり、かつ、その達成の | 月末までにホームページ

特になし

# <評定と根拠>

提供すべき事業の概要

		上 100%未満であった			
		d : 達成度合は、80%未			
		満であった			
イ 事業説明会、現地確		◇ウ 事業説明会等の実		<評定と根拠>	
	事業説明会、現地確認調		補助事業の適正、効率	評定 b	
実施主体に対して法令遵			的な実施を確保するた		
		補助事業数(拡充事業を		に事業説明会、現地確認	
る。	含め指導を徹底する。		① 畜産業振興事業にお		
		説明会を開催した又は現		コロナウイルスの感染拡	
		地確認調査等を行った事		大で対面による実施が制	
		業数とする。		約される中、Web 会議を	
		s:達成度合は 100%で		利用するなどして計画的	
		あり、かつ、その達成の		に行うことにより、事業	
		ための特に優れた取組内容が認められて		実施主体に対する指導の	
		容が認められる	実施した。	徹底を図ることができ	
		a:達成度合は 100%で なり、かつ、その表式の		た。達成度合は100%(5	
		あり、かつ、その達成の ための優れた取組内容が	(肉畜 16 回、酪農3	事業/5事業) であった。	
		認められる	回、全 19 回、配展 3 回、全 19 回)及び現地	<課題と対応>	
		b:達成度合は 100%で		特になし	
		あった	酷農 5 回、全 27 回)を	111(2720	
		c : 達成度合は、80%以	実施した。		
		上 100%未満であった	) (ME 0 / C)		
			② 野菜農業振興事業に		
		満であった	おいて、拡充事業(1		
			事業)及び継続事業(2		
			事業)について、事業		
			実施主体に対する説明		
			会等(14回)及び現地		
			確認調査(3回)を、		
			Web 方式も活用しつつ		
			実施した。		
	(2) 効率的な事業の実				
施施	施	施	\ \_\_\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	and the second	
		◇ア 事業の進行管理シ		<評定と根拠>	
業の実施を図る観点かく業の実施を図る観点かく					
	ら、事業の進行状況を的		的な実施を確保するた		
計画及び交付申請につい一確に把握するとともに、					
て、10業務日以内に承認   以下の取組を実施する。	以下の取組を美施する。	つ、目標を上凹る顕著な	アムにより執行件数や執	傩に美施することができ	

等を行うとともに、施設			成果があった	行額等について毎月進捗	た。	
整備事業について費用対			a:取組は十分であり、か	状況の管理を行った。		
効果分析等の評価手法を			つ、目標を上回る成果が		<課題と対応>	
踏まえた採択及び費用対			あった		特になし	
効果分析を実施した施設			b:取組は十分であった			
整備事業についての事後			c:取組はやや不十分で			
評価を実施し、事後評価			あり、改善を要する			
により効用が費用以下と			d:取組は不十分であり、			
なる場合は、すべて改善			抜本的な改善を要する			
指導を実施する。						
また、畜産業振興事業						
等について、補助金の効						
率的な交付の観点から、						
国における事業の改廃に						
も資するよう、決算上の						
不用理由の分析を行うと						
ともに、事業実施主体に						
おける基金について毎年						
度見直しを行う。その上						
で、保有資金及び事業実						
施主体に造成している基						
金については、機構の業						
務実施に必要な経費を確						
保する。						
(第3期中期目標期間実						
績:要領等の受理から10						
業務日以内の承認等:						
99%)						
33 707						
	アー専田対効里分析の	アー費用対効果分析、コ	△ / 费田分為里公析・	   <主要な業務実績>	   <評定と根拠>	
		スト分析等の評価基準を			, , , , = , , , , , =	
		満たしているものを採択				
	荷たしているものを採択   する。		択		る事業を採択することに	
	y る。 	する。		コスト分析の評価基準を	る事業を採択することに より、施設整備事業の効	
			た件数とし、分子を評価 基準を満たしているもの	満たしているものを採択した。  「た」  「おけばればいての		
				した。採択状況は以下の		
			を採択した件数とする。	とおり。 (典田社為田・坂田供教)	度合は100%(126件/126件)であった	
			s:達成度合は 100%で なり、かつ、その達成の		件)であった。	
				令和2年度において費	/ 細胞 ご せたへ	
			にめの特に惨れた取組内	用対効果分析により採択	<課題と灯心>	

		容が認められる	した事業はなかった。	特になし	
		a : 達成度合は 100%で			
		あり、かつ、その達成の	(コスト分析・採択件数)		
		ための優れた取組内容が	・酪農経営支援総合対策		
		認められる	事業 50 件		
		b : 達成度合は 100%で			
		あった	完事業 8件		
		c : 達成度合は、80%以			
		上 100%未満であった	事業 26 件		
		d:達成度合は、80%未			
		満であった	緊急支援事業 16件		
			・酪農労働省力化推進施		
			設等緊急整備対策事業 一		
			23 件		
			<sup>23</sup> <del>   </del>   • 種豚等流通円滑化推進		
			緊急対策事業 3件		
			Δ≅l. 100 l/b		
			合計 126 件		
) =1, == 1 - 7 + t = 1, t t ) = -	) = = = = = = = = = = = = = = = = = = =			√=1,4→ 1 1□11π <	
イ設置する施設等につ				<評定と根拠>	
いては、必要に応じて現し				評定一	
地調査を行う。		地調査の実施	について、施設等の設置	and the Art I also	
			工事は計画に沿って進行		
			していることをヒアリン		
		成果があった	グ又は報告徴求により確		
			認した結果、工事の進捗		
			が遅れるなどにより、現		
		あった	地調査を必要とするもの		
		b:取組は十分であった	はなかった。		
		c:取組はやや不十分で			
		あり、改善を要する			
		d:取組は不十分であり、			
		抜本的な改善を要する			
ウ 費用対効果分析を実	ウ 費用対効果分析を実	◇エ 設置後3年目(た	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
施している事業にあって	施している事業で設置し	だし、肉用牛生産の新規	費用対効果分析を実施	評定 b	
は、施設設置後3年目(た	た施設については、施設	参入等を支援する事業に	している事業で設置した	必要な対象事業全てに	
だし、肉用牛生産の新規	部里然 6 是日 (2 28)	まっては5年日)までの	共命状型人ではついて	ついて利用状況の確認を	
	設直後3年目(たたし、	めつては3年日/までの	対象施設全てについて、	一つい、「小川田八八世の一世記で	
参入等を支援する事業に				行うことができた。達成	
参入等を支援する事業に あっては5年目)までは	肉用牛生産の新規参入等	ものの利用状況の調査と	施設設置後3年目までの		

	<u>,                                    </u>			T	
	利用状況の調査を行う。	分母を対象件数とし、	いて利用状況を確認し		
		分子を確認した件数とす	た。	<課題と対応>	
		る。		特になし	
		s : 達成度合は 100%で			
		あり、かつ、その達成の			
		ための特に優れた取組内			
		容が認められる			
		a : 達成度合は 100%で			
		あり、かつ、その達成の			
		ための優れた取組内容が			
		認められる			
		b:達成度合は 100%で			
		あった			
		c : 達成度合は、80%以			
		上 100%未満であった			
		d:達成度合は、80%未			
		満であった			
また、3年(ただし、	また、3年(ただし、肉	◇才 事後評価	<主要な業務実績>	   <評定と根拠>	
肉用牛生産の新規参入等	用牛生産の新規参入等を	分母を効用が費用以下	目標年を3年(肉用牛	   評定 b	
を支援する事業にあって	支援する事業にあっては	となった件数とし、分子	生産の新規参入等を支援	投資効率1以下のもの	
は5年)を経過した年に、	5年)を経過した年に、	を現地調査等を通じ改善	する事業にあっては5	について、文書による指	
事後評価を行うことと	事後評価を行うことと	を指導した件数とする。	年) としている施設 12	導を行うことができた。	
し、事業を実施した効用	し、事業を実施した効用	s : 達成度合は 100%で	件について、事後評価報	達成度合いは 100%であ	
が費用以下となる場合	が費用以下となる場合	あり、かつ、その達成の	告書を徴取し、効用が費	った。(2件/2件)	
は、現地調査等を通じ、		ための特に優れた取組内			
改善を指導する。	改善を指導する。	容が認められる	_   査・確認を行った。	<課題と対応>	
		a :達成度合は 100%で	その結果、肉用牛生産	特になし	
		あり、かつ、その達成の	の新規参入等を支援する		
		ための優れた取組内容が	事業2件について、投資		
		認められる	効率が1以下となった		
		b : 達成度合は 100%で	が、2件ともに過年度に		
			現地調査・指導を行って		
		c : 達成度合は、80%以	おり、令和2年度は事業		
			実施主体から提出のあっ		
			た改善策のフォローアッ		
		満であった	プとして文書による指導		
			を実施した。		
			なお、肉用牛生産の新		
			規参入等を支援する事業		
			は、平成27年度から国へ		

			移管している。		
エ事業実施主体からの	エ 事務処理手続の迅速	   ◇カ 事務処理手続の迅	   <主要な業務実績>	   <評定と根拠>	
	化、進行管理の徹底等を		進行管理システムの活		<u> </u>
	通じ、事業実施主体から				
·	要領及び事業実施計画を				
	受理してから承認の通知		·		
日以内に承認等を行う。			通知を行うまでの期間並		
	·		びに補助金の交付申請を		
			受理してから交付決定の		
			通知を行うまでの期間		
	業務日以内とする。		   は、総受理件数 1,455 件		
			のうち1件(畜産業振興		
	!		事業)を除く1,454件が		
		容が認められる	   10 業務日以内であった。	関する研修会において、	
		a : 達成度合は 100%で	(内訳)	事業実施主体から提出さ	
		あり、かつ、その達成の	• 畜産分野	れる各種申請書類の確認	
		ための優れた取組内容が	1075 件/1076 件	を徹底したうえで受理	
		認められる	• 野菜分野	し、受理から通知の発出	
		b:達成度合は 100%で	379件/379件	までを迅速に実施するよ	
		あった		う指導した。	
		c : 達成度合は、80%以			
	!	上 100%未満であった			
		d:達成度合は、80%未			
		満であった			
オ 新規等の補助事業に	オ 新規等の補助事業に	   ◇キ 新規等の補助事業	   <主要な業務実績>	   <評定と根拠>	
ついては、事業効果を適	ついては、事業効果を適	への適切な評価手法の導	令和2年度拡充事業で	   評定 b	
切に評価できる手法を導	切に評価できる手法を導	入	   ある種豚等流通円滑化推	新規等の補助事業につ	
入するとともに、事業実	入する。また、事業実施	分母を新規等の補助事	進緊急対策事業等の6事	いて、適切な評価手法の	
施状況等を踏まえ、必要	状況等を踏まえ、必要に	業数とし、分子を評価手	業により整備する器具・	導入を行うことができ	
に応じ、評価手法の改善	応じ、評価手法の改善を	法導入事業数とする。	機材について、コスト分	た。達成度合は100%(6	
を行う。	行う。	s : 達成度合は 100%で	析基準の設定又は見直し	事業/6事業) であった。	
		あり、かつ、その達成の	を行った。		
		ための特に優れた取組内		<課題と対応>	
		容が認められる	【参考】新たなコスト分	特になし	
		a : 達成度合は 100%で	析基準の設定又は見直し		
	1	1 10 1 7 m 1+ 15 m	な行った車坐		
		あり、かつ、その達成の	211つに事未		
			1 新たに基準額を設定		

		あった	豚及び精液等の新たな供		
			給拠点の整備、②接種区		
			域外へ移動させることが		
		d:達成度合は、80%未	出来なくなった肥育素豚		
		満であった	の追加的な飼養		
		III, COD DIC	-> CMART GENTR		
			2 基準額を追加・見直		
			①肉用牛経営安定対策補		
			完事業のうち地域にお		
			ける肉用牛生産基盤強		
			化等対策事業		
			②酪農経営支援総合対策		
			事業のうち中小酪農経		
			事業のプラヤ小船長程 営等生産基盤維持・強		
			と対策事業 と対策事業		
			③堆肥舎等長寿命化推進		
			事業		
			④ 畜産経営災害総合対策 取会士採事業		
			緊急支援事業		
		<b>ヘト - 芝畑イ壮のソモ</b> に		√=π,← ) Lα La √	
		◇ク 評価手法の必要に	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
		応じた改善等	事業実施状況等を踏ま	評定一	
		s:取組は十分であり、か		∠ <del>→ Π   Ζ           -                        </del>	
			おいて評価手法の改善等	<課題と対応>	
			の必要がなかった。	_	
		a:取組は十分であり、か			
		つ、目標を上回る成果が			
		あった			
		b:取組は十分であった			
		c:取組はやや不十分で			
		あり、改善を要する			
		d:取組は不十分であり、			
		抜本的な改善を要する			
カ 畜産業振興事業等に	カ 畜産業振興事業等に	◇ケ 決算上の不用理由	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
ついて、決算上の不用理	ついて、次の取組を行う。	の分析	令和元年度事業のうち	評定b	
由の分析を行う。	(ア) 決算上の不用理	s:取組は十分であり、か	不用額が大きい事業につ	不用額の大きい事業に	
また、同事業により造	由の分析を行う。	つ、目標を上回る顕著な	いて、その理由を分析し、	ついて、その理由の分析	
成された基金について、		成果があった	令和2年7月7日に開催	等を行うことができた。	
補助金等の交付により造		a:取組は十分であり、か	した補助事業に関する第		
1111/2021 14 19 24 14 11 13 12 12	l l			I	

成した基金等に関する基		つ、目標を上回る成果が	三者委員会において、そ	<課題と対応>	
準 (平成 18 年 8 月 15 日		あった	の結果を報告した。	特になし	
閣議決定。以下「基金基		b:取組は十分であった			
準」という。)等に準じて		c:取組はやや不十分で			
定めた基準に基づき、国		あり、改善を要する			
における事業の改廃に資		d:取組は不十分であり、			
するよう、毎年度見直し		抜本的な改善を要する			
を実施する。その上で、					
保有資金及び事業実施主					
体に造成している基金に					
ついては、機構の業務実					
施に必要な経費を確保す					
る。					
	(イ) 造成された基金に	◇コ 基金の見直し	   <主要な業務実績>	  <評定と根拠>	
			基金基準等に準じて定	評定b	
		つ、目標を上回る顕著な		, , , , =	
	関する基準(平成18年8		き5基金の見直しを行っ		
		a:取組は十分であり、か		ことができた。	
		つ、目標を上回る成果が			
	に準じて定めた基準に基		の低い加工原料乳生産者	   <課題と対応>	
			経営安定対策事業の基金		
				付になり	
	<b>う</b> 。	c:取組はやや不十分で なり、お茶な悪ナス	の一部を区域させた。		
		あり、改善を要する			
		d:取組は不十分であり、			
		抜本的な改善を要する			
7 I C T の活用による 7 I C T の活用による 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
		る業務の効率化			
TPP等政策大綱に基 TPP等政策大綱に基 NVは1000000000000000000000000000000000000				<評定と根拠>	
づく制度改正等を踏まえしづく制度改正等を踏まえ					
て、ICTの活用等を検して、ICTの活用等を検し			染症対策として、令和2		
討し、業務運営の効率化   討し、業務運営の効率化					
を推進する。      を推進する。			更等でテレワーク専用		
			PC を導入する等により、		
			テレワーク推進のために	同様の環境で業務を行う	
		c:取組はやや不十分で	必要なインフラを急遽整	ことができることになっ	
		あり、改善を要する	備した。その後、同年7	たほか、対面による会議	
		d:取組は不十分であり、	月に設置されたテレワー	やイベント等が Web 方式	
		抜本的な改善を要する	ク実施方針検討委員会	により実施可能となっ	
			(委員長:理事長) にお	た。	

			いて決定された基本的な	これにより、業務の円	
				滑化、効率化が図られる	
			ステムのリモート化や	とともに、感染リスクの	
			USB 型シンクライアント	低減、働き方改革の推進	
			機器や Web 会議サービス	及び非常時における業務	
			等のインフラ整備を順次	継続の実現に繋げること	
			計画的に実施した。これ	ができたこと、また、各	
			により、令和3年1月に	システムのリモート化の	
			発令された2度目の緊急	着実な実施に向けた体制	
			事態宣言下における政府	を整えることができたこ	
			等の出勤抑制に対しても	とから、s評価とした。	
			適切に対応することがで		
			きたほか、業務運営の効	<課題と対応>	
			率化に繋がった。	特になし	
			特にシステムのリモー		
			ト化については、今中期		
			計画期間におけるシステ		
			ム毎の工程表を策定し、		
			定期的な点検を行いつつ		
			着実に実施することとし		
			た。		
第5 財務内容の改善に 8 砂糖勘定の短期借力	、8 砂糖勘定の短期借入	○8 砂糖勘定の短期借			
関する事項に係るコストの抑制	に係るコストの抑制	入に係るコストの抑制			
3 砂糖勘定の短期借入 砂糖勘定の累積欠損が	砂糖勘定の累積欠損が	(指標=適切な方法によ	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
れに係るコストの抑制   あることから、「糖価調整	を あることから、「糖価調整 ・ おることから、「糖価調整 ・ おることから、「糖価調整 ・ おおまずる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	る借入金融機関の決定、	短期借入金の借入れに	評定b	
砂糖勘定の累積欠損が 制度の安定的な運営に向				競争性を持たせた借入	
あることから、「糖価調整 けた取組について」(平成	[ けた取組について」(平成	s:取組は十分であり、か	日に一般競争入札を実施	金融機関の決定及び適切	
制度の安定的な運営に向 22 年9月農林水産省分			(応札金融機関:3者)	な借入期間の設定によ	
けた取組について」(平成   表)に基づき負担者から			し、令和2年度の借入金	り、借入コストの抑制に	
22 年 9 月農林水産省公   の調整金収入及び生産者			融機関を決定した結果、	努めることができた。	
表)に基づき負担者から   等への交付金支出の適正			借入利率のうち固定利率		
の調整金収入及び生産者 化等の収支改善に向けて			(スプレッド) は、0.1%	<課題と対応>	
等への交付金支出の適正 講じられている取組を路				特になし	
化等の収支改善に向けてはまえ、交付金の交付等を	・  まえ、交付金の交付等を	c:取組はやや不十分で	また、変動利率(日本		
- 一 - サット・マー・マー・サート・サート・サート・ファート・トート・トート・トート・トート・トート・トート・トート・トート・トート・	The second secon		III TIDOD ) たっいては		
講じられている取組を踏し適正に実施するととも			円 TIBOR)については、		
まえ、交付金の交付等をに、短期借入れを行うに	に、短期借入れを行うに	d:取組は不十分であり、	年末年始を除き全ての借		
まえ、交付金の交付等を に、短期借入れを行うは 適正に実施するととも 当たっては、短期金融市	に、短期借入れを行うに 当たっては、短期金融市	d:取組は不十分であり、 抜本的な改善を要する	年末年始を除き全ての借 入期間を1週間以内とし		
まえ、交付金の交付等を に、短期借入れを行うに 適正に実施するととも 当たっては、短期金融市 に、短期借入れを行うに 場の金利動向を踏まえた	に、短期借入れを行うに 当たっては、短期金融市 場の金利動向を踏まえた	d:取組は不十分であり、 抜本的な改善を要する	年末年始を除き全ての借		
まえ、交付金の交付等を に、短期借入れを行うは 適正に実施するととも 当たっては、短期金融市	に、短期借入れを行うに 当たっては、短期金融市 場の金利動向を踏まえた 適切な借入期間の設定	d:取組は不十分であり、 抜本的な改善を要する	年末年始を除き全ての借 入期間を1週間以内とし		

適切な借入期間の設定	努める。	努める。	金の金利は、0.12563%と	
等、借入コストの抑制に			なった。(短期プライムレ	
努める。			ート: 1.475%)	

#### (契約に係る事務手続等)

契約事務については、会計規程、契約事務細則等に契約方式、手続等を規定している。

契約方式は原則として一般競争入札によることとしているが、緊急の必要性、競争に付することが不利と認められる場合等にあっては随意契約ができることとしており、個別の契約締結に当たっては、経理担当 理事、経理担当総括調整役、総務部及び経理部職員で構成する随意契約等審査委員会において、事前に審査を行っている。

また、総合評価落札方式や複数年度契約に関しては、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)に基づき、規程を定め、「総合評価落札方式について」(19農畜機第4914号)及び「複数年度契約について」(20農畜機第3538号)により適切に措置している。

### (第三者への再委託)

委託契約の内容全てを第三者に再委託することは禁止している。やむを得ず契約内容の一部を第三者に再委託する場合には、書面により機構の承認を得ることを契約事務細則で定めており、契約事務責任者がその合理性等について審査・承認を行っている。令和2年度においては17件(少額随意契約を除く。)について再委託の承認を行ったが、いずれも的確かつ効率的に契約を履行するためには、やむを得ないと判断したものである。

### (一者応札の解消に向けた取組)

①公告期間の延長、②IT 技術支援者から助言を得た上でのシステム仕様書等の作成・開示、③調達情報の「メルマガ」配信やホームページでの今後の入札予定の掲載等周知方法の改善、④入札に参加しなかった者に対するアンケート結果に基づく公告時期の早期化、⑤入札時期の前倒し等、競争参加者の増加に向けた取組を実施したが、コロナ禍において専門性の高い海外等の調査委託業務が増えたため、一者応札は40件(前年度32件)となった。

#### (法人の長に対する報告)

令和2年6月16日に開催された第12回契約監視委員会の審査結果について理事長に報告した。また、随意契約等審査委員会の審査結果を含め契約全体の状況等については、四半期毎に理事長及び監事に報告し、 点検・評価を受けた。

#### (会計検査院からの指摘への対応)

令和2年度は指摘なし

## 第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報	
3	財務運営の適正化及び資金の管理及び運用	

2. 主要な経年	データ								
評価対象と	なる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度						当該年度までの累積値等、必要な情
			値等)						報

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
5 財務内容の改善	第3 予算(人件費の見	第3 予算、収支計画及	◎第3 予算、収支計画			
<b>員する事項</b>	積りを含む。)、収支計画	び資金計画	及び資金計画			
	及び資金計画					
財務運営の適正化	1~3 [略]	1~3 [略]	○1 財務運営の適正化			
	4 財務運営の適正化	4 財務運営の適正化				
中期目標期間におけ	独立行政法人会計基準	独立行政法人会計基準	◇(1)収益化単位の業	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
予算、収支計画及び資	の改訂(平成 12 年 2 月	(平成 12 年 2 月 16 日独	務毎の予算と実績の適正	「独立行政法人農畜産	評定b	
計画を適正に計画す	16 日独立行政法人会計	立行政法人会計基準研究	な管理	業振興機構の運営費交付	引き続き収益化単位	
とともに、効率的に執	基準研究会策定、平成27	会策定) 等により、運営	s:取組は十分であり、か	金収益化に係る基準等に	の業務毎に予算と実績	
する。	年1月27日改訂)等によ	費交付金の会計処理とし	つ、目標を上回る顕著な	ついて」(平成28年3月	の管理を行うことがで	
油立行政法人会計基	り、運営費交付金の会計	て、業務達成基準による	成果があった	31 日付け 27 農畜機第	きた。	
の改訂(平成 12 年 2	処理として、業務達成基	収益化が原則とされたこ	a:取組は十分であり、か	5928 号) 等に基づき、引		
16 日独立行政法人会	準による収益化が原則と	とを踏まえ、引き続き収	つ、目標を上回る成果が	き続き収益化単位の業務	<課題と対応>	
基準研究会策定、平成	されたことを踏まえ、引	益化単位の業務毎に予算	あった	毎に予算と実績の管理を	特になし	
年1月27日改訂)等	き続き収益化単位の業務	と実績を適正に管理す	b:取組は十分であった	行った。		
より、運営費交付金の	毎に予算と実績を適正に	る。	c:取組はやや不十分で			
計処理として、業務達	管理する。		あり、改善を要する			
基準による収益化が			d:取組は不十分であり、			
則とされたことを踏			抜本的な改善を			
え、引き続き収益化単			要する			
の業務毎に予算と実						
を適正に管理する。						

	また、財務内容の一層	また、財務内容の一層	また、財務内容の一層	◇(2)業務内容等に応	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	の透明性を確保する観	の透明性を確保する観点	の透明性を確保する観点	じた適切な区分に基づく	令和元年度決算におい	評定b	
	点から、業務内容等に応	から、業務内容等に応じ	から、業務内容等に応じ	セグメント情報の開示と	て、業務内容等に応じた	令和元年度決算にお	
	じた適切な区分に基づ	た適切な区分に基づくセ	た適切な区分に基づくセ	なるよう取り組む	適切な区分に基づくセグ	いて、業務内容等に応じ	
	くセグメント情報を開	グメント情報を開示す	グメント情報を開示す	s:取組は十分であり、か	メント情報の開示を行っ	た適切な区分に基づく	
;	示する。	る。	る。	つ、目標を上回る顕著な	た。	セグメント情報の開示	
				成果があった		を行うことができた。	
				a:取組は十分であり、か			
				つ、目標を上回る成果が		<課題と対応>	
				あった		特になし	
				   b:取組は十分であった			
				c:取組はやや不十分で			
				あり、改善を要する			
				d:取組は不十分であり、			
				抜本的な改善を要する			
	2 資金の管理及び運	5 資金の管理及び運用	   5  資金の管理及び運用	○2 資金の管理及び運	<主要な業務実績>	   <評定と根拠>	
	用	資金の管理及び運用に			「資金管理運用基準」に	.,, ==	
ŕ		おいては、安全性に十分			基づき、事業資金等のう		
		留意しつつ効率的に行		に基づく、安全性に十分			
	分留意しつつ効率的に		に十分留意しつつ効率的		資金については、支払計		
	行う。	70	に行う。	·	画に基づき余裕金の発生		
	13 > 0			運用、有価証券による運			
			流動性の確保が必要な資			性に留意しつつ有価証	
				s:取組は十分であり、か		券による効率的な運用	
				つ、目標を上回る顕著な			
			祝を把握し、主に大口定		金の一部については、満		
			· · - · - · · · · · · · · · · · · ·	a:取組は十分であり、か			
				つ、目標を上回る成果が			
			(2) 資本金、事業資金		金の発生状況を把握し、	101(0,40)	
				めった   b:取組は十分であった			
				c:取組はやや不十分で			
			可能な余裕金の発生状況		DE CICo		
			を把握し、有価証券によ				
			る運用を実施する。	抜本的な改善を要する			
			公理用で大心する。	(経済情勢、農畜産業を			
				巡る情勢、国際環境の変化をないます。			
				化等を踏まえた政策的要			
				因による影響があった場合による影響があった場合には、これな絵色にて			
				合には、これを捨象して			
				評価する。)			

#### (資金の保有状況等)

畜産関係の資金として、調整資金 657 億円及び畜産業振興資金 2,736 億円 (関連法人等に対する出資金見合等 72 億円を含む。)、野菜関係の資金として、野菜生産出荷安定資金 380 億円を令和 2 年度末で保有し ているが、国庫等から受け入れた事業財源の当期末残高であり、翌年度以降の事業等に充てるため「独立行政法人会計基準」に基づき長期預り補助金等として整理している。

#### (関連会社等に対する出資)

関連会社等に対する出資は、旧農畜産業振興事業団から承継したものであり、機構法附則第8条及び業務方法書第252条に基づき適切に出資に係る株式又は持分の管理を行っている。 これらについては、令和2年5月~9月の間に出資対象である全法人に対して決算ヒアリング等を行い、その経営状況の分析を踏まえ、必要な指導等を行った。 なお、平成15年10月の独立行政法人化以降、新たな出資は行っていない。

#### (関連会社等との契約の状況)

関連会社及び関連公益法人等と当機構の間には契約に係る取引はない。

#### (目的積立金等の状況)

去人全体					(単位	: 百万円、%)
		平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
前期中期日	標期間繰越積立金	(初年度) 35,612	31, 118	22, 283		(最終年度)
目的積立金		-	— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	_		
積立金		_	608	880		
	うち経営努力認定相当額					
運営費交付	全債務	351	586	553		
当期の運営	法費交付金交付額(a)	2, 441	2, 608	2, 653		
	うち年度末残高(b)	351	235	292		
当期運営費	予交付金残存率(b÷a)	14. 4	9.0	11.0		

<sup>(</sup>注)金額は、百万円未満四捨五入である。

畜産勘定

(単位:百万円、%)

	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	870	870	870		
目的積立金	_	_	_		
積立金	_	0	75		
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	188	294	200		
当期の運営費交付金交付額(a)	793	737	633		
うち年度末残高(b)	188	106	94		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	23. 7	14. 4	14.8		

<sup>(</sup>注)金額は、百万円未満四捨五入である。

			(単位:	: 百万円、%)
平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
27, 622	25, 293	17, 078		
_	_	_		
_	_	_		
	(初年度) 27,622 —	(初年度)       27,622     25,293       -     -	(初年度)       27,622       -       -   17,078  -	平成 30 年度末 (初年度)     令和元年度末 令和 2 年度末 令和 3 年度末 17,078       27,622     25,293       -     -

- (注1)金額は、百万円未満四捨五入である。
- (注2) 当勘定は、運営費交付金は措置されていない。

野菜勘定

(単位:百万円、%)

17/14 <del>5</del> 47				` · · ·	
	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
目的積立金	_	_	_		
積立金	_	354	414		
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	80	162	152		
当期の運営費交付金交付額(a)	357	489	601		
うち年度末残高(b)	80	83	69		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	22. 4	17.0	11.5		

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

砂糖勘定

(単位:百万円、%)

平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
_	_	_		
_	_	_		
60	86	143		
926	1,007	1, 035		
60	27	99		
6. 5	2. 7	9.6		
	(初年度) - - 60 926 60	(初年度)       -     -       -     -       60     86       926     1,007       60     27	(初年度)       -     -       -     -       -     -       60     86     143       926     1,007     1,035       60     27     99	(初年度)       -     -       -     -       -     -       60     86       143       926     1,007       1,035       60     27       99

(注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

#### でん粉勘定

でん粉勘定				(単位	: 百万円、%)
	平成 30 年度末 (初年度)	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	2, 960	2, 960	2, 341		
目的積立金	_	_	_		
積立金	_	254	388		
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	15	30	50		
当期の運営費交付金交付額(a)	311	314	331		
うち年度末残高(b)	15	15	28		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	4.8	4.8	8.5		

<sup>(</sup>注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

肉用子牛勘定

(単位:百万円、%)

11/11 1 1 1 1				(———	· 11/3/11/
	平成 30 年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
	(初年度)				(最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	4, 161	1, 994	1, 994		
目的積立金	_	_	_		
積立金	-	0	4		
うち経営努力認定相当額					
運営費交付金債務	9	13	8		
当期の運営費交付金交付額(a)	54	61	54		
うち年度末残高(b)	9	5	3		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	16. 7	8. 2	5. 6		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

<sup>(</sup>注) 金額は、百万円未満四捨五入である。

### 第4 短期借入金の限度額

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報	
4	短期借入金の限度額	

2	. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度						当該年度までの累積値等、必要な情
			値等)						報

中期目標	中期計画	中期計画 年度計画 評価指標 法人の業務実績				主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	第4 短期借入金の限	第4 短期借入金の限	◎第4 短期借入金の限			
	度額	度額	度額			
	1 運営費交付金の受	1 運営費交付金の受	短期借入金額の十分な			
	入れの遅延等による資	入れの遅延等による資	精査			
	金の不足となる場合に	金の不足となる場合に	○1 運営費交付金の受	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	おける短期借入金の限	おける短期借入金の限	入の遅延等による資金の	資金の状況を常に把握	評定一	
	度額は、単年度4億円と	度額は、4億円とする。	不足となる場合における	した結果、借入れの必要		
	する。		短期借入れ	はなかった。	<課題と対応>	
			s:取組は十分であり、か		_	
			つ、目標を上回る顕著な			
			成果があった			
			a:取組は十分であり、か			
			つ、目標を上回る成果が			
			あった			
			b:取組は十分であった			
			c:取組はやや不十分で			
			あり、改善を要する			
			d:取組は不十分であり、			
			抜本的な改善を要する			
	2 国内産糖価格調整	2 国内産糖価格調整	○2 国内産糖価格調整			
	事業の甘味資源作物交	事業の甘味資源作物交	事業の甘味資源作物交付			
	付金及び国内産糖交付	付金及び国内産糖交付	金及び国内産糖交付金の	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	金の支払資金の一時不	金の支払資金の一時不	支払資金の一時不足とな	期中における短期借入	評定 b	

足となる場	場合における 足となる場合における	る場合における短期借入	金残高(最高額 287 億円)	機構は、輸入糖等から	
短期借入金	この限度額は、 短期借入金の限度額は	、 h	は借入限度額の範囲内で	調整金を徴収し、これを	
単年度 800	億円とする。   800 億円とする。	s:取組は十分であり、か	あった。	主な財源として、甘味資	
		つ、目標を上回る顕著な	具体的には、期首の借	源作物生産者等に交付	
		成果があった	入金残高 251 億円及び交	金を交付する国内産糖	
		a:取組は十分であり、か	付金支払不足額 458 億円	価格調整事業を実施し	
		つ、目標を上回る成果が	のうち、422 億円を調整	ているが、当該事業の支	
		あった	金収入等により償還し、	払財源である調整金収	
		b:取組は十分であった	残りの 287 億円について	入の単価や生産者等へ	
		c:取組はやや不十分で	借換えを行った。	の交付金単価等は、農林	
		あり、改善を要する	機構は輸入糖等から調	水産省が決定すること	
		d:取組は不十分であり、	整金を徴収し、これを主	となっている。	
		抜本的な改善を要する	な財源として、甘味資源	砂糖勘定の短期借入	
			作物生産者等に交付金を	金は、機構が制度を的確	
			交付する国内産糖価格調	に運営した結果、甘味資	
			整事業を実施している	源作物交付金及び国内	
			が、当該事業の支払財源	産糖交付金の支払資金	
			である調整金収入の単価	等の不足について借り	
			や生産者等への交付金単	入れたものであり、借入	
			価等は、農林水産省が決	れに至った理由等は適	
			定することとなってい	切であった。また、借入	
			る。砂糖勘定の短期借入	先を入札で決定する等	
			金は、機構が制度を的確	により、借入利率を低く	
			に運営した結果、甘味資	抑え金利負担の軽減を	
			源作物交付金及び国内産	図ることができた。	
			糖交付金の支払資金等の		
			不足額について借り入れ	<課題と対応>	
			たものである。	特になし	
			【期末借入残高の推移】		
			<30 年度>169 億円		
			<元年度>251 億円		
			<2年度>287億円		
3 でん*	粉価格調整事 3 でん粉価格調整事	○3 でん粉価格調整事	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
業のでん粉	粉原料用いも   業のでん粉原料用いも	業のでん粉原料用いも交	資金の状況を把握した	評定一	
交付金及び	び国内産いも   交付金及び国内産いも	付金及び国内産いもでん	結果、借入れの必要はな		
でん粉交付	付金の支払資 でん粉交付金の支払資	粉交付金の支払資金の一	かった。	<課題と対応>	
金の一時を	不足となる場   金の一時不足となる場	時不足となる場合におけ		_	
合における	る短期借入金   合における短期借入金	る短期借入れ			
の限度額は	は、単年度 120 の限度額は、120 億円	と s:取組は十分であり、か			

			T		
億円とする。	する。	つ、目標を上回る顕著な			
		成果があった			
		a:取組は十分であり、か			
		つ、目標を上回る成果が			
		あった			
		b:取組は十分であった			
		c:取組はやや不十分で			
		あり、改善を要する			
		d:取組は不十分であり、			
		抜本的な改善を要する			

## (砂糖勘定の繰越欠損金)

繰越欠損金は、主に国内産糖価格調整事業を砂糖の価格調整制度に基づき運営した結果として発生した調整金収支差である。

令和2年度においては、調整金等収入434億円に対し、交付金等支出521億円で86億円の調整金の収支差が生じたことから、令和2年度末における砂糖勘定の主な繰越欠損金は363億円となった。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

1. 当事務及び事業に関す	る基本情報
5	1 緊急的な経済対策として平成 21 年度補正予算、平成 24 年度補正予算、平成 25 年度補正予算及び平成 26 年度補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等、並びに畜産高度化支援リース事業及び配合飼料価格安定基金運営円滑化等事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付 2 平成 23 年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の金銭による納付

2	2. 主要な経年データ										
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)		
			(前中期目標期間最終年度						当該年度までの累積値等、必要な情		
			値等)						報		

中期目標	目標 中期計画 年度計画 評価指標		法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	
	第5 不要財産又は不	第5 不要財産又は不	◎第5 不要財産又は不			
	要財産となることが見	要財産となることが見	要財産となることが見込			
	込まれる財産がある場	込まれる財産がある場	まれる財産がある場合に			
	合には、当該財産の処分	合には、当該財産の処分	は、当該財産の処分に関			
	に関する計画	に関する計画	する計画			
	緊急的な経済対策と	緊急的な経済対策と	○1 緊急的な経済対策			
	して平成 21 年度補正予	して平成 21 年度補正予	として平成 21 年度補正			
	算、平成 24 年度補正予	算、平成 24 年度補正予	予算、平成24年度補正予	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	算、平成 25 年度補正予	算、平成 25 年度補正予	算、平成25年度補正予算	緊急的な経済対策とし	評定b	
	算及び平成 26 年度補正	算及び平成 26 年度補正	及び平成 26 年度補正予	て平成 21 年度補正予算、	国からの納入告知に	
	予算で措置された畜産	予算で措置された畜産	算で措置された畜産業振	平成 24 年度補正予算及	基づき、計画どおり国庫	
	業振興事業の実施に伴	業振興事業の実施に伴	興事業の実施に伴う返還	び平成 26 年度補正予算	納付を行うことができ	
	う返還金等、並びに畜産	う返還金等、並びに畜産	金等、並びに畜産高度化	で措置された畜産業振興	た。	
	高度化支援リース事業	高度化支援リース事業	支援リース事業及び配合	事業に係る返還金等		
	及び配合飼料価格安定	及び配合飼料価格安定	飼料価格安定基金運営円	1,230 百万円を令和2年	<課題と対応>	
	基金運営円滑化等事業	基金運営円滑化等事業	滑化等事業の実施に伴う	10月23日に国庫納付し	特になし	
	の実施に伴う返還金等	の実施に伴う返還金等	返還金等の金銭による納	た。		
	について、各年度に発生	について、各年度に発生	付			
	した当該返還金等をそ	した当該返還金等をそ	s:取組は十分であり、か			
	の翌年度までに金銭に	の翌年度までに金銭に	つ、目標を上回る顕著な			
	より国庫に納付する。	より国庫に納付する。	成果があった			
			a:取組は十分であり、か			
			つ、目標を上回る成果が			

		あった			
		b:取組は十分であった			
		c:取組はやや不十分で			
		   あり、改善を要する			
		   d:取組は不十分であり、			
		抜本的な改善を要する			
平成 23 年に発生した	平成 93 年に発生した	   ○ 2 平成 23 年度予備			
		費で措置された畜産業振			
		興事業の実施に伴う返還		   <評定と根拠>	
				,,,,==,,,,=	
	事故により汚染された		平成23年度に牛肉・稲		
稲わらが原因で牛肉か	稲わらが原因で牛肉か	s:取組は十分であり、か	わらセシウム関連緊急対	国からの納入告知に	
ら暫定規制値を超える	ら暫定規制値を超える	つ、目標を上回る顕著な	策として予備費を財源に	基づき、計画どおり四半	
放射性セシウムが検出	放射性セシウムが検出	成果があった	措置した対策のうち、肉	期毎に国庫納付を行う	
された件に対する緊急	された件に対する緊急	a:取組は十分であり、か	用牛肥育経営緊急支援事	ことができた。	
対策として平成 23 年度	対策として平成 23 年度	つ、目標を上回る成果が	業に係る返還金等 13 百		
予備費で措置された畜	予備費で措置された畜	あった	万円を令和2年4月30	<課題と対応>	
産業振興事業の実施に	産業振興事業の実施に	   b:取組は十分であった			
	伴う返還金等について、				
早期に金銭により国庫			日に国庫納付した。		
に納付する。	する。	d:取組は不十分であり、	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
(-)1111 / 00	, <b>y</b> 0	抜本的な改善を要する			
		1次/〒174以音で女りの			

特になし

<del>**</del> 0	第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、		マーニュー
争ら	一角らだ 担定する取産け外(イ) 由奥な取産を無難し	フは羽尾に無してのとするとそば	<i>→</i> (/ ) =+ [⊞[
7 U	- タオフ ・J 「ヒニ メタニメヒニ タ 「スノタビl/キエント、ノヒンノ ユタ、オタデイネ タビl/キニ ンヒ ロネタイルタ しょ。	スは見かに戻しま ノ( する)( さは、	( V/HIIIII

1. 当事務及び事業に関す	1. 当事務及び事業に関する基本情報							
6	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							

2	2. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度						当該年度までの累積値等、必要な情
			値等)						報

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価				
					業務実績	自己評価					
	_	第6 第5に規定する財	第6 前号に規定する財	_	<主要な業務実績>	<評定と根拠>					
		産以外の重要な財産を譲	産以外の重要な財産を譲		実績なし	評定-					
		渡し、又は担保に供しよ	渡し、又は担保に供しよ								
		うとするときは、その計	うとするときは、その計			<課題と対応>					
		画	画			_					
		予定なし	予定なし								

4. その他参考情報		
特になし		

## 第7 剰余金の使途

1	1. 当事務及び事業に関す	る基本情報						
7	7	剰余金の使途						
2	2. 主要な経年データ							
	三元一十八人 1 人 7 11/1三	7±.4× □ 1=	( <del>\$</del> <del>*</del> *)	00 F E	一上点	0. 左広	0. 左左	(+) + (±+n)

2	1. 主要な経年データ								
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報)
			(前中期目標期間最終年度						当該年度までの累積値等、必要な情
			値等)						報

中期目標	中期計画	年度計画	評価指標	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
_	第7 剰余金の使途	第7 剰余金の使途	◎第7 剰余金の使途	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	人材育成のための研	人材育成のための研	剰余金の使途につい	業務運営に必要なもの	評定一	
	修、職場環境等の充実な	修、職場環境等の充実な	て、中期計画に定めた使	に充てるべき剰余金はな		
	ど業務運営に必要なもの	ど業務運営に必要なもの	途に充てた結果、当該事	かった。	<課題と対応>	
	に充てる。	に充てる。	業年度に得られた成果		_	
			s:取組は十分であり、か			
			つ、目標を上回る顕著な			
			成果があった			
			a:取組は十分であり、か			
			つ、目標を上回る成果が			
			あった			
			b:取組は十分であった			
			c:取組はやや不十分で			
			あり、改善を要する			
			d:取組は不十分であり、			
			抜本的な改善を要する			

## 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

$8-1\sim8-8$	8-1 ガバナンスの強化	8-4 消費者等への広報
	(1) 内部統制の充実・強化	(1)消費者等への情報提供
	(2) コンプライアンスの推進	(2) ホームページの機能強化
	8-2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)	8-5 情報セキュリティ対策の向上
	(1)職員の人事に関する方針	(1)情報セキュリティ対策の向上
	(2)人員に関する指標	(2) 緊急時を含めた連絡体制の整備
	(3)業務運営能力等の向上	8-6 施設及び設備に関する計画
	8-3 情報公開の推進	8-7 積立金の処分に関する事項
	(1)情報開示及び照会事項への対応	8-8 長期借入れを行う場合の留意事項
	(2) 資金の流れ等についての情報公開の推進	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) (前中期目標期間 最終年度値等)	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報提供した事項に 対する照会件数	_	3件	3件	5件	2件			
目標業務日以内に対 応した件数	翌業務日以内の 対応	3件	3件	5件	2件			
達成度合	_	100%	100%	100%	100%			
機構からの直接補助 対象者等に係る情報 公表回数		2回	2回	2回	2回			
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回			
達成度合	_	100%	100%	100%	100%			
生産者等への資金に 係る情報公表回数	_	2回	2回	2回	2回			
目標業務日以内に対応した回数	9月末までの公表	2回	2回	2回	2回			
達成度合	_	100%	100%	100%	100%			
輸入指定糖等から徴 収した調整金の総額 等に係る情報公表回 数		4回	4回	4回	4回			
目標業務日以内に対応した回数	四半期終了月の 翌月末までの公 表	4回	4日	4回	4回			

達成度合	_	100%	100%	100%	100%	
機構からの補助金に	_	7基金	7基金	6基金	5基金	
より造成された基金						
数						
保有状況等を公表し	全ての基金につ	7基金	7基金	6 基金	5基金	
た基金数	いて公表					
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	
事業返還金を含む経	_	1回	1 回	1回	1回	
理の流れに係る情報						
公表回数						
目標業務日以内に対	9月末までの公	1回	1回	1回	1回	
応した回数	表					
達成度合	_	100%	100%	100%	100%	

—————————————————————————————————————	中期計画	年度計画	評価指標	<b>津人の業務宝</b>	- 績・自己評価	主務大臣による評価
1.241日1年	. 1. 231日 1日	一次可固	11   加1日7六	業務実績	自己評価	1.4万人に(こよる)
第6 その他業務運営に	第8 その他主務省令で	第8 その他主務省令で	◎第8 その他農林水産	71477 4151		
関する重要事項	定める業務運営に関する	定める業務運営に関する	省令で定める業務運営に			
	事項	事項	関する事項			
1 内部統制の充実・強 化	1 ガバナンスの強化	1 ガバナンスの強化	○1 ガバナンスの強化			
	(1) 内部統制の充実・強	  (1)内部統制の充実・強	(1) 内部統制の充実・強			
	化	化	化			
		内部統制の充実・強化を				
		図るため、次の取組を行				
		い、必要に応じて規程等				
		を見直す。				
法令等を遵守しつつ適	法令等を遵守しつつ	アのお統制を適切に推	◇ア 内部統制の推進	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
正に業務を行い、機構に	適正に業務を行い、機構	進するための内部統制委	s:取組は十分であり、か	令和2年7月13日に	評定 b	
期待される役割を適切に	に期待される役割を適切	員会を開催し、各種内部	つ、目標を上回る顕著な	内部統制委員会を開催	内部統制委員会を開催	
果たしていくため、「独立	に果たしていくため、「独	統制の取組に係るモニタ	成果があった	し、各種内部統制の取組	し各種取組に関する点検	
行政法人の業務の適正を	立行政法人の業務の適正	リングを実施する。	a:取組は十分であり、か	に係る平成 30 年度の点	等を通じ、PDCA サイクル	
確保するための体制等の	を確保するための体制等		つ、目標を上回る成果が	検結果のフォローアップ	による確実な検証及び今	
整備」(平成 26 年 11 月	の整備」(平成 26 年 11		あった	及び令和元年度のモニタ	後に向けた対応の検討を	
28日総管査第322号総務	月28日総管査第322号総		b:取組は十分であった	リング結果の点検を行っ	行うことができた。また、	
省行政管理局長通知)に	務省行政管理局長通知)		c:取組はやや不十分で	た。また、平成30年度に	行動憲章の定着化に向	
基づき業務方法書に定め	に基づき業務方法書に定		あり、改善を要する	策定した内部統制に関す	け、役職員自らに考えて	
た事項を適正に実施する	めた事項を適正に実施す		d:取組は不十分であり、	る改善方針に係る具体化	もらう取組を行うことが	
とともに、実施状況につ	るとともに、実施状況に		抜本的な改善を要する	方策の対応状況の点検を	できた。	
いてモニタリングを行	ついてモニタリングを行			併せて行った。		

い、必要に応じて規程等	い、必要に応じて規程等			加えて、前年度末に全	<課題と対応>	
	を見直す等、内部統制の			面的な改訂を行った行動		
更なる充実・強化を図る。				憲章について、その趣		
また、法令遵守や倫理				旨・内容を正しく理解し、		
保持に対する役職員の意				個人及び組織への浸透・		
識向上を図るため、外部				定着を促し、日々の行動		
有識者を含むコンプライ				として実践されることを		
アンス委員会で審議され				期して、担当理事の説明		
た計画に基づくコンプラ				による動画及び説明資料		
イアンスを推進する。				をイントラネットに掲載		
				した。また、役職員が実		
				践していく取組として、		
				行動憲章の各指針につい		
				て、一人一人が具体的な		
				行動目標を考える「私の		
				行動宣言」を募集しイン		
				トラネットで共有した。		
		イ 理事長の意思決定を	◇イー役員会の関催	   <主要な業務実績>	<評定と根拠>	
			s:取組は十分であり、か		評定 b	
		開催する。	つ、目標を上回る顕著な	業務方法書の変更認可申	役員会を適切に開催す	
		   一日日日   1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	成果があった	請等の業務運営等に関す		
				る重要事項について、理		
				事長の意思決定を補佐す		
			あった	るため、役員会を13回開	4X / MILLS C C / C C / C o	
			b : 取組は十分であった		<課題と対応>	
			c:取組はやや不十分で	性し、衝賊でリッた。	特になし	
			あり、改善を要する		111640	
			d:取組は不十分であり、			
			抜本的な改善を要する			
			以本のな以音で安りる			
		ウー組織日標の達成等に	   ◇ウ 役職員間の意思疎	   <主要な業務実績>	<評定と根拠>	
			通及び情報共有化の推進		評定 a	
			s:取組は十分であり、か		計画どおり幹部会を開	
				に実施するための内部統		
		ため、幹部会を定期的に		制の充実を図るため、理		
		開催する。	a:取組は十分であり、か		うことを通じ、役職員間	
		かけ は り 、	つ、目標を上回る成果が		の意思疎通及び情報共有	
			う、日保を上回る成未が   あった		に十分取り組むことがで	
				未務連貫のが同性を明確   に伝えるとともに、組織		
			C: 収組は~~~个十分で	として取り組むべき課題	付に、理事女のリータ	

	あり、改善を要する	やそれへの対応を把握・	ーシップの下、新型コロ	
	d:取組は不十分であり、	共有し、その内容をイン	ナウイルスの感染対策等	
	抜本的な改善を要する	トラネットに掲載するな	としてテレワークの推進	
			や徹底した衛生対策を実	
		した。	施することができたこと	
		また、令和2年7月、		
		理事長のリーダーシップ		
		の下、テレワーク実施方	<課題と対応>	
		針検討委員会(委員長:	特になし	
		理事長)を新たに立ち上		
		げ、新型コロナウイルス		
		の感染対策に加え、働き		
		方改革の推進、非常時に		
		おける業務継続、業務の		
		効率化に向けたテレワー		
		クの推進体制を整えると		
		ともに、各種会議の Web		
		方式による開催等、衛生		
		対策の徹底による感染リ		
		スクの低減に取り組ん		
		だ。		
		さらに、新型コロナウ		
		イルスの感染拡大防止の		
		観点から、創立記念行事		
		や年頭訓示の理事長メッ		
		セージを対面ではなく、		
		イントラネット上で動画		
		配信した。		
工 平成 31 年度内部監	◇エ 内部監査の実施	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
査年度計画に基づく内部	s:取組は十分であり、か	内部監査年度計画(令	評定b	
監査を実施する。	つ、目標を上回る顕著な	和2年3月23日付け元	内部監査年度計画にお	
	成果があった	農畜機第 7735 号) に基づ	ける被監査部署4部署及	
	a:取組は十分であり、か	き、特産業務部、経理部、	び3テーマ(計7件)に	
	つ、目標を上回る成果が	畜産経営対策部及び野菜	ついて、計画どおり内部	
	あった	振興部の所掌業務並びに	監査を実施することがで	
	b:取組は十分であった	法人文書の管理、保有個	きた。	
	c:取組はやや不十分で	人情報等の管理及び情報		
	あり、改善を要する	セキュリティ対策の運用	<課題と対応>	
	d:取組は不十分であり、	について内部監査を実施	特になし	
	抜本的な改善を要する	し、内部監査報告書を取		

		りまとめ、理事長に報告			
		した。			
オ業務上のリスクを適	◇オ リスク管理対策の	   <主要な業務実績>	<評定と根拠>		
切かつ効率的に管理する		令和2年10月12日に			
	s:取組は十分であり、か				
を推進する。		し、各部におけるリスク			
		管理の実施状況等につい			
	a:取組は十分であり、か		理に十分取り組むことが		
		また、令和3年2月24			
		日~3月19日、役員及び	C C 7C <sub>0</sub>		
		管理職を対象として、外	<舗題と外広>		
		部の一般的なリスクや不			
		祥事への対応事例などを	101C14 C		
		学ぶことでリスク管理の			
	抜本的な改善を要する	対象にとてリハノ管理の   視野を広げることを目的			
	が大力な改善で多りの	としたリスク管理研修に			
		ついて、外部講師による			
		動画視聴方式により実施			
		した。			
カ 個 / 桂却の第7 から		マナ亜4.米水はは、	/記号1.4440~		
	◇力 個人情報保護対策		<評定と根拠>		
	の推進	令和2年8月26日に			
	s:取組は十分であり、か				
	つ、目標を上回る顕著な				
る。	成果があった	会(総務省)に職員1名			
		を参加させた。また、地			
		方事務所において派遣職			
	あった	員を対象に指導を行った			
		(鹿児島及び那覇:6月、	進することができた。		
	c:取組はやや不十分で				
	あり、改善を要する	令和2年12月1日~			
	d:取組は不十分であり、		特になし		
	抜本的な改善を要する	れたコンプライアンスに			
		関する認識度調査におい			
		て、個人情報の保護につ			
		いてセルフチェックを行			
		い、個人情報の漏えい防			
		止のための対応が概ね適			
				•	
		切に行われていることを			

	の推進 機構に対する国民の信頼を確保する観点から、 法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を 図るため、外部有識者を 含むコンプライアンス委	の推進 法令遵守や倫理保持に 対する役職員の意識向上 を図るため、コンプライ アンス委員会で審議され た平成 31 年度コンプラ イアンス推進計画に基づ くコンプライアンスを推	成果があった a:取組は十分であり、か つ、目標を上回る成果が あった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分で あり、改善を要する	令和2年度コース では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	令和2年度コンプライ アンス推進計画にスを アンス推進計画アンプライで基本 き、コンプライできることがプライできるコンスをアーク を ま員会にアンスを を はまた、コンプライアンを を はまた、フェンの 実施状、令 スを は すること が ライアンと が で フライアンを も に、アンと が ライス と プライス を の ま と プライス を と プライス を の ま と と プライン と の と の と の と の と の と の と の と の と と の と	
				計画どおり実施した。 また、令和3年3月11 日にコンプライアンス委 員会を開催し、令和2年	<課題と対応> 特になし	
計画 機構の使命や業務の目 的を自覚し、その職階に	効率化に関する目標を含 む。) (1) 方針	計画(人員及び人件費の 効率化に関する目標を含 む。) (1)方針 業務運営の効率化に努	る計画(人員及び人件費 の効率化に関する目標を 含む。) ◇(1)職員の人事に関 する方針	勤務状況管理システム		

全に発揮できるよう、人 事評価を通じて職員個々 の能力や実績等を的確に 把握するとともに、研修 等による人材の育成及び 適切な配置を行う。 と、機構の組織・業 務運営の一層の活性化を図るた 進めるとともに、職員の 進めるとともに、職員の 業務運営能力等の育成を 要る。	
の能力や実績等を的確に 把握するとともに、研修 等による人材の育成及び         業務運営能力等の育成を 図る。         業務運営能力等の育成を 図る。         つ、目標を上回る顕著な 成果があった a:取組は十分であり、か a:取組は十分であり、か a:取組は十分であり、か 正配置を行ったほか、人         理・人材育成に関する指 事評価、管理職ポストオ フ、新規採用等の取組を 適切に実施することがで	
把握するとともに、研修       図る。       図る。       成果があった       針等を踏まえて職員の適       フ、新規採用等の取組を 適切に実施することがで	
等による人材の育成及び また、機構の組織・業 また、機構の組織・業 a:取組は十分であり、か 正配置を行ったほか、人 適切に実施することがで	
適切な配置を行う。 務運営の一層の活性化を 務運営の一層の活性化を つ、目標を上回る成果が 事評価及び管理職ポスト きた。	
図るため、人事評価制度、図るため、人事評価制度、あった オフをそれぞれの制度に	
適正な新規採用等を着実 管理職ポストオフ制度、 b:取組は十分であった 基づき実施した。 <課題と対応>	
に実施する。   適正な新規採用等を着実   c : 取組はやや不十分で   また、令和2年度にお   特になし	
に実施する。 あり、改善を要する いて6名の新規採用及び	
d:取組は不十分であり、3名の任期付職員採用を	
技本的な改善を要する   行った。	
(の) 人員に関わる投煙 (の) 人員に関わる投煙 (へ) 人員に関わる投入 (の) 人員に関わるとして、 スジウン・担加へ	
(2)人員に関する指標 (2)人員に関する指標 ◇(2)人員に関する指 <主要な業務実績> <評定と根拠> ###の党勘聯号教は ###の党勘聯号教は ###の党勘聯号教は ###の党勘聯号教は   ###の党勘聯号教は   ###の党勘聯号教は   ####の党勘聯号教は   ###################################	
期末の常勤職員数は、期末の常勤職員数は、標期末の常勤職員数は、標期末の常勤職員数は、評定b	
250 人を上回らないもの   250 人を上回らないもの   s:取組は十分であり、か   238 人となった。   常勤職員数が計画どお   15 まる   1	
とする。 とする。 つ、目標を上回る顕著な り 250 人を上回ってい は ないこ した (本語) た	
成果があった	
「参考1」 a:取組は十分であり、か c に 原本は に アストル に c に 原本は に に ない に ない に に ない に に ない に ない に に ない	
期初の常勤職員数の見込   つ、目標を上回る成果が   <課題と対応>   <課題と対応>	
み 237 人	
期末の常勤職員数の見込   b:取組は十分であった	
み 250 人 (期初の常勤職)     c:取組はやや不十分で       また 3 対策 t 悪力ス	
員数に TPP11 協定の発効	
に伴い追加される加糖調       d:取組は不十分であり、         th th th to That and The state of the sta	
製品からの調整金徴収業 抜本的な改善を要する	
務に係る増員数 13 人を	
加えた数) (各年度の年度計画にお	
いて規定されている具体	
「参考2〕	
中期目標期間中の人件費 基づき、達成度合を評価 かいかん はない おない	
総額見込み 10,643 百万	
(3)業務運営能力等の (3)業務運営能力等の (3)業務運営能力等の	
向上	
機構の使命や業務の目 職員の事務処理能力の	
的を自覚し、その職階に「向上を図るため、業務運」	
応じた業務遂行能力を十一営能力開発向上基本計画	
全に発揮できるよう、以しに基づき、研修を実施す	
下のとおり研修を行う。  る。	

ア 職員の総合的能力を	ア 職員の総合的能力を	◇ア 階層別研修の実施	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
養成するため階層別研修	養成するための階層別研	s:取組は十分であり、か	令和2年度新規採用者	評定b	
(初任者、一般職員、管	修として以下の研修を実	つ、目標を上回る顕著な	等に対し、職員として必	階層別に求められる職	
理職)を実施する。	施する。	成果があった	要な基礎知識や職場への	員の総合的能力を養成す	
	(ア)初任者研修として、	a:取組は十分であり、か	適応力を付与することを	るための、階層別研修を	
	ビジネスマナー研修、初	つ、目標を上回る成果が	目的に、以下の研修を実	概ね計画どおり実施する	
	任者現場研修等	あった	施した。なお、新型コロ	ことができた。	
	(イ)一般職員研修とし	b:取組は十分であった	ナウイルスの感染拡大の		
	て、農村派遣研修、行政	c:取組はやや不十分で	影響により、農村派遣研	<課題と対応>	
	実務研修、統計研修等	あり、改善を要する	修等一部の研修について	特になし	
	(ウ)管理職研修として、	d:取組は不十分であり、	は実施を見合わせた。		
	新任管理職研修等	抜本的な改善を要する	ア 新聞購読研修(11月		
			~3月、令和3年度新		
			規採用予定者3名)		
			イ 採用時衛生研修(4		
			月、11月、令和2年度		
			新規採用者等9名)		
			ウ 業務概要習得研修		
			(4月、11月、令和2		
			年度新規採用者等9		
			名)		
			エ ビジネスマナー研修		
			(4月、令和2年度新		
			規採用者6名)		
			才 初任者研修(11月、		
			令和2年度新規採用者		
			等 18 名)		
			一般職員に対し、係員、		
			係長、課長補佐、課長代		
			理のそれぞれの階層にお		
			いて職務遂行能力や資質		
			を高めることを目的に以		
			下の研修を実施した。		
			ア 係員研修(4、8、		
			11、12月、69名)		
			イ 係長研修(12月、31		
			名)		
			ウ 行政実務研修(7~		
			6月、3名)		
			工 中堅職員(課長補佐)		
			研修(3月、24名)		

		才 統計分析研修(10、		
		11月、2名)		
		カー情報提供技術向上研		
		修(11、12月、3名)		
		キ 役員を講師とした機		
		構業務の位置付け等に		
		係る研修(12、1、2月、		
		266 名)		
		管理職に対し、必要と		
		される知識及び技能を付		
		与し、管理者としての能		
		力を高めることを目的に		
		以下の研修を実施した。		
		アリスク管理等に関す		
		る外部講師研修(2~		
		3月、77名)		
		イ 評価者研修(8月、		
		1名)		
		ウ メンタルヘルス研修		
		(11~2月、74名)		
   イ 職員の専門的能力を イ 職員の	専門的能力を ◇イ 専門別研修の実施	<主要な業務実績>	   <評定と根拠>	
	め、人事異動 s:取組は十分であり、カ		評定 b	
	各部署で必要しつ、目標を上回る顕著な			
情報ネットワーク維持管しとされる能		実施した。なお、内部監		
	に応じて下記 a: 取組は十分であり、カ			
	講させる。 つ、目標を上回る成果が			
	見連研修とししあった	大の影響により、参加を	0	
	務職員研修 b:取組は十分であった	·	   <課題と対応>	
	システム関連 c:取組はやや不十分で		特になし	
	、広報研修、あり、改善を要する	ったため、受講させるこ		
	ワーク維持管 d:取組は不十分であり、			
理研修	抜本的な改善を要する	•会計関連研修		
	人事関連研修	会計事務職員研修(9		
	生管理者養成	~11月、1名)		
	青報保護研修	・広報・システム関連研		
	見連研修とし	修		
て、内部監		ア 広報研修(1月、		
	報関連研修と	1名)		
	力向上研修、	イ情報ネットワーク		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		I	

	海外派遣研修、		維持管理研修(10~		
	(カ)畜産関連研修とし		3月、3名)		
	て、中央畜産技術研修会、		・総務・人事関連研修		
	食肉基礎研修		ア 衛生管理者養成研		
			修 (10月、1名)		
			イ 個人情報保護研修		
			(8、10月、11名)		
			ウ 上記に加え、公文		
			書管理研修(8、9		
			月、2名)及びメン		
			タルヘルス管理研修		
			(1月、1名)		
			・調査情報関連研修		
			ア 語学力向上研修		
			(10~3月、7名)		
			イ JETRO 派遣(海外		
			派遣を含む) 研修 (4		
			~3月、3名)		
			・畜産関連研修		
			アー中央畜産技術研修		
			(8、11、12~3月、		
			6名)		
			イ 食肉基礎研修(12		
			月、5名)		
3 情報公開の推進 3 情報公開の推進	3 情報公開の推進	○3 情報公開の推進			
(1)情報開示及び照会事 (1)情報開示及び照会事	(1)情報開示及び照会事	◇(1) 照会事項への対	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
項への対応 項への対応	項への対応	応	情報提供した事項に対	評定 b	
公正な法人運営を実施公正な法人運営を実施	公正な法人運営を実施	情報提供した事項に関	して照会のあった2件に	照会のあった2件と	
し、機構に対する国民のし、機構に対する国民の	し、機構に対する国民の	する照会についての原則	ついて、2件とも翌業務	も、翌業務日以内に対応	
信頼を確保する観点かに頼を確保する観点か	信頼を確保する観点か	として翌業務日以内の対	日以内に回答した。	することができた。達成	
ら、独立行政法人等の保しら、独立行政法人等の保	ら、独立行政法人等の保	応		度合は 100% (2件/2	
有する情報の公開に関す 有する情報の公開に関す	有する情報の公開に関す	s : 達成度合は 100%で		件)であった。	
る法律(平成 13 年法律第 る法律(平成 13 年法律第					
140 号) に基づく情報の 140 号) に基づく情報の	140 号) に基づく情報の	ための特に優れた取組内		<課題と対応>	
開示を行うほか、情報提開示を行うほか、同法第	開示を行うほか、同法第	容が認められる		特になし	
供した事項に関する照会 22 条第1項に基づき情	22 条第1項に基づき情	a : 達成度合は 100%で			
に対しては、迅速かつ確 報提供した事項に関する					
実な対応をすることと 照会に対しては、迅速か					
し、関連する保有情報に一つ確実な対応をすること					
し、関連する保有情報に   つ確実な対応をすること	つ確実な対応をすること	認められる			

業務日以内に対応する。  (2)資金の流れ等についての情報公開の推進機構が実施する補助事業等の運営状況等について、国民に十分な説明ないで、国民に十分な説明がある。要に、大きの直接のある。また、との団体名、金額、実施時期等を公表する。また、それと併せ、生産者等に	については、原則として ・ 関いては、原則として ・ では、内に対応 ・ のに対して ・ のでは、原則として ・ のでは、内に対応 ・ のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	については、原則として 翌業務日以内に対応 る。 (2)資金の流れ等に との情報を での情報を での情報を でのででででででででででいる。 との情報を ででででででででででいる。 でででででででででいる。 でででででででででいる。 でででででででできる。 でででででできる。 ででででできる。 ででででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 ででできる。 でででできる。 ででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でででででできる。 でできる。 でできる。 でできる。 でででできる。 でででででできででできでででででででででで	c:達成度合は、80%以上100%未満であった d:達成度合は、80%未満であった (2)資金の流れ等についての情報公開の推進 ア 畜産関係業務、野薬 関係業務 ◇(ア)対象者等に係るる情報 公開の推進 分子を9月末までに会し、表した要の表とした要の表とでである。 s:達成度合は 100%で	<主要な業務実績> 言要は業務及び野菜 関係業務において、機構 からの直接の補助対象者 及びそこから更に補助対象者 及びた者の団体名、金額、 実施時期等を令和2年9 月末までにホームページ	計画どおり9月末まで に公表することができ た。達成度合は100%(2 回/2回)であった。	
			a:達成度合は 100%であり、かつ、その達成のための優れた取組内容が認められる			
	は、その総額等を毎年度 取りまとめ、翌年度9月	資金の事業別・地域別の			計画どおり9月末まで	

			た回数とする。	別、地域別の総額を令和	た。達成度合は100%(2	
			s :達成度合は 100%で	2年9月末までにホーム	回/2回)であった。	
			あり、かつ、その達成の	ページにおいて公表し		
			ための特に優れた取組内	た。	<課題と対応>	
			容が認められる		特になし	
			a : 達成度合は 100%で			
			あり、かつ、その達成の			
			ための優れた取組内容が			
			認められる			
			b : 達成度合は 100%で			
			あった			
			c : 達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
特産関係(砂糖・でん	特産関係(砂糖・でん	イ 特産関係(砂糖・で	◇イ 特産関係(砂糖・	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
粉)の交付金交付業務の	粉)については、機構が	ん粉)業務	でん粉)業務	機構が輸入指定糖等か	評定 b	
運営状況等については、	輸入指定糖等から徴収し	機構が輸入指定糖等か	分母を公表回数とし、	ら徴収した調整金の総額	計画どおり四半期の終	
機構からの交付金交付対	た調整金の総額及び機構	ら徴収した調整金の総額	分子を四半期終了月の翌	及び機構から交付金交付	了月の翌月末までに情報	
象者に交付した交付金の	からの交付金交付対象者	及び機構からの交付金交	月末までに公表した回数	対象者に交付した交付金	を公表することができ	
事業別・地域別の総額を	に交付した交付金の事業	付対象者に交付した交付	とする。	の事業別・地域別の総額	た。達成度合は100%(4	
公表する。	別・地域別の総額を四半	金の事業別・地域別の総	s : 達成度合は 100%で	を四半期毎に取りまと	回/4回)であった。	
	期毎に取りまとめ、その	額を四半期毎に取りまと	あり、かつ、その達成の	め、その実績及び収支状		
	実績及び収支状況につい	め、その実績及び収支状	ための特に優れた取組内	況について四半期終了月	<課題と対応>	
	て、四半期終了月の翌月	況について、四半期終了	容が認められる	の翌月末までにホームペ	特になし	
	末までに公表する。	月の翌月末までに公表す	a : 達成度合は 100%で	ージにおいて公表した。		
		る。	あり、かつ、その達成の			
			ための優れた取組内容が			
			認められる			
			b : 達成度合は 100%で			
			あった			
			c : 達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
また、畜産業振興事業	また、畜産業振興事業	ウ 畜産業振興事業によ	◇ウ 機構からの補助金	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
により、事業実施主体に	により事業実施主体にお	り事業実施主体等におい	により造成された基金に	基金管理基準に基づ	評定 b	
おいて造成された基金に	いて造成された基金につ	て造成された基金につい	係る情報公開の推進	き、以下の5基金につい	基金管理基準に基づ	
ついては、補助金等の交	いては、基金基準等の趣	ては、基金基準等に準じ	分母を機構からの補助	て、名称、基金額等の基	き、基本的事項を公表す	
	1			ı	1	

付により造成した基金等	旨を踏まえ、機構から直	て定めた基準に基づき、	金により造成された基金	本的事項等を令和2年	ることができた。達成度	
に関する基準 (平成 18	接交付を受けた補助金に	基金の保有状況、今後の	数とし、分子を公表した	11 月6日にホームペー	合は100%(5基金/5基	
年8月15日閣議決定)等	よる基金のみならず、事	使用見込み等を取りまと	基金数とする。	ジにおいて公表した。	金) であった。	
の趣旨を踏まえ、機構か	業実施主体を経由し間接	めて公表する。	s : 達成度合は 100%で	①融資準備財産		
ら直接交付を受けた補助	的に機構の補助金の交付		あり、かつ、その達成の	②畜産経営維持緊急支援	<課題と対応>	
金による基金のみなら	を受けて設置されている		ための特に優れた取組内	資金融通事業基金	特になし	
ず、事業実施主体を経由	ものも含め、全ての基金		容が認められる	③貸付機械取得資金		
し間接的に機構の補助金	保有状況、今後の使用見		a : 達成度合は 100%で	④畜産高度化支援リース		
の交付を受けて設置され	込み等を取りまとめ、機		あり、かつ、その達成の	基金		
ているものも含め、全て	構において公表する。		ための優れた取組内容が	⑤加工原料乳生産者積立		
の基金保有状況、今後の			認められる	金		
使用見込み等を機構にお			b : 達成度合は 100%で			
いて公表する。			あった			
			c : 達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
このほか、畜産関係業	このほか、畜産関係業務	エ 畜産業振興資金に繰	◇エ 事業返還金を含む	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
務について、会計処理の	について、会計処理の透	り入れられた事業返還金	経理の流れに係る情報公	令和元年度の実績に係	評定b	
透明性を確保する観点か	明性を確保する観点か	を含む経理の流れを、事	開の推進	る畜産業振興資金に繰り	令和元年度の畜産業振	
ら、資金の規模及び畜産	ら、資金の規模及び畜産	業返還金の活用理由等を	分母を公表回数とし、	入れられた補助事業に係	興事業の実績について、	
業振興資金に繰り入れら	業振興資金に繰り入れら	付記した上で9月末まで	分子を9月末までに公表	る返還金を含む経理の流	畜産振興資金に繰り入れ	
れた事業返還金を含む経	れた事業返還金を含む経	に公表する。	した回数とする。	れを、事業返還金の活用	られた事業返還金を含む	
理の流れを公表するとと	理の流れを毎年度取りま		s : 達成度合は 100%で	理由等を付記した上で、	経理の流れを、分かりや	
もに、事業返還金の活用	とめ、翌年度9月末まで		あり、かつ、その達成の	分かりやすい内容で令和	すい内容で9月末までに	
について、その会計処理	に公表する。		ための特に優れた取組内	2年9月 10 日にホーム	公表することができた。	
の分かりやすい説明を付	また、事業返還金の活用		容が認められる	ページにおいて公表し	達成度合は100%(1回/	
記する等、積極的に説明	について、その会計処理		a : 達成度合は 100%で	た。	1回) であった。	
責任を果たすものとす	の分かりやすい説明を付		あり、かつ、その達成の			
る。	記する等により、積極的		ための優れた取組内容が		<課題と対応>	
	な説明を行う。		認められる		特になし	
			b : 達成度合は 100%で			
			あった			
			c : 達成度合は、80%以			
			上 100%未満であった			
			d:達成度合は、80%未			
			満であった			
4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	4 消費者等への広報	○4 消費者等への広報			

消費者等への情報の提	(1)消費者等への情報	(1) 消費者等への情報	(1)消費者等への情報			
供については、国民消費	提供	提供	提供			
生活の安定に寄与すると	消費者等への情報の提供	消費者等への情報の提				
ともに、機構の業務運営	については、国民消費生	供については、国民消費				
に対する国民の理解を深	活の安定に寄与するとと	生活の安定に寄与すると				
めるため、消費者等の関	もに機構の業務運営に対	ともに機構の業務運営に				
心の高い農畜産物や機構	する国民の理解を深める	対する国民の理解を深め				
の業務に関連した情報を	観点から、消費者等の関	る観点から、消費者等の				
積極的に分かりやすい形	心の高い農畜産物や機構	関心の高い農畜産物や機				
で発信する。	の業務に関連した情報を	構の業務に関連した情報				
また、ホームページに	積極的に分かりやすい形	を積極的に分かりやすい				
よる情報提供について	で発信するため、以下の	形で発信するため、以下				
は、機構の最新の動向を	取組を実施する。	の取組を実施する。				
正確かつ迅速に提供する		ア 広報活動の強化を図	◇ア 広報推進委員会に	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
とともに、利用者が必要		るため、広報推進委員会	おける広報活動の改善策	各部の幹部職員から構	評定 b	
とする情報に効率的にア		を開催し、改善策を検討	についての検討	成される広報推進委員会	ホームページ等の改善	
クセスできるよう、ホー		する。	s:取組は十分であり、か	を5回開催し、ホームペ	を図るため、広報推進委	
ムページの機能強化に努			つ、目標を上回る顕著な	ージその他の広報活動の	員会において、広報活動	
める。			成果があった	改善・強化につながる方	の改善と強化について検	
			a:取組は十分であり、か	策やコロナ禍における情	討し、広報活動の改善・	
			つ、目標を上回る成果が	報発信の方法等を検討	強化に努めることができ	
			あった	し、その結果を踏まえ、	た。	
			b:取組は十分であった	動画配信等 web を活用し		
			c:取組はやや不十分で	た情報発信の推進や消費	<課題と対応>	
			あり、改善を要する	者の関心が高い料理レシ	特になし	
			d:取組は不十分であり、	ピの構成の見直し等の改		
			抜本的な改善を要する	善を行った。		
	ア 消費者等へのアンケ	イ 消費者等の情報ニー	◇イ 消費者の情報ニー	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	ート調査を実施し、その	ズを把握するため、ホー	ズ、ホームページ、業務	消費者ニーズを把握す	評定b	
	結果等を踏まえ、ホーム	ムページ、業務紹介用パ	紹介用パンフレットに関	るため、ホームページ、	令和3年度における情	
	ページ等の充実を図る。	ンフレットに関するアン	するアンケート調査の実	業務紹介用パンフレット	報提供の参考とするた	
		ケート調査を実施すると	施	に関するアンケート調査	め、計画どおりアンケー	
		ともに、その結果等を踏	s:取組は十分であり、か	を令和3年1月に実施し	ト調査を実施することが	
		まえ、ホームページの「消	つ、目標を上回る顕著な	た。(全国 15 歳以上の男	できた。	
		費者コーナー」の充実等	成果があった	女、有効サンプル数は		
		を図ることにより、消費	a:取組は十分であり、か	200 名)	<課題と対応>	
		者等への分かりやすい情	つ、目標を上回る成果が		特になし	
		報提供を推進する。	あった			
			b:取組は十分であった			
			c:取組はやや不十分で			

		あり、改善を要する			
		d:取組は不十分であり、			
		抜本的な改善を要する			
		◇ウ ホームページでの	<	   <評定と根拠>	
		· · ·	令和元年度に実施した		
			消費者等へのアンケート		
			において、機構業務紹介		
		の推進	を動画で見られると良い		
			との回答があったことを		
			踏まえ、機構業務の役割		
		成果があった	や必要性を紹介したコン		
		a:取組は十分であり、か	テンツ(Q&A)をアニ	消費者等に情報提供する	
		つ、目標を上回る成果が	メーション化して動画で	ことができた。	
		あった	配信した。	また、Facebook による	
		b:取組は十分であった	また、「消費者コーナ	情報発信を行うことで、	
		c:取組はやや不十分で	ー」の料理レシピについ	機構の業務活動について	
		あり、改善を要する	て、閲覧者が検索しやす	広く消費者等の理解を得	
		d:取組は不十分であり、	いよう、料理の種類別に	るとともに機構の認知度	
		抜本的な改善を要する	整理するなど構成を見直	を向上させることができ	
			した。	た。	
				これら web を活用した	
				新たな方法で消費者等へ	
				分かりやすい情報を提供	
				することができたことか	
			を増やすため、Facebook		
			により随時情報発信を行		
			った。	   <課題と対応>	
			*)/Co		
				特になし	
) Mu 中 +v kh	1. の卒日去   よ   ※申 老炊 1 。 幸	日六 <~ ※曲土炊る四畑~	ノナ亜と光を中体へ	/部台》: 44 # /	
	との意見交 ウ 消費者等との意			<評定と根拠>	
	た双方向・ 換会等を通じた双方				
	や意見の交 同時的な情報や意見				
	農畜産物や 換等により、農畜産				
機構業務に関	する消費者   機構業務に関する消	費者   意見交換会、セミナー等			
等の理解の促	進を図る。   等の理解の促進を図	る。 の実施)	実施する「加工・業務用	ったとの意見が出された	
		s:取組は十分であり、か	野菜支援の取組」につい	ほか、消費者団体のホー	
		つ、目標を上回る顕著な	て、消費者等の理解促進	ムページや機関紙を通し	
		成果があった	を図るため、Web 会議を	て広くフィードバックさ	
		a:取組は十分であり、か	利用した関係者との意見	れるなどにより、外食産	
		つ、目標を上回る成果が	交換会を開催した。	業の実態及び機構業務等	
ı	ı	ı	1	1	

		あった	また、Web 会議を利用	への理解の促進を図るこ	
		b: 取組は十分であった	した alic セミナーの開	とができた。	
		c:取組はやや不十分で	催(4回)、広報誌の発行	また、alic セミナーで	
		あり、改善を要する	(4回)等を通じて、消	は、畜産、野菜、砂糖分	
		d:取組は不十分であり、	費者等への情報提供に取	  野の海外情報や EU の持	
		抜本的な改善を要する	り組んだ。	続可能な農畜産業といっ	
				たタイムリーなテーマを	
				取り上げたことにより、	
				参加者アンケートにおい	
				て大宗から「良かった」・	
				「まあ良かった」との高	
				評価を得ることができ	
				た。	
				新型コロナウイルスの	
				感染拡大の影響により、	
				消費者等への対面による	
				  広報活動が困難となる	
				  中、Web 会議を活用し、	
				   計画どおり実施できたこ	
				  とから、a評価とした。	
				<課題と対応>	
				特になし	
(2) ホームページの機	(2) ホームページの機	◇ (2) ホームページの	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
能強化	能強化	機能強化	アクセス解析ソフトに	評定 a	
ホームページによる情	ホームページの機能強	(指標=活用状況の集	よりホームページのアク	ホームページのアクセ	
報提供については、利用	化を図るため、以下の取	計・分析、必要に応じた	セス数等の集計分析を行	ス分析を行うことによ	
者が必要とする情報に効	組を行う。	ホームページへの反映)	い、各部へその結果を提	り、情報提供のテーマ選	
率的にアクセスできるよ	ア ホームページの改善	s:取組は十分であり、か	供し、情報提供の充実に	定の検討等に活用するこ	
う、ホームページのスマ	等に反映させるため、ホ	つ、目標を上回る顕著な	活用した。	とができた。	
ートフォンへの対応等、	ームページの活用状況の	成果があった	また、ホームページ利	また、ホームページ利	
ホームページの機能強化	集計・分析を実施する。	a:取組は十分であり、か	用者の属性や関心事項を	用者の関心事項等を把握	
に努める。	イ アの集計・分析結果、	つ、目標を上回る成果が	把握するため、アンケー	する機能を導入したこと	
	アンケート調査結果、情	あった	トページ作成機能をホー	で、ホームページの改善	
	報検討委員会の意見等を	b:取組は十分であった	ムページに導入した。	等に必要な閲覧者の意見	
	踏まえた検討を行い、ホ	c:取組はやや不十分で	さらに、情報発信の強	を効率的に収集すること	
	ームページをスマートフ	あり、改善を要する	化を図るため、「消費者コ	が可能となったほか、動	
	オンへ対応させるなど必	d:取組は不十分であり、	ーナー」(ムービーコーナ	画共有サイト(YouTube)	
	要に応じてその結果をホ	抜本的な改善を要する	ー) に動画共有サイト	の導入により、分かりや	
	ームページに反映させ		(YouTube)を新たに開設	すい情報提供にとどまら	

し、畜産関係補助事業の一ず、コロナ禍における情 ウ 農畜産業及びその関 公募に係る事業実施主体 | 報発信の強化に繋げるこ 連産業の発展に寄与する への事業説明に利用する とができた。 など、機構業務全般の情 ため、これら産業に携わ さらに、農畜産業及び その関連産業に携わる事 る事業者等がホームペー 報発信に活用した。 ジに広告を掲載する機会 このほか、農畜産業及|業者に対し、機構のホー を提供する。 びその関連産業の発展に「ムページ等を広告媒体と 資するための関連事業者 | して活用できる機会を提 等への広告掲載機会の提 | 供することにより、これ 供について、従来のホートらの事業の発展に資する ムページに加え、新たにしことができた。 情報誌のメールマガジン このことから、中期計 も対象とする媒体とし、一画における所期の目標を ホームページへのバナー | 上回る成果を得ることが 広告については、4事業 | できたことから、a 評価 者へ掲載の機会を提供し とした。 <課題と対応> 特になし 5 情報セキュリティ対 5 情報セキュリティ対 5 情報セキュリティ対 0 5 情報セキュリティ 策の向上 策の向上 策の向上 対策の向上 サイバーセキュリティ (1) サイバーセキュリ (1) サイバーセキュリ | ◇ (1) 情報セキュリテ | <主要な業務実績> <評定と根拠> 基本法(平成 26 年法律第 | ティ基本法(平成 26 年法 | ティ基本法(平成 26 年法 | ィ対策の向上 令和2年度情報セキュ | 評定 a 104号) 第25条第1項に | 律第104号) 第25条第1 | 律第104号) に基づく最 | (指標 = 規程等の見直 | リティ対策推進計画に基 | 令和2年度情報セキュ |基づく最新の「政府機関 | 項に基づく最新の「政府 | 新の「政府機関等の情報 | し、規程等の周知、実施 | づき、以下①から⑧の取 | リティ対策推進計画に基 等の情報セキュリティ対 | 機関等の情報セキュリテ | セキュリティ対策のため | 状況の点検、監査、対策 | 組を実施した。 づき、関係する内部規程 ィ対策のための統一基準 | の統一基準群」等を踏ま | の改善等) 策のための統一基準群」 ① 各業務システムにつ の改正を行うとともに、 等を踏まえ、関係規程等 | 群」等を踏まえ、関係規 | え、関係規程等を適時適 | s:取組は十分であり、か | いて、情報システム台 | 情報セキュリティに係る を適時適切に見直すとと「程等を適時適切に見直す」切に見直すとともに、こしつ、目標を上回る顕著なし 帳の更新を行った上│訓練、研修、自己点検等 もに、これに基づき情報 とともに、これに基づき れに基づき情報セキュリ 成果があった で、担当者へのヒアリーの取組を計画どおり実施 ングを行い、現状、今一することができた。 セキュリティ対策を講 | 情報セキュリティ対策を | ティ対策を講じ、情報シ | a: 取組は十分であり、か | じ、情報システムに対す | 講じ、情報システムに対 | ステムに対するサイバー | つ、目標を上回る成果が | 後の更改等の予定、費 また、自己点検におい るサイバー攻撃への防御 | するサイバー攻撃への防 | 攻撃への防御力、攻撃に | あった 用等を把握するとともして、テレワーク時の情報 |御力、攻撃に対する組織|対する組織的対応能力の|b:取組は十分であった 力、攻撃に対する組織的 に、外部専門家による | セキュリティ対策につい 対応能力の強化に取り組一的対応能力の強化に取り一強化に取り組む。また、 セキュリティ診断を実して必要な指導を行うこと c:取組はやや不十分で む。また、実施状況を毎 | 組む。また、実施状況を | 実施状況を毎年度把握 | あり、改善を要する 施した。 ができた。 年度把握し、PDCA サイク 毎年度把握し、PDCA サイ し、PDCA サイクルにより | d:取組は不十分であり、| ② 役職員を対象とし 特に、新型コロナウイ ルにより情報セキュリテークルにより情報セキュリー情報セキュリティ対策の一抜本的な改善を要する て、外部講師による動 | ルスの感染拡大に対し 画視聴型研修及び標的して、急遽整備したテレワ ィ対策の改善を図る。 |ティ対策の改善を図る。|改善を図る。 型メール訓練を実施し一ク機器等について、短

た。	期間で情報セキュリティ	
③ 標的型攻撃メール等		
	情報セキュリティ対策の	
	向上に十分取り組むこと	
	ができたことから、a 評	
いて、役職員に対して		
ポップアップ形式によ		
り毎日繰り返し周知を	<課題と対応>	
行った。	特になし。	
④ テレワーク時を含む		
情報セキュリティ対策		
について、役職員によ		
る自己点検を行い、点		
検結果に基づく各部の		
改善結果の評価から得		
られた共通的な留意点		
について、次年度の自		
己点検計画に反映させ		
ることとした。		
⑤ 情報セキュリティ対		
策の高度化を図るた		
め、メールセキュリテ		
ィ対策サービスの導		
入、機密性の高い情報		
を保存している電磁的		
記録媒体のデータ抹消		
及び物理的な破壊並び		
に役職員用端末のパス		
ワードに係る要件の厳		
格化を行った。		
⑥ サイバー攻撃や不正		
アクセスに対する対策		
として、プロキシサー		
バ、IPS による外部監		
視サービス、ファイル		
暗号化システム及び振		
舞検知ソフトの運用を		
継続した。		
⑦ NISC による情報セ		
キュリティ監査(マネ		
ジメント監査、ペネト		
レーションテスト) に		

			適切に対応した。		
			⑧ 農水省情報セキュリ		
			ティ関係下位規程の改		
			正等を踏まえ、関係す		
			る内部規程の改正を行		
			った。		
			- , 40		
			また、新型コロナウイ		
			ルスの感染拡大に対し		
			て、テレワーク推進のた		
			めに必要なインフラ環境		
			整備(専用 PC の整備、USB		
			型シンクライアントシス		
			テムの導入、ルールの策		
			定) 等について、テレワ		
			ーク実施方針検討委員会		
			において決定された基本		
			的な推進方針に基づき、		
			情報セキュリティ対策を		
			万全に講じた上で実施し		
			た。		
			なお、令和3年3月23		
			日に情報セキュリティ委		
			員会を開催し、令和2年		
			度情報セキュリティ対策		
			及びテレワーク対応の実		
			績を報告するとともに、		
			令和3年度情報セキュリ		
			ティ対策推進計画の了承		
			を得た。		
(2)農林水産省との緊	(2) 緊急時を含めた連	◇(2) 緊急時を含めた	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
急時を含めた連絡体制を	絡体制の整備	連絡体制の整備	農林水産省の担当部局	評定b	
整備し、情報セキュリテ	所管部局との緊急時を	(指標=所管部局との連	を含めた緊急時の連絡網	緊急時を含めた連絡体	
ィ上の課題について農林	含めた連絡体制を整備	絡体制の整備、情報交換	の整備・更新を行った。	制の整備等について、農	
水産省との情報交換を積	し、情報セキュリティ上	の実施等)	また、ソフトウェアの脆	林水産省担当部局との連	
極的に行う。	の課題について所管部局	s:取組は十分であり、か	弱性情報の共有やセキュ	絡網の整備・更新、同部	
特に、事故・障害等が	との情報交換を積極的に	つ、目標を上回る顕著な	リティに関するアップデ	局との情報セキュリティ	
発生した場合は、速やか	行う。	成果があった	ートの実施状況等につい	に係る適時の情報交換を	
に農林水産省の情報セキ	特に、事故・障害等が	a:取組は十分であり、か	て、同省の担当部局に連	的確に実施することがで	
ュリティ責任者に連絡し	発生した場合は、速やか	つ、目標を上回る成果が	絡・相談することにより	きた。	
I	1	1	1		

	て適切な対策を実施す	に所管部局の情報セキュ		情報交換を行った。		
	る。	リティ責任者に連絡して	b:取組は十分であった	このほか、機構内の各	<課題と対応>	
		適切な対策を実施する。	c:取組はやや不十分で	情報システム責任者等の	特になし	
			あり、改善を要する	名簿についても整備・更		
			d:取組は不十分であり、	新し、連絡体制を整備し		
			抜本的な改善を要する	た。		
_	6 施設及び設備に関す	6 施設及び設備に関す				
	る計画	る計画	_	_	_	
	予定なし	予定なし				
_	7 積立金の処分に関す	7 積立金の処分に関す	○7 前期中期目標期間			
	る事項	る事項	繰越積立金の処分			
	畜産勘定の前期中期目	畜産勘定の前期中期目	s:取組は十分であり、か	<主要な業務実績>	<評定と根拠>	
	標期間繰越積立金は、独	標期間繰越積立金は、独	つ、目標を上回る顕著な	(畜産勘定)	評定b	
	立行政法人農畜産業振興	立行政法人農畜産業振興	成果があった	畜産勘定の前中期目標	前中期目標期間繰越積	
	機構法(平成14年法律第	機構法(平成14年法律第	a:取組は十分であり、か	期間繰越積立金 870 百万	立金は、畜産勘定、補給	
	126 号。以下「機構法」	126 号。以下「機構法」	つ、目標を上回る成果が	円は、旧農畜産業振興事	金等勘定、でん粉勘定及	
	という。)附則第8条第1	という。)附則第8条第1	あった	業団より承継した株式会	び肉用子牛勘定において	
	項に基づき管理及び処分	項に基づき管理及び処分	b:取組は十分であった	社への出資の持分とし	それぞれ適切に管理する	
	を行う。また、補給金等	を行う。また、補給金等	c:取組はやや不十分で	て、機構法附則第8条第	ことができた。	
	勘定、でん粉勘定及び肉	勘定、でん粉勘定及び肉	あり、改善を要する	1項に基づき管理してい		
	用子牛勘定の前期中期目	用子牛勘定の前期中期目	d:取組は不十分であり、	る。	<課題と対応>	
	標期間繰越積立金は、そ	標期間繰越積立金は、そ	抜本的な改善を要する		特になし	
	れぞれ機構法第 10 条第	れぞれ機構法第 10 条第		(補給金等勘定)		
	1号ニからチまでに規定	1号ロからへまでに規定		令和元年度決算におい		
	する業務、同条第5号ニ	する業務、同条第5号ホ		て 2,328 百万円の当期純		
	及びホに規定する業務並	及びへに規定する業務並		損失を計上したため、機		
	びに肉用子牛生産安定等	びに肉用子牛生産安定等		構法第 10 条第1号ロか		
	特別措置法(昭和63年法	特別措置法(昭和63年法		らへまでに規定する業務		
	律第98号)第3条第1項	律第98号)第3条第1項		に前中期目標期間繰越積		
	に規定する業務に充てる	に規定する業務に充てる		立金(元年度末残高		
	こととする。	こととする。		25,293 百万円)を充て		
				た。		
				(でん粉勘定)		
				令和元年度決算におい		
				て、134 百万円の当期純		
				利益を計上したため、前		
				中期目標期間繰越積立金		
				(元年度末残高 2,960		

			百万円)の充当実績はな		
			かった。		
			(肉用子牛勘定)		
			令和元年度決算におい		
			て 2, 163 百万円の当期純		
			損失を計上したため、肉		
			   用子牛生産安定等特別措		
			置法第3条第1項に規定		
			する業務に前中期目標期		
			間繰越積立金(元年度末		
			残高 1,994 百万円) を充		
			てた。		
			1. 20		
6 長期借入れを行う場	8 長期借入れを行う場 -	○8 長期借入れを行う	   <主要な業務実績>	   <評定と根拠>	
合の留意事項	合の留意事項	場合の留意事項	長期借入れは行わなか		
機構法に基づき長期信		長期借入金の極力有利		H1/C	
	入れを行うに当たって	な条件での借入れ	0	<課題と対応>	
	は、市中の金利情勢等を	s:取組は十分であり、か		_	
	-   考慮し、極力有利な条件	つ、目標を上回る顕著な			
での借入れを行う。	での借入れを行う。	成果があった			
C 12 III 1 1 1 2 1 1 2 1	C 15 1117 W C 17 7 0	a:取組は十分であり、か			
		つ、目標を上回る成果が			
		あった			
		あった b:取組は十分であった			
		あった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分で			
		あった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分で あり、改善を要する			
		あった b:取組は十分であった c:取組はやや不十分で			

## 4. その他参考情報

特になし